

# 第6期美幌町総合計画

## 基本計画（中期）素案

平成30年11月

美幌町

|                                            |     |
|--------------------------------------------|-----|
| 基本計画の施策の体系                                 | 1   |
| <b>基本目標 1-人を創り、地域力を高めるまちづくり</b>            |     |
| 1-1 町民との協働によるまちづくり                         | 6   |
| 1-2 持続可能な行財政システムの確立                        | 14  |
| 1-3 国際・国内交流の推進                             | 20  |
| 1-4 地域の安全対策の充実                             | 22  |
| 1-5 公共交通の充実                                | 26  |
| 1-6 地域の情報化の推進                              | 29  |
| 1-7 防災体制の強化                                | 30  |
| 1-8 消防・救急体制の強化                             | 34  |
| <b>基本目標 2-自然の美しさやくらしの安心を、みんなで護りあうまちづくり</b> |     |
| 2-1 地域福祉機能の充実                              | 37  |
| 2-2 高齢者福祉の充実                               | 40  |
| 2-3 障がい者福祉の充実                              | 44  |
| 2-4 子育て支援の充実                               | 47  |
| 2-5 保健予防対策の推進                              | 51  |
| 2-6 地域医療体制の充実                              | 55  |
| 2-7 生活環境保全・緑化活動の推進                         | 60  |
| 2-8 ごみ処理、リサイクルの推進                          | 64  |
| 2-9 社会保障による支援                              | 66  |
| <b>基本目標 3-まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり</b>     |     |
| 3-1 雇用の拡大、安定                               | 68  |
| 3-2 農業の振興                                  | 72  |
| 3-3 林業の振興                                  | 80  |
| 3-4 新エネルギーの推進                              | 83  |
| 3-5 商工業の振興                                 | 85  |
| 3-6 観光の振興                                  | 89  |
| 3-7 地域特産品の振興                               | 94  |
| 3-8 消費者保護の充実                               | 96  |
| <b>基本目標 4-住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり</b>       |     |
| 4-1 道路網の整備                                 | 98  |
| 4-2 除排雪体制の充実                               | 102 |
| 4-3 治山・治水対策の推進                             | 105 |
| 4-4 住みやすく美しい市街地機能の向上                       | 108 |
| 4-5 公園、緑地の整備                               | 112 |
| 4-6 住宅環境の整備                                | 114 |
| 4-7 上下水道の整備                                | 117 |
| <b>基本目標 5-夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり</b>       |     |
| 5-1 幼稚園、学校教育の充実                            | 122 |
| 5-2 生涯学習の充実                                | 128 |
| 5-3 青少年の健全育成                               | 135 |
| 5-4 芸術、文化の振興                               | 138 |
| 5-5 スポーツの振興                                | 141 |

# 基本計画の施策の体系

## 創

### 基本目標 1

人を創り、地域力を高めるまちづくり

#### 1-1 町民との協働によるまちづくり

- (1)町民主権による自治の推進
- (2)まちづくり活動の促進
- (3)コミュニティ活動の促進
- (4)地域活力の基盤となる集会室の整備
- (5)広報の充実
- (6)広聴の充実
- (7)情報公開の推進
- (8)人権を尊重したまちづくり
- (9)男女共同参画社会の推進
- (10)自衛隊美幌駐屯部隊の充実整備
- (11)自衛隊美幌駐屯部隊における防災対応と連動した体制の確立
- (12)自衛隊美幌駐屯部隊と地域住民との更なる一体感の醸成

#### 1-2 持続可能な行財政システムの確立

- (1)行政組織の活性化
- (2)行政運営、行政サービスの効率化
- (3)総合計画の管理、行政評価の推進
- (4)美幌版総合戦略の着実な推進
- (5)健全な財政運営の推進
- (6)行政改革の推進
- (7)危機管理体制の充実
- (8)情報セキュリティの強化
- (9)広域行政の推進

#### 1-3 国際・国内交流の推進

- (1)国際交流の推進
- (2)国内交流の推進
- (3)移住・定住の推進

#### 1-4 地域の安全対策の充実

- (1)交通安全施設の整備
- (2)交通安全活動の推進
- (3)防犯対策の推進
- (4)犯罪を防ぐ環境整備

#### 1-5 公共交通の充実

- (1)総合的な公共交通体系の構築
- (2)鉄道の充実・確保
- (3)バス路線の充実
- (4)乗合タクシーの利用促進
- (5)女満別空港の利便性向上

#### 1-6 地域の情報化の推進

- (1)情報化の基盤整備
- (2)情報通信の活用推進

#### 1-7 防災体制の強化

- (1)防災体制の充実、強化
- (2)自助的活動の促進

#### 1-8 消防・救急体制の強化

- (1)常備消防体制の充実
- (2)火災予防広報活動の推進
- (3)消防団の充実
- (4)救急体制の強化
- (5)救命に関する技術や知識の普及
- (6)消防施設の整備

# 護

## 基本目標 2

自然の美しさやくらしの安心を、みんなで護りあうまちづくり

### 2-1 地域福祉機能の充実

- (1)地域福祉活動の推進
- (2)利用者の視点に立った福祉サービスの提供
- (3)低所得者への自立の支援

### 2-2 高齢者福祉の充実

- (1)高齢社会への対応
- (2)自立生活の支援
- (3)権利擁護事業の促進
- (4)地域包括支援センターの機能充実
- (5)高齢者福祉施設の整備
- (6)高齢者の社会参加、生きがい活動の促進
- (7)介護保険事業の安定化

### 2-3 障がい者福祉の充実

- (1)障がい者福祉の推進体制の充実
- (2)障がい者の自立生活の支援
- (3)障がい者福祉施設の整備
- (4)障がい者の社会参加、生きがい活動の促進
- (5)権利擁護事業の促進

### 2-4 子育て支援の充実

- (1)次世代育成支援
- (2)子育てに関する相談・指導の充実
- (3)保育園(所)の充実
- (4)学童保育の充実
- (5)ひとり親福祉の充実
- (6)母子保健の推進
- (7)家庭における食育

### 2-5 保健予防対策の推進

- (1)総合的な保健体制の充実
- (2)保健予防、保健指導の推進
- (3)介護予防の推進
- (4)介護予防マネジメント体制の確立
- (5)健康づくりの推進

### 2-6 地域医療体制の充実

- (1)国民健康保険病院の充実
- (2)保健・医療・介護・福祉との連携強化
- (3)広域医療体制の充実
- (4)救急医療体制の充実
- (5)医療従事者等の確保対策の推進
- (6)医療、保健、介護、福祉ネットワークの確立

### 2-7 生活環境保全・緑化活動の推進

- (1)環境共生に向けた総合的な取り組み
- (2)自然環境の保護
- (3)公害の防止
- (4)環境美化活動の推進
- (5)不法投棄対策の推進
- (6)花や緑による景観の向上及び緑化の推進
- (7)霊園の維持管理
- (8)火葬場施設整備事業

### 2-8 ごみ処理、リサイクルの推進

- (1)ごみ処理体制の充実
- (2)ごみの減量化とリサイクルの推進

### 2-9 社会保障による支援

- (1)国民健康保険事業の推進
- (2)高齢者医療制度の推進

# 活

## 基本目標 3

まちの資源や持ち味を、  
活に換えていくまちづくり

### 3-1 雇用の拡大、安定

- (1)企業誘致の推進
- (2)地元企業の育成
- (3)雇用、労働対策の推進
- (4)（人材）登録制度による雇用促進支援
- (5) (4) 起業や新たな事業化、販路拡大の促進の推進
- (6) ~~地域資源を活用し、若者の雇用の場を創出~~

### 3-2 農業の振興

- (1)農業生産環境の保全・整備
- (2)担い手の育成確保と生産性の向上
- (3)新たな農業の展開
- (4)食の安全・安心対策の推進
- (5)畜産の振興
- (6)農業地域の土地利用
- (7)生産基盤の保全・整備
- (8)環境共生に向けた総合的な取り組み

### 3-3 林業の振興

- (1)森林の整備
- (2)付加価値の向上
- (3)経営の近代化・効率化の推進
- (4)森林の有効活用
- (5)木質バイオマスの普及促進

### 3-4 新エネルギーの推進

- (1)環境共生に向けた総合的な取り組み

### 3-5 商工業の振興

- (1)経営基盤の強化、経営の近代化
- (2)商店街の魅力向上
- (3)工業の振興

### 3-6 観光の振興

- (1)総合的な推進体制、ビジョンの確立
- (2)既存施設や観光資源の保全、有効活用
- (3)観光情報の提供、サービスの向上
- (4)観光イベントの魅力向上

### 3-7 地域特産品の振興

- (1)地域特産品の開発・育成
- (2)地域特産品のPR・販売

### 3-8 消費者保護の充実

- (1)消費者の保護

# 集

## 基本目標4

住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり

### 4-1 道路網の整備

- (1)国道・道道の整備
- (2)町道の整備
- (3)国道、道道、町道等道路網の整備、促進

### 4-2 除排雪体制の充実

- (1)除雪体制の充実
- (2)降雪による事故防止
- (3)雪による交通安全対策
- (4)除雪活動
- (5)排雪活動

### 4-3 治山・治水対策の推進

- (1)治水対策の推進
- (2)河川整備
- (3)治山対策の推進

### 4-4 住みやすく美しい市街地機能の向上

- (1)計画的な土地利用の推進
- (2)適正な土地利用の確保
- (3)市街地における土地利用の推進
- (4)市街地の再整備
- (5)市街地の保全
- (6)誰もが利用しやすい施設・設備づくり

### 4-5 公園、緑地の整備

- (1)公園や緑地の整備、維持管理

### 4-6 住宅環境の整備

- (1)公営住宅の整備
- (2)民間住宅・宅地整備の推進
- (3)空き家対策

### 4-7 上下水道の整備

- (1)水資源の確保
- (2)水道の整備
- (3)水道事業の推進
- (4)下水道事業の継続性の確保
- (5)下水道事業の推進
- (6)合併処理浄化槽の設置促進と維持管理
- (7)汚泥処理の推進

# 育

## 基本目標5

夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり

### 5-1 幼稚園、学校教育の充実

- (1)幼稚園の充実
- (2)小中学校の教育環境の充実
- (3)小中学校の教育内容の充実
- (4)小中学校における食育の推進
- (5)高等学校教育の充実

### 5-2 生涯学習の充実

- (1)生涯学習の推進体制の確立
- (2)生涯学習関連施設の整備
- (3)生涯学習活動の促進
- (4)図書館、読書活動の充実
- (5)博物館の充実

### 5-3 青少年の健全育成

- (1)青少年の健全育成推進体制の充実
- (2)青少年育成活動の充実

### 5-4 芸術、文化の振興

- (1)芸術文化活動の促進
- (2)文化財や郷土資料等の保全、継承

### 5-5 スポーツの振興

- (1)生涯スポーツの振興
- (2)スポーツ施設の整備、活用
- (3)スポーツ活動の促進

# 1 人を創り、地域力を高めるまちづくり

## 1-1 町民との協働によるまちづくり

### 現状と課題

#### [住民自治、コミュニティ]

町内には市街地区農村地区併せて67の自治会があり活発に活動していますが、近年、自治会活動に取り組む役員等の高齢化により、新たな担い手確保が課題となっています。また、地域コミュニティ活動の拠点である集会室の老朽化も進んでおり、集会施設を計画的に修繕し維持管理に取り組む事が必要となっています。

また、「地域サポーター制度※」については、各自治会が抱える課題や自主的な活動、行政への事業協力など、自治会が果たす役割が近年多くなっていることから、町職員が自治会とのパイプ役を担い協力しながら、課題解決に向けて取り組んでいます。

#### [住民参加、協働]

平成23年4月、美幌町自治基本条例※の施行により、町民が主役のまちづくりや協働の推進・コミュニティ活動を明文化しました。美幌町は過去より住民参加や協働が盛んでありますが、現在、各ボランティア団体等はメンバーの固定化や高齢化が進み、若者の参画や後継者不足が課題となっています。

#### [広報]

主に広報誌とホームページを通じて情報を発信しています。広報誌は更なる見やすさの追求と内容の充実を図ることが必要です。ホームページは、平成23年度から各担当で記事を作成できるシステム（CMS※）を導入しましたが、担当によって情報発信量に格差があるほか、デザインの統一や検索性などに課題があり、これらを解決するために、平成27年度にホームページのリニューアルとを行いました。今後は最新の情報を迅速に提供できるような管理・運用体制の見直しを進めています。

#### [広聴]

広く町民の声を聴くため、毎年、自治会連合会と懇談会を共催し、広く地域の声を拾い上げています。また町民の悩み事には「悩み心配ごと相談※」を毎月開設し、町民が利用しやすい相談窓口を開設しています。

町の行政情報を町民に知ってもらう「まち育出前講座※」による利用が毎年増えており、好評を得ていますが、さらに多くの町民に利用され、親しみを持って行政情報を知ってもらえるよう、講座メニューの拡充や、希望される講座設置が今後の課題です。

#### [人権]

法務大臣より委嘱された人権擁護委員※が中心となり、町内小中学校で開催される人権教室など、思いやりのある心が育めるよう活動しています。

また、毎月「調停・人権擁護委員※」による相談日を開設し、多様な人権侵害などに対して、様々な相談を受けております。

## [男女共同参画]

「びほろ男女共同参画プラン※」に基づき、男女の対等な立場を確立し、あらゆる分野で共に参画できるまちづくりを推進しています。国の施策である「第3・4次男女共同参画基本計画※」に基づき、審議会等の女性登用率 30%を目標とし、年度で相違があるものの、ほぼ目標値を達成しています。また、女性団体が主体となった講演会開催や研修参加を行い、研鑽を重ねて自主的活動を担っています。

## [陸上自衛隊美幌駐屯地]

近年、大規模な災害等が全国各地で発生しており、東日本大震災にも美幌駐屯地から隊員が派遣されるなど、過去の大規模災害時における陸上自衛隊美幌駐屯地の存在は大きく、隊区内2市8町においても重要な役割を担っています。また、国際平和協力活動等における支援活動は、多くの国民から高く評価されており、地域住民に大きな信頼を与えています。

平成25年末に策定された「新防衛計画の大綱※」（概ね10年間）及び「中期防衛力整備計画※」（平成26年度～平成30年度）では、北海道における陸上自衛隊員の定数は維持されたものの、新たな大綱で示された「統合機動防衛力※」を構築するため、第5旅団※が機動旅団に改編される予定となっていることから、美幌駐屯部隊への影響が懸念されるところです。今後も、美幌駐屯部隊の更なる充実整備が望まれます。

※地域サポーター制度：平成20年から町職員が“地域サポート職員”として自治会連合会と協働しながら課題解決をする制度

※美幌町自治基本条例：町民が主役として、まちづくりの理念やルールを定めたもの

※CMS：専門知識がなくてもホームページを簡単に更新できるシステム

※悩み心配ごと相談：毎月第2水曜日実施している調停委員と人権擁護委員による定例相談

※まち育出前講座：町民要望に応じた場所に出向き、町政情報を提供して町民参加と情報共有を行う。

※人権擁護委員：基本的人権の尊重と啓発のため、法務大臣から委嘱された委員

※調停（・人権擁護）委員：調停委員は、豊富な知識経験や専門的な知識を持つ一般市民の中から選ばれ、民事調停や家事調停などを行う。

※びほろ男女共同参画プラン：女性の地位・福祉の向上と社会参画を推進して、地域づくりに寄与するためのプラン

※第3・4次男女共同参画基本計画：男女共同参画社会基本法に定められた法定基本計画で、政府が策定し、ほぼ5年毎に見直しされている。

※新防衛計画の大綱：中期的な視点で日本の安全保障政策や防衛力の規模を定めた指針。概ね10年で見直しとなる。現在は25大綱、概ね10年で見直しとなる。

※中期防衛力整備計画：防衛計画の大綱に基づき、防衛力の整備、維持及び運用などを具体的に定めた計画

※統合機動防衛力：陸海空3自衛隊の統合運用を重視し、機動的に部隊を展開することにより防衛力をより強靱にすることが可能

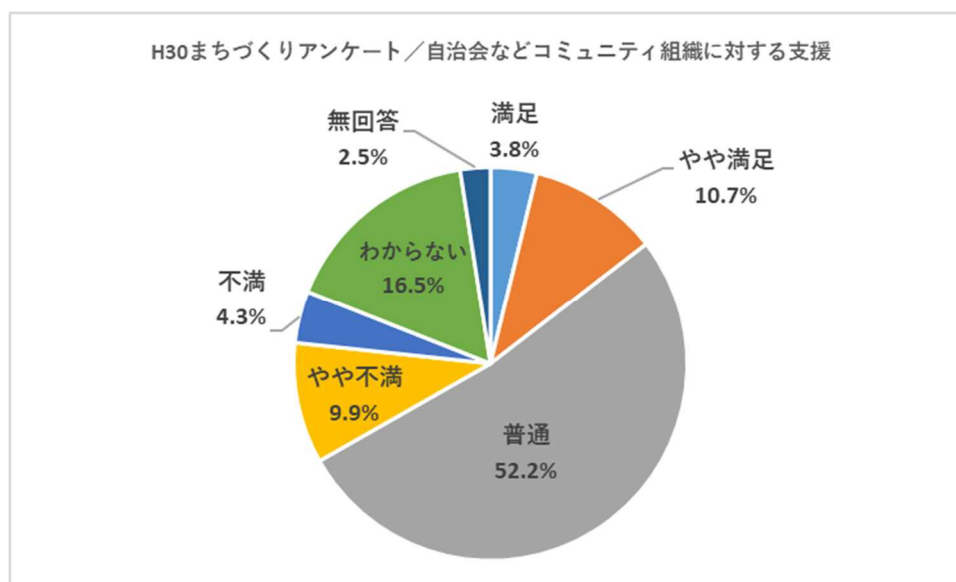
※第5旅団：北部方面隊（北海道）に所属する部隊であり、司令部を帯広駐屯地に置く。北海道道東の防衛警備、災害派遣を主任務とする。

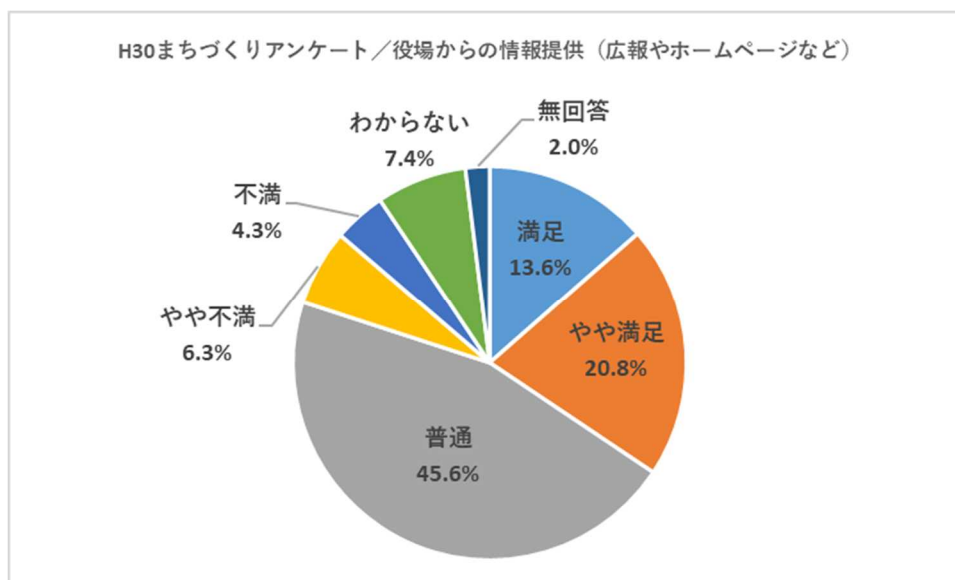
※機動旅団：離島への攻撃に実効的かつ機動的に対処する部隊。25大綱で新たに定められた。

## 基本的な考え方と指標

○美幌町自治基本条例に基づく町民が主役のまちづくりを推進し、安心安全で心豊かな生活が送れるよう町民主体の自主的な活動に対し引き続き支援します。

- 町や自治会が所有する地域集会室を長く活用できるように、計画的な維持管理や修繕等に努めていきます。また、自治会活動の問題である新たな担い手確保や育成への協力に努め、自治会と協働しながら地域の自主的活動を支援していきます。自治会が抱える課題解決のため、地域サポーター制度活用や担当窓口による協力支援を継続して行います。
- 情報提供及び情報共有は、まちづくりの基本であり、重要な要素のひとつです。町の情報提供手段として、最も広く提供できる広報誌については、見る側の視点に立った情報提供に努めます。また、アクセス数が年々増加しているホームページ・Facebook について見直すとともに、SNS など新たな情報提供手段も取り入れていきます。さらに、町民が利用しやすい相談等の窓口設置や、わかりやすい情報提供ができるよう努めます。
- 人権擁護委員と町が連携しながら、広く啓発を行い、町民一人ひとりの人権意識を高めていきます。
- 各種委員会等への女性登用率を、引き続き目標値 30 % に設定し周知を行うとともに、びほろ男女共同参画プランを基に男女共同参画への意識啓発や諸活動の定着を行います。また、セクシュアルハラスメント※やドメスティックバイオレンス（DV）※等の防止に向けた啓発や、相談窓口の開設を継続し、特に女性が相談しやすい環境整備に努めます。
- 陸上自衛隊美幌駐屯部隊の充実・整備を図るため、駐屯地との関係が日本一良好な関係にあるとの高い評価を得ている地域住民との更なる一体感を醸成し、自衛隊協力会※をはじめ協力諸団体一丸となって駐屯地に対する支援を継続するとともに、隊員削減の反対活動並びに新たな部隊・訓練施設の誘致に向けた陳情要望活動を実施します。また、美幌駐屯部隊と日常的な連携強化を図り、あらゆる災害等に対応する体制を整えます。





| 指標名             | 計画策定時 |           | 前期実績 (H30) | 中期 (H34)  | 後期 (H38)  |
|-----------------|-------|-----------|------------|-----------|-----------|
| 審議会等※の女性登用率     | H26   | 27%       | 29.5%      | 30%       | 30%       |
| 自治会加入率          | H27   | 76%       | 74.1%      | 78%       | 80%       |
| 町ホームページへのアクセス件数 | H26   | 273,725 件 | 300,000 件  | 320,000 件 | 340,000 件 |

※SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、Facebook や LINE など、社会的なつながりをインターネット上などで持つことができるサービス

※セクシャルハラスメント：性的ないやがらせを意味し、一般的には略してセクハラと言われる。

※ドメスティックバイオレンス（DV）：同居関係にある配偶者や元夫婦・恋人等の間で起こる暴力

※自衛隊協力会：OBで組織する隊友会や父兄家族会、女性（夫人等）協力会など自衛隊を支援する団体

※審議会等：国や地方自治体などに付随する行政機関、または、任意に設けられる諮問機関

## 施策

☆（ ）で掲載しているものは、その上段の施策の一部という意味です。

| 施策の区分           |                                           | 施策の内容                                               |
|-----------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| (1)町民主権による自治の推進 | ①自治基本条例の適正な運用<br>【まちづくりG】                 | 行政によるアクションプラン※の進捗管理、自治推進委員会※による実効性のある住民参加の推進を図ります。  |
|                 | ②自治基本条例に基づく青少年等の町民参加のまちづくりの推進<br>【まちづくりG】 | 次世代の担い手である青少年及び子どもが、それぞれの年齢にふさわしい方法による町政参加の推進を図ります。 |
|                 | ③自治基本条例に基づく協働のまちづくりの推進<br>【まちづくりG】        | 町民、自治会、活動団体、事業者、議会及び行政による協働のまちづくりの推進を図ります。          |
| (2)まちづくり活動の促進   | ①くらし安全まちづくり条例※に基づいた実践活動の支援充実<br>【まちづくりG】  | 災害、犯罪及び事故を防止する為、自治会等の自主的に行う各団体の活動に対して支援、協力を行います。    |

|                                 |                                       |                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                 | ②まちづくり団体による活動促進<br>【まちづくりG】           | 美幌町まちづくり活動奨励事業補助金※を活用した各団体の活動補助を行い、制度周知により活用を促進します。                                                                                                                  |
|                                 | ③まちづくり活動への反映を意識した研修の実施<br>【まちづくりG】    | ふるさとづくり事業※を通じて、必要な事業に対して助成を継続します。                                                                                                                                    |
| (3)コミュニティ活動の促進                  | ①コミュニティ組織や人材の育成と組織の活動支援<br>【まちづくりG】   | コミュニティ組織が活動しやすい環境作りのために、自治会連合会等への補助金による支援をはじめ、人的な協力にも積極的に努めて、活動推進を図ります。<br><br>また、住民への自治会加入の啓発を図り、自治会組織の強化や役員等の担い手には、行政と自治会連合会が協力しながら人材確保に努め、安定した自治会組織の継続性を確保していきます。 |
|                                 | ②コミュニティ施設への支援<br>【まちづくりG】             | 自治会所有の集会室の維持にかかる水道や電気料金等の基本料金に対する助成や、修繕工事への補助を行いながら各地域のコミュニティ活動や地域の交流場所として、地域単位での活動や交流を促進していきます。                                                                     |
|                                 | ③地域サポーターの利活用によるコミュニティ活動支援<br>【まちづくりG】 | 地域サポーター制度の利用しやすい環境作りに努め、自治会への周知や利活用を推進します。                                                                                                                           |
| (4)地域活力の基盤となる集会室の整備<br>【まちづくりG】 |                                       | 地域集会室の整備については、地域要望等を踏まえ、実現のため公共施設等総合管理計画※で整備施設とした位置づけをして、推進を図ります。                                                                                                    |
| (5)広報の充実                        | ①広報誌の充実<br>【総務G】                      | 特集記事の充実や分かりやすく読みやすい文章と見やすいレイアウトを工夫し、広報誌の更なる充実を図ります。                                                                                                                  |
|                                 | ②美幌町ホームページの充実<br>【総務G】                | 迅速な行政情報の発信をはじめ、見やすさを重視し、ホームページの充実を図ります。                                                                                                                              |
|                                 | ③情報提供の多様化に向けた取り組み<br>【総務G】            | 情報提供の手段が多様化しており、情報の受け手のニーズに合った手段で情報を提供するため、どの情報をどの手段で提供するかを見極め、的確な情報を適当な方法で情報提供していきます。                                                                               |
|                                 | ④まち育出前講座の充実<br>【まちづくりG】               | 町民ニーズを的確に捉えた講座メニューを増やしていくとともに、子ども向けのメニューについても検討していきます。 <b>きます。</b>                                                                                                   |
| (6)広聴の充実                        | ①町民からの相談体制の                           | 町民の悩み事には「悩み心配ごと相                                                                                                                                                     |

|                    |                                                             |                                                                                                                                         |
|--------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | <p>充実<br/>【まちづくりG】</p> <p>②町民との意見交換の機会充実<br/>【まちづくりG】</p>   | <p>談」の窓口を設置しており、利用しやすい窓口整備に努めます。</p> <p>町長の「車座トーク※」をはじめ「自治会連合会と行政との懇談会」等や「地域サポーター制度」の活用により、直接町民と対話する場面を設け、町民に広く周知し声を聴く機会充実に努めていきます。</p> |
| (7)情報公開の推進         | ①積極的な情報公開の推進<br>【総務G】                                       | ファイリングシステム※を導入し、情報公開請求に迅速な対応をするとともに、必要な情報を積極的に公開していきます。                                                                                 |
| (8)人権を尊重したまちづくり    | ①人権擁護の啓発<br>【まちづくりG】                                        | 人権擁護委員会を中心とした人権啓発活動に対し支援するとともに、「まち育出前講座」のメニュー追加や広報等により広く町民に周知します。                                                                       |
| (9)男女共同参画社会の推進     | ①男女共同参画についての理解促進<br>【まちづくりG】                                | 男女共同参画についての理解を高めるため、講演会開催や研修等で意識づくりを推進していきます。                                                                                           |
|                    | ②各種委員会等への女性登用<br>【まちづくりG】                                   | 政府の政策である第3・4次男女共同参画基本計画に基づき、各種委員会等への女性登用率30%を目標とし、今後も推進を図ります。                                                                           |
|                    | ③セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンス（DV）の防止に向けた広報及び相談の充実<br>【まちづくりG】 | <p>広報等によるセクハラ、DV防止の啓発を続けると共に、女性のための相談窓口の開設を継続します。</p> <p>また、関係機関との連携をさらに充実するように努めます。</p>                                                |
| (10)自衛隊美幌駐屯部隊の充実整備 | ①美幌駐屯地の充実整備に向けた陳情・要望活動の推進<br>【総務G】                          | <p>隊員削減反対行動並びに新たな部隊及び教育訓練施設の誘致に向けた陳情・要望活動を行います。</p> <p>更に、主力部隊となる第6普通科連隊※、第101特科大隊※の充実整備を図るとともに、保養施設※の誘致、新編部隊の配置に向けた活動に取り組みます。</p>      |
|                    | ②主力部隊の6普連※、101特科※の充実整備<br>【総務G】                             |                                                                                                                                         |
|                    | ③保養施設※の誘致<br>【総務G】                                          |                                                                                                                                         |

|                                 |                                |                                                                                  |
|---------------------------------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
|                                 | ④新部隊配置に向け、具体的提案型陳情の展開<br>【総務G】 |                                                                                  |
| (11)自衛隊美幌駐屯部隊における防災対応と連動した体制の確立 | ①美幌駐屯地との連絡体制の充実強化<br>【総務G】     | 美幌町地域防災計画の更新時に美幌町防災会議の構成員として参画を要請します。<br>災害発生時の隊員（リエゾン※）派遣による情報収集、災害対応等の連携を図ります。 |
| (12)自衛隊美幌駐屯部隊と地域住民との更なる一体感の醸成   | ①自衛隊協力諸団体との連携<br>【総務G】         | 美幌駐屯部隊充実整備期成会※、美幌地方自衛隊協力会※等を通じて協力諸団体との連携を強化し、美幌駐屯地の諸行事等の活動を支援します。                |

※アクションプラン：自治基本条例を推進するための具体的な計画内容

※自治推進委員会：自治基本条例を守り育て、実効性を高めるために設置された委員会

※くらし安全まちづくり条例：災害、犯罪及び事故から町民の安心と安全を確保する基本理念を定め、責務を明記

※美幌町まちづくり活動奨励事業補助金：自治会や団体等が、地域の課題や活性化に向けて自ら企画し自主的に取り組む活動への補助金

※ふるさとづくり事業：基金を活用して、まちづくり活動に資する事業を行うことで、活力あるまちづくりを推進する。

※公共施設等総合管理計画：公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを定めた計画

※車座トーク：町長が自治会や団体等の集まりにおじゃまして、意見交換を行う。

※ファイリングシステム：公文書を従来の簿冊に綴じるのではなく、個別フォルダで収納・管理し、専用のキャビネットで保管するもの。文書の私物化を防ぎ、目的の文書を速やかに探し出すことが可能となる。

※第6普通科連隊（6普連）：第5旅団に所属する部隊であり、美幌駐屯地に駐屯する部隊

※第101特科大隊（101特科）：北千歳駐屯地に所在する第1特科群に所属する部隊であり、美幌駐屯地に駐屯する部隊

※保養施設：災害派遣や国際平和協力活動派遣後の隊員のメンタルヘルスやカウンセリングを受けられる施設

※リエゾン：災害対策現地情報連絡員。災害対策本部が設置された際に、情報収集、連絡要員として町に派遣される隊員

※美幌駐屯部隊充実整備期成会：陸上自衛隊美幌駐屯部隊の存置及び充実を図る団体。諸団体等の代表者をもって構成

※美幌地方自衛隊協力会：自衛隊の激励並びに後援等に努めるとともに、自衛隊の健全な育成・発展に寄与する団体。隊区内2市8町の首長・議長等で構成

## 関連する計画

| 計画の名称                         | 計画期間              |
|-------------------------------|-------------------|
| 美幌町自治基本条例を生きた条例にするためのアクションプラン | 平成31年度～平成34年度（予定） |
| 美幌町公共施設等総合管理計画                | 2017年度～2046年度     |
| びほろ男女共同参画プラン                  | 平成31年度～平成40年度（予定） |
| 美幌町地域防災計画（一般防災編）              | 平成29年度～           |
| 美幌町地域防災計画（地震防災編）              | 平成29年度～           |
| 美幌町水防計画                       | 平成29年度～           |

## 1－2 持続可能な行財政システムの確立

### 現状と課題

#### [行政運営]

平成 24 年度から、行政評価（事中評価・事後評価）※に取り組み、現在は総合計画・予算・行政評価の各事業項目を統一させ実効性の高い運用を図っています。行政評価は、総合計画・予算・行政評価の各事業項目を統一させ実効性の高い運用を図っていますが、評価結果の効果的な活用や、評価事務の効率化を進めていく必要があります。

行政改革※は、第 5 次行政改革実施計画（平成 25 年度～平成 27 年度）に基づき取り組んできましたが、完全実施に至っていない一部の平成 28 年度策定の第 4 次美幌町行政改革大綱に基づく実施計画を策定し取り組んでいます。今後の財政状況を踏まえて事務事業の改善及び外部委託の推進行財政運営基盤の強化を図っていく必要があります。

現在の役場庁舎は昭和 35 年に建設され、老朽化が著しいことに加え、耐震性能の不足、狭隘化・分散化が課題になっています。

#### [財政運営]

平成 24 年 11 月に策定した第 2 次財政運営計画※に基づき、財政の健全化に努めていますが、生産年齢人口の減少による町税収入の伸び悩み、縮減傾向にある地方交付税※、公共施設の老朽化に伴う維持補修費の増加、社会保障関連経費の増大、加えて老朽化や耐震不足により多くの公共施設の整備が必要となるなど、町を取り巻く財政環境は厳しさを増しています。歳入では、ふるさと納税※をはじめとする安定した自主財源の確保に努めるとともに、事業の選択と集中化を図りながら過疎対策事業債※を有効活用するなど、過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債など交付税措置のある地方債の有効活用と基金の計画的な取り崩しを行い、歳出では、事業の選択と集中化を図りながら将来を見据えた効率的かつ計画的な財政運営が求められています。

#### [電算システム]

自治体が行う業務を円滑かつ正確に行うためには、電算システム※の活用は必要不可欠なものとなっており、そのためには膨大な量の様々な情報を保有し、かつ、随時正しい内容にしておかなければなりません。

町で保管している情報のそのほとんどが「個人情報」であるため、その管理は厳格に行うべきものであり、また、運用にあたっては職員一人ひとりが重要性、秘匿性、機密性を認識する必要があります。

また、電算システム形態に関しては、平成 29 年度に電算機器を更新する際に本町の業務処理形態やコスト面を考慮し、検討の結果自庁設置としたところですが、次期更新に向けて本町にとって最善の形態を継続して調査・検討する必要があります。

本町では電算データを格納するファイルサーバー※を自庁管理していますが、昨今クラウド化※が主流となっています。次期電算システム更新時にはデータ管理の効率性、経費面での優位性等を勘案し、本町にとって最善の電算システム形態を構築していく必要があります。

#### [広域行政]

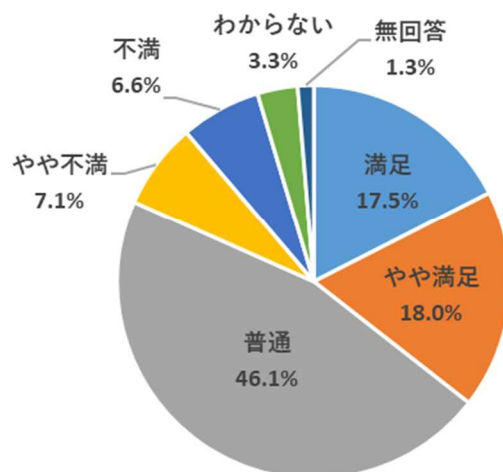
広域連携事業においては、一部事務組合である美幌・津別広域事務組合※により、共通する政策課題の共同化や事務事業の効率化を図っていますが、今後も関係自治体との情報共有と連携強化により、他分野での広域的な連携を模索し効率的な事業を引き続き進めることが必要です。

- ※行政評価（事中評価・事後評価）：行政の事業目的を明確にし、実施成果を客観的に評価して、現状認識と課題改善につなげるもの。
- ※行政改革：行政組織の効率化と経費削減を目的とした取組
- ※第2次財政運営計画：平成25年度から平成34年度までの10年間の中長期的な財政見通しのもと、財政健全化への取組強化を図るための計画
- ※地方交付税：どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう国から市町村に対して交付される交付税
- ※ふるさと納税：任意の自治体に寄附し寄附額のほぼ全額が税額控除される制度で「ふるさと寄附金」とも言う。多くの自治体で謝礼品を出す。
- ※過疎対策事業債：過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として、特別に発行が認められた地方債（市町村の借金）
- ※電算システム：コンピュータによって継続的に成果（結果）が導かれる仕組み
- ※ファイルサーバー：自身の管理している記憶装置をネットワーク上の他のコンピュータと共有し、外部から利用できるようにするコンピュータ
- ※クラウド化：自らのコンピュータ内で管理運用してきた情報システムを、インターネット等を通じて外部の事業者が管理するサービスを利用する形にすること。
- ※美幌・津別広域事務組合：美幌町と津別町で消防及び火葬場業務を共同で運営している地方公共団体

## 基本的な考え方と指標

- 効率的で適正な行財政運営に努めるとともに、事務事業の透明性を図り、最小の経費で最大の効果をあげる取り組みを引き続き進めていきます。**庁舎の改築については、交付税措置のある有利な地方債を活用し、平成32年度までの完成を目指します。**
- 将来に向けて質の高い行政サービスを提供するためには、財政情報の透明性を高めながら、事業の優先度や緊急性を常に検証しつつ、真に必要な事業に限定して取り組むなど、引き続き健全な財政運営を推進します。
- 電算システムにおける機器上でのセキュリティ強化、脆弱性※発見時の速やかな対応を行うとともに、情報を取り扱う職員がその情報の重要性を認識し慎重な姿勢で業務を遂行する体制を構築します。また、更新時期が近づいている現行システムの更新においては、現在主流となっている「クラウド」を検討項目に追加し、本町に適した電算システムの管理形態を検討していきます。**電算システム形態について次期更新に向けセキュリティ強靱化、本町の電算業務処理形態、経費面において本町に適した電算システムの検討を継続して行います。**
- 人口減少社会にある中で少子高齢化が更に進行しており、保健・医療・観光など様々な分野において複数自治体による広域的な事務事業の連携を視野に入れた、定住自立圏構想※の調査研究を進めていきます。**調査検討に努めます。**
- 共通課題を整理した中で最小の経費で最大の効果をあげるため、関連自治体との連携により効率的で効果的な広域行政を進めます。

H30まちづくりアンケート／役場窓口の対応とサービス



| 指標名      | 計画策定時 |       | 前期実績 (H30) | 中期 (H34) | 後期 (H38)  |
|----------|-------|-------|------------|----------|-----------|
| 実質公債費比率※ | H26   | 10.0% | 8.3%       | 10.97.2% | 11.29.0%  |
| 将来負担比率※  | H26   | 1.5%  | 6.5%—      | 9.541.7% | 12.583.2% |

※脆弱性：コンピュータのOSやソフトウェアにおいて、プログラムの不具合や設計上のミスが原因となつて生じる情報セキュリティ上の欠陥

※定住自立圏構想：「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の魅力を活用し連携・協力して、地域住民の暮らしを圏域全体で確保し、地方の人口定住を促進する政策

※実質公債費比率：一般会計等における借入金の元利償還金及び準じた経費が占める、一般財源の標準的な規模に対する割合。この比率が高まると財政の弾力性が低下したことを表す。

※将来負担比率：一般会計等の借入金のほか将来負担すべき実質的な負債が、一般財源の標準的な規模に対する割合を表した比率。

## 施策

| 施策の区分              |                                                                     | 施策の内容                                                                                                                                                        |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)行政組織の活性化        | ①権限移譲※を考慮した機構改革及び定員配置<br>【総務G】                                      | 課題や必要に応じ、組織の見直しを検討します。また、再任用制度※を活用した人員管理を行います。行うとともに、定年延長等への対応を検討していきます。                                                                                     |
|                    | ②職員の能力向上と能力、実績を重視した人事管理の推進<br>【総務G】                                 | 人材育成型の人事評価を全職員に本格導入します。                                                                                                                                      |
| (2)行政運営、行政サービスの効率化 | ①公共施設等総合管理計画の策定及び固定資産台帳整備※の実施未活用公共施設管理計画※の策定及び固定資産台帳※更新と活用<br>【財務G】 | 公共施設等のサービス水準、再配置等について、具体的に検討することや今後の地方公会計※導入を視野に取り組みを進めます。各所管により公共施設の再配置等を検討する中、用途が廃止され老朽化等のため使用されていない施設の管理方法を検討します。また、今後の地方公会計導入を視野に固定資産台帳を活用し、資産管理をしていきます。 |

|                    |                                      |                                                                                                                                                         |
|--------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | ②文書管理体制の整備<br>【総務G】                  | ファイリングシステムを導入 <b>推進</b> し、効率的、効果的な行政運営を進め <b>図り</b> ます。                                                                                                 |
|                    | ③電子申請、イベント等の予約システムの整備<br>【総務G】       | スマートフォンへの対応などにより利便性の向上を図ります。                                                                                                                            |
|                    | ④庁舎改築検討<br><br>④役場庁舎の改築<br>【総務G】     | 将来の建設に備えて、新庁舎の建設に向けての事業手法等の検討研究を行います。<br><br><b>現庁舎の老朽化及び耐震不足により、現庁舎敷地内での改築を行います。</b>                                                                   |
|                    | ⑤電算システムの管理運営、次期システム更新の対応<br>【総務G】    | 行政サービスを停滞させることの無いよう電算システムの管理運営体制を維持するとともに、日々進化している電算処理手法に対応できるシステム構築を進めます。また、次期システム更新にあたっては、災害、事故等のリスクやコスト面を多角的視点から検討し本町にとって最善のシステムの導入に努めます。            |
| (3)総合計画の管理、行政評価の推進 | ①行政評価を含めた総合計画の進行管理の実施<br>【まちづくりG】    | 事務事業におけるP D C Aサイクル※の確立と、総合計画・予算・行政評価が三位一体で取り組むことで、業務方針や目的を持ち効率的な業務遂行に取り組みます。                                                                           |
| (4)美幌版総合戦略の着実な推進   | ①美幌版総合戦略※の随時見直しによる効果的な実施<br>【まちづくりG】 | 人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢において高い持続性を確保するため、美幌版総合戦略※を着実に実行 <b>しますとともに、（仮称）第2次美幌版総合戦略を策定します。</b> また、戦略にあっては町民参加による推進委員会においてP D C Aサイクル※による随時見直しを行い、効果的な推進を図ります。 |
| (5)健全な財政運営の推進      | ①第2次財政運営計画の着実な実行<br>【財務G】            | 財政状況を広く情報発信し、財政情報の共有化を図ります。<br><br>歳入の確保と歳出の抑制を図ることで収支バランスのとれた財政運営を行います。<br><br>事業の優先度や緊急性を踏まえ、持続可能な財政運営を実現します。                                         |
|                    | ②財政基盤の強化と効率的な財政運営<br>【財務G】           | ふるさと納税、遊休資産の売却など、自主財源の確保に努めます。<br><br>公共施設の最適化を進め、計画的で効率的な保全管理に努めます。                                                                                    |

|                |                                       |                                                                                                                              |
|----------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | ③過疎地域自立促進市町村計画※に基づく過疎対策事業の推進<br>【財務G】 | 過疎地域からの自立に向け、過疎対策事業債の有効活用を図ります。<br>事業の選択と集中化を図り、財政規律の確保に努めます。                                                                |
| (6)行政改革の推進     | ①行政改革実施計画の推進及び行政改革大綱※の策定<br>【まちづくりG】  | 第6次行政改革実施計画の推進及び第4次行政改革大綱※を策定し、事務事業の改善や外部委託の推進を図ります。<br>第4次行政改革大綱に基づき事務事業の改善や、行財政運営基盤の強化に努めます。                               |
| (7)危機管理体制の充実   | ①危機管理意識の向上<br>【総務G】                   | 職員研修及び実動訓練を実施することにより、危機管理意識の向上と的確な災害対応の充実に努めます。                                                                              |
|                | ②危機管理対応マニュアルの作成及び見直し<br>【総務G】         | 職員災害時初動マニュアル、避難所運営マニュアル等を作成します。実災害、訓練等により得た教訓をもとに、作成すべきマニュアルについては作成し、また既存のマニュアルの改善項目について随時見直しを図ります。                          |
| (8)情報セキュリティの強化 | ①サイバー攻撃に対する対応<br>【総務G】                | 従来にも増してサイバー攻撃※が巧妙かつ複雑化している中で、それに対応しうるセキュリティ体制の構築を進めます。<br>町電算担当職員と保守業者が連携を密にし、不正通信等のチェックを行います。                               |
|                | ②職員の情報に対する意識向上<br>【総務G】               | 個々の職員が業務上取り扱っている情報の重要性、秘匿性、機密性に対する認識向上のため、定期的に注意喚起文書の配布又は説明を行います。<br>情報流出事故の主な原因は、人的ミスによるものであることから、最低限遵守しなければならない事項を周知徹底します。 |
| (9)広域行政の推進     | ①定住自立圏構想の研究<br>【まちづくりG】               | 人口減少社会を迎え、近隣自治体と役割や機能を分担・協力、施設の相互利用など、町民生活の機能が維持できるよう、安定的、継続的行政サービスが提供できるよう「定住自立圏構想」の研究を行います。調査検討に努めます。                      |

|  |                             |                                         |
|--|-----------------------------|-----------------------------------------|
|  | ②広域連携事務事業の更なる推進<br>【まちづくりG】 | これまでの広域連携事務・事業を、更に連携する地域や業務の拡大の検討を行います。 |
|--|-----------------------------|-----------------------------------------|

※権限移譲：国や都道府県の権限を市町村に移し、移譲先の市町村で事務処理ができるようにすること。地域住民の意向を反映した意思決定や地域の特色を活かした行政の展開が可能となる。

※再任用制度：勤務実績が良好であり、就労意欲のある定年退職者等を最長 65 歳まであらためて採用することができる制度

※未活用公共施設管理計画：用途が廃止され老朽化等のため使用されていない公共施設について、今後の管理の方向性を定めた計画

※固定資産台帳整備：公共施設等総合管理計画の策定に関連して、市町村が所有する土地、建物、機械などの固定資産を管理するための帳簿を整備すること。

※地方公会計：現金収支を表す従来の会計に対して、現金収支のほか、資産や負債の状況を示す新たな公会計

※PDCAサイクル：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の 4 段階を繰り返し、業務を継続的に改善する手法

※美幌版総合戦略：人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的として制定された「まち・ひと・しごと創生法」において、策定に努めることとされた美幌版の総合戦略

※過疎地域自立促進市町村計画：人口減少等に伴い過疎地域に指定された市町村が、地域資源を活用して地域の自立促進を図るために必要な事業を定めた計画

※行政改革大綱：行政改革の基本方針や推進項目を定めて、ほぼ 10 年毎に見直し策定

※サイバー攻撃：コンピュータやネットワークに不正に侵入してデータの詐取や破壊、改ざんなどを行なうなど標的のシステムを機能不全に陥らせること。

## 関連する計画

| 計画の名称              | 計画期間              |
|--------------------|-------------------|
| 美幌町公共施設等総合管理計画     | 2017年度～2046年度     |
| 美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略 | 平成27年度～平成31年度     |
| 第2次美幌町財政運営計画       | 平成25年度～平成34年度     |
| 美幌町過疎地域自立促進市町村計画   | 平成28年度～平成32年度     |
| 第2次美幌町行政改革実施計画（予定） | 平成31年度～平成33年度（予定） |

## 1－3 国際・国内交流の推進

### 現状と課題

#### [地域間交流]

友好姉妹都市ケンブリッジ※との交流が主であり、美幌高校とケンブリッジ高校とで交換留学を行い、学校や生徒による相互交流を行っていますが、留学生をホームステイで受け入れるボランティアが少ない状況です。このためホームステイや通訳等のボランティア協力が得られるよう、町民に広く周知や理解を求める必要があります。

#### [移住、定住の推進]

移住、定住対策として、移住を希望する方が町の生活を一定の期間にわたり体験できるよう、5連泊以上の者を対象に「ちょっと暮らし※」を展開しています。

体験施設としては、「グリーンビレッジ美幌」及び平成27年度より供用開始となった「移住体験住宅」を活用していますが、「移住体験」のニーズが多く、現在の「移住体験住宅」だけでは対応できないため、交流人口の増加を図る上からも新たな「移住体験住宅」の整備を検討する必要があります。

また、春から秋頃までは移住体験者がいるものの、冬期間はほとんどいないことから、冬期間の利用者の増加を図ること及び完全移住につなげることが課題となっています。

また、冬期間の利用者は増加傾向にありますが、利用については不安定であることから、安定した冬期間の利用者の確保を図ること及び「完全移住」あるいは「二地域居住」につなげることが課題となっています。

※友好姉妹都市ケンブリッジ：ニュージーランドのワイパ地区にある町で、1997年（平成9年）10月12日に友好姉妹都市の提携調印。

※ちょっと暮らし：「移住」を促すことを目的に、地域での日常生活を体験してもらうこと。

### 基本的な考え方と指標

○国際化や地域活性化への対応可能な人材を育成するため、友好姉妹都市ケンブリッジへの留学事業を中心に、将来を担う生徒による交流事業の充実や支援を継続展開していきます。

○本町の交通アクセスの優位性や災害の少なさを活かした積極的なPRを行い、移住・定住及び二地域居住の促進を図るとともに、観光・物産の交流により交流人口の増加を図り、移住定住につなげていきます。また、「関係人口※」を創出し本町を応援してくれるサポーターの増加を図り、移住の促進を図ります。

※関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光等で訪れた「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人のこと。

| 指標名            | 計画策定時 |    | 前期実績(H30) | 中期(H34) | 後期(H38) |
|----------------|-------|----|-----------|---------|---------|
| 友好姉妹都市との交流機会回数 | H26   | 2回 | 31回       | 4回      | 4回      |

## 施策

| 施策の区分       |                                                                | 施策の内容                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)国際交流の推進  | ①国際交流に関わるボランティア登録の充実<br>【まちづくりG】                               | ホームステイや通訳へのボランティア登録について広く町民に周知し、理解を深め充実させます。                                                                                                                                                                                                                                      |
|             | ②友好姉妹都市を中心とした、地域間交流活動の充実<br>【まちづくりG】                           | ケンブリッジ高校と美幌高校の交換留学を継続し更に充実させ、また高校以外の農業関係をはじめとした留学も検討し、友好姉妹都市を中心とした国際交流の推進に取り組みます。                                                                                                                                                                                                 |
| (2)国内交流の推進  | ④観光・物産交流の推進<br>【商工観光G】<br>①修学旅行生の受入れを通じた交流の推進【商工観光G・みらい農業センター】 | 観光イベントや物産展などのイベントを通じて地域や団体等との交流の推進を図ります。<br>道外からの農業体験などの修学旅行生の受け入れなどを通じ、地元高校との交流を推進します。                                                                                                                                                                                           |
| (3)移住・定住の推進 | ①移住・定住受け入れ体制の推進<br>【商工観光G】<br>【まちづくりG】                         | 交通アクセスや災害の少なさなどの地域特性を積極的にPRし、「移住体験住宅」を活用しながら移住・定住の促進を図ります。るとともに、ニーズの高い「移住体験住宅」については、新たな施設整備の検討を行います。<br>また、冬季スポーツや冬のイベントなど「北海道ならではの」魅力の発信を行い、冬期間における「移住体験者」の増加を図るとともに、「四季折々の魅力」と「住みやすさ」を体験していただくことにより、“完全移住”及び“二地域居住”の促進を図ります。<br>さらに、「関係人口」を創出し本町を応援してくれるサポーターの増加を図り、移住の促進を図ります。 |

## 1－4 地域の安全対策の充実

### 現状と課題

#### [交通安全]

近年の交通死亡事故については、交通環境の整備や交通事故抑止活動等により、全国・全道的に減少傾向にあります。未だ悪質な飲酒運転や無謀な運転などによる悲惨な交通事故が後を絶たず、一瞬にして尊い命が失われています。

本町における交通安全運動の取り組みに対する町民の意識は高く、運転者に対する街頭啓発や児童生徒及び高齢者等に対する交通安全教室の開催など総ぐるみで実施されており、交通事故抑止に効果を上げています。今後も幼児から高齢者まで交通安全に対する意識を持たせるよう学習機会をつくり、特に事故の被害者となりやすい高齢者向けの指導・啓発を拡充させていく必要があります。また、高齢者の交通事故を未然に防ぐため、高齢者の運転免許証返納を促す仕組みの検討も必要です。

交通安全環境の整備については、自治会や地域住民の要望も把握しながら、関係機関との連携を図り、施設の点検を充実して安全な環境整備に努め、交通事故の発生を未然に防ぐ取組が必要です。

歩道等交通安全施設の老朽化に伴う修繕や改良のうち、通学路については教育委員会、警察関係機関、住民参加による委員会で策定した「通学路の安全プログラム※」に基づき優先順位を設定し、計画的な整備が必要です。また、他の路線についても、計画的な整備促進が課題となっています。

#### [防犯]

近年の犯罪発生傾向としては窃盗が多く、特に車上ねらいや自転車の盗難が増えています。このような犯罪被害は誰にでも起こる可能性があり、日頃から町民の防犯意識を高め、地域ぐるみによる防犯活動への取り組みが必要です。

防犯に対する活動は主に各防犯団体が自主的に行っています。今後も連携を深め、巡視や広報活動の充実・工夫を行いながら、啓発と防犯意識を高めていくことが必要です。

防犯灯は各自治会で設置し、維持管理を行っており、町は電気料金を負担しています。未整備箇所への新設や老朽化した防犯灯の更新対応が課題となっています。

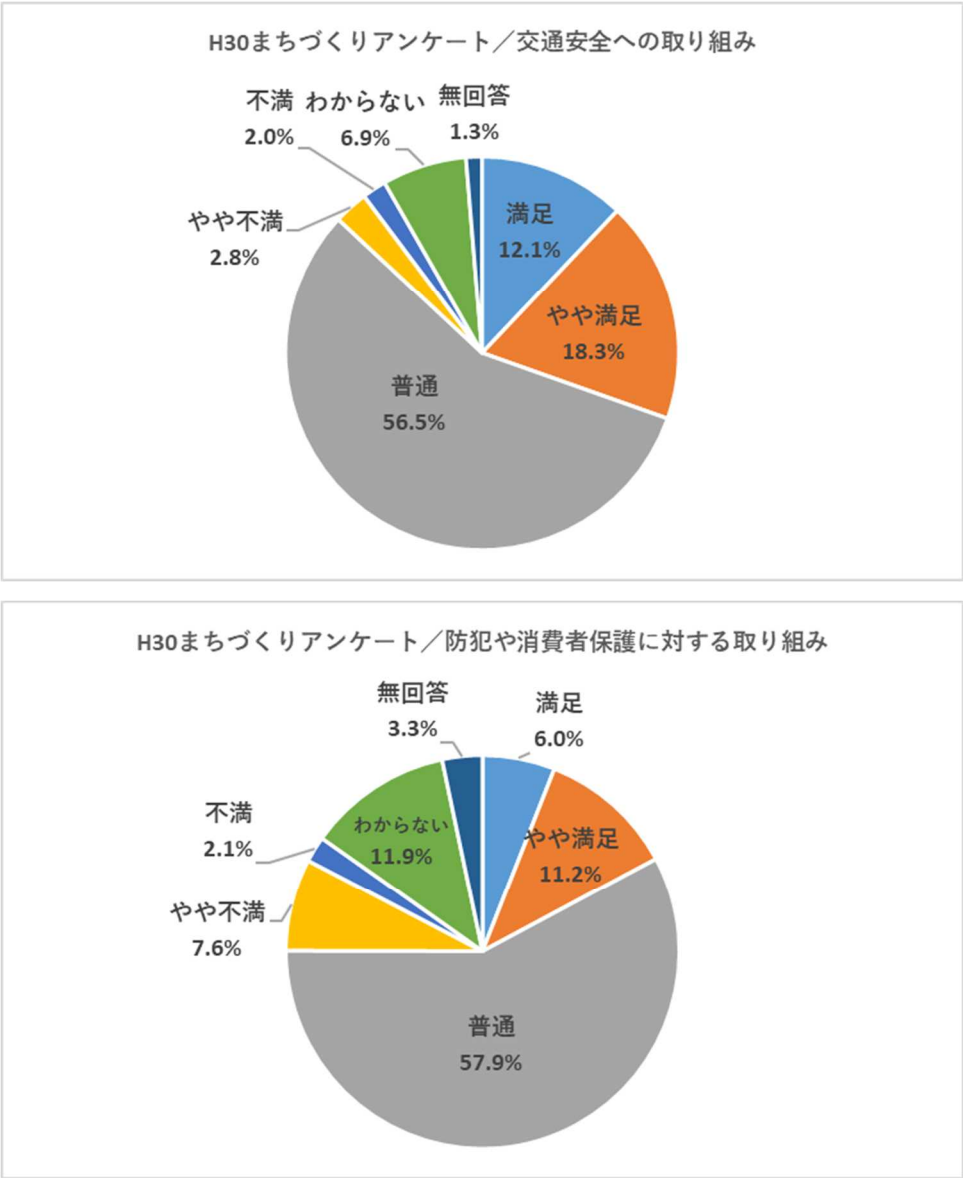
防犯灯は平成30年度にLED化され、町で維持管理をしていくことになっています。

※通学路の安全プログラム：「美幌町通学路交通安全プログラム」美幌町通学路安全推進協議会（教育委員会・学校・PTA・警察・道路管理者）が合同点検を実施して策定した交通安全上必要な対策を定めた基本方針

### 基本的な考え方と指標

○交通安全に対する意識を高めるとともに、交通安全施設の整備を進め、交通事故の発生を未然に防ぐため、交通安全施設のあり方、方向性について「通学路の安全プログラム」委員会等を設置し、歩道等交通安全施設の設置及び老朽化した施設の修繕や改良などを検討し計画的な整備を進めます。

- 交通事故がもたらす社会的・経済的損失は非常に大きく、悲惨な交通事故を防止するために、町、警察署等関係行政機関、関係民間団体との緊密な連携のもとに施策を推進し、町民の主体的な交通安全活動を積極的に、かつ継続的に取り組み、「交通安全意識の啓発は家庭から地域から」を基本に、町民参加・協働型の交通安全活動を推進します。
- 防犯意識を高めると共に、自治会や防犯団体と連携した活動・啓発を行います。また、自治会の防犯灯設置やLED灯対応などに協力し、地域ぐるみで防犯に努めます。



| 指標名      | 計画策定時 |      | 前期実績 (H30) | 中期 (H34) | 後期 (H38) |
|----------|-------|------|------------|----------|----------|
| 交通事故発生件数 | H26   | 36 件 | 35件        | 30 件     | 25 件     |

施策

| 施策の区分       | 施策の内容                            |
|-------------|----------------------------------|
| (1)交通安全施設の整 | ①通学路等における交通<br>関係機関、住民参加による委員会で策 |

|              |                            |                                                                                                                      |
|--------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 備            | 安全対策<br>【建設G】              | 定した安全プログラムに基づき、優先順位を設定し計画的に歩道等の交通安全施設の整備を行います。                                                                       |
|              | ②危険箇所の交通安全対策<br>【建設G】      | カーブミラーの設置や道路標識・標示、交差点照明など、交通安全施設の維持整備を行います。                                                                          |
|              | ③冬道の安全対策<br>【建設G】          | 滑りやすい交差点や横断歩道等への滑り止め砂の設置 <del>散布</del> や防雪柵の設置による視界不良、吹き溜まりの解消など、各種交通安全施設の維持整備を行います。                                 |
| (2)交通安全活動の推進 | ①交通安全啓発活動の充実<br>【まちづくりG】   | 交通安全街頭啓発等住民参加による町民総ぐるみでの運動を継続し、啓発活動の充実を図ります。                                                                         |
|              | ②交通安全学習機会の充実<br>【まちづくりG】   | 各自治会、老人クラブや幼稚園・保育園・学校などに交通安全教室等の学習の機会を提供し、特に事故の多発する自転車運転のルールやマナーについて若年層並びに高齢者への指導、啓発を強化します。                          |
|              | ③高齢者の交通安全対策の推進<br>【まちづくりG】 | 高齢者の免許自主返納について公共交通の利用等の支援を図り、周知と返納の促進に取り組みます。                                                                        |
|              | ④交通安全指導体制の強化<br>【まちづくりG】   | 交通安全推進のための活動に関わる関係団体・組織の連携強化と指導員の後継者育成・確保を図ります。                                                                      |
| (3)防犯対策の推進   | ①防犯・暴追など各活動推進<br>【まちづくりG】  | 防犯活動団体※の活動に対して支援協力をさらに進めます。また暴追運動※の取り組みでは町民手作りのふるさと祭りを継続実施します。                                                       |
|              | ②防犯に関する注意喚起<br>【まちづくりG】    | 警察や関係機関から特殊詐欺など速報性が必要な犯罪情報の提供を受け、町広報や自治会配布チラシ等で注意喚起し、未然に被害を防ぎます。<br>また、各防犯団体と協力した啓発活動等を継続実施します。                      |
| (4)犯罪を防ぐ環境整備 | ①夜間における防犯対策<br>【まちづくりG】    | 自治会と協力して防犯対策上、必要な場所に防犯灯の設置・更新を図り、地域の安全安心に向けて取り組みます。<br>自治会による防犯灯の新規設置や更新の取り組みに対し、資機材提供や電気料金の負担を行いながら双方協力した防犯対策に努めます。 |

※防犯活動団体：ここでは美幌町自治会連合会防犯部会、美幌町防犯協会及び美幌町暴力追放推進協議会を指す。

※暴迫運動：「暴力追放運動」を略したもの。

## 関連する計画

| 計画の名称             | 計画期間                |
|-------------------|---------------------|
| 第 1 0 次美幌町交通安全計画※ | 平成 2 8 年度～平成 3 2 年度 |
| 第 2 期美幌町地域福祉計画※   | 平成 2 7 年度～平成 3 1 年度 |

※第 1 0 次美幌町交通安全計画：交通事故のない社会を目指して、人や交通環境に係る安全対策を推進する計画。

※第 2 次美幌町地域福祉計画：「すべての人々がたがいに助け合い温かに暮らせるまちへ」を基本理念に、だれもが安心して生活できる地域社会づくりを目指して第 1 次計画が H21 に策定され、今年度第 2 次計画が策定されたもの。

## 1－5 公共交通の充実

### 現状と課題

#### [バス路線]

本町における公共交通は、ＪＲ石北本線の鉄道をはじめ、北見・網走・津別を繋ぐ路線バスや市内を移動するための循環線（ワンコインバス）、町内農村地区から中心市街地への乗合タクシー※や混乗スクールバス※など地域住民の足として利用されていますが、本格運行から数年が経過し、利用者が年々減少しています。

このような状況の中、地域住民の重要な足として、バス路線の円滑運行と維持に努めていますが、市街地と農村部の中間となる郊外エリアにも、公共交通が利用しやすい仕組みをつくることが求められています。さらに公共交通の利用者を増やすため公共交通の利便性を高め、公共交通の運行を維持・確保していくことが必要です。

#### [女満別空港関係]

女満別空港整備・利用促進協議会※の活動として、関西地域誘客や東京（羽田）線利用促進事業（プロモーション※）を他の市町村と協力しながら実施しています。さらに、女満別空港国際チャーター便誘致協議会※にて、他の市町村と協力しながらさらにプロモーション事業を進めています。

平成２３年度以降空港から美幌峠行きバスを期間限定で運行しているものの利用者が少ないので、他の手法も含めて検討が必要です。

平成２５年度の北海道に来訪する外国人観光客が過去最高の１１５万人となったことや、北海道観光の閑散期である１２～２月にも多くの外国人が来道していることから、年間を通した道東の魅力を発信し、国際チャーター便※の受入を強化していくことが必要です。

また、ＬＣＣ(格安航空会社)の女満別空港への就航や女満別空港からの２次交通など広域で取り組まなければならない課題が多いことから、近隣自治体と連携を強化して進めていきます。

※乗合タクシー：農村方面に住む６５歳以上及び身体に障がいのある方を、タクシーで無料代替運行する。一人１カ月に６枚の無料代替券を町で交付するが、有償で回数券も購入できる。

※混乗スクールバス：児童生徒の安全な送迎を最優先に、バスの定員の範囲内で運行路線地区に居住する方が利用できる運行バス

※女満別空港整備・利用促進協議会：女満別空港の整備拡充及び利用促進を図り、地域経済及び観光産業の活性化を図ることを目的とした女満別空港周辺市町及び関係機関で組織されている協議会

※プロモーション：消費者の購買意欲を喚起すること。

※女満別空港国際チャーター便誘致協議会：女満別空港に国際チャーター便を誘致し、地域経済及び観光産業の活性化を図ることを目的とした北網圏の市町及び関係機関で組織されている協議会

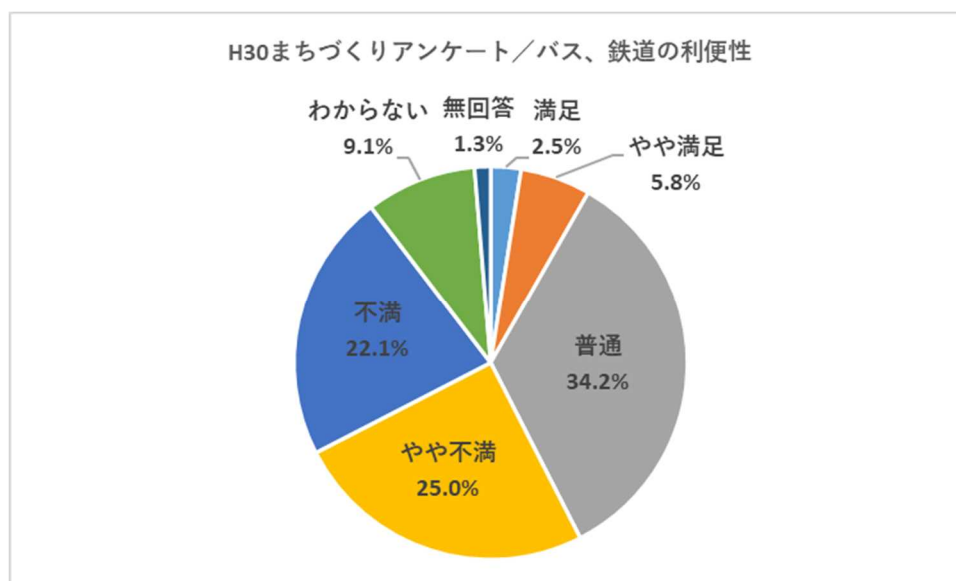
※国際チャーター便：旅行会社、航空会社などが運行する外国への臨時便、貸し切り便のこと。

### 基本的な考え方と指標

○町民、地域からの要望を把握・検討し、関係機関と連携を図りながら効率的な公共交通の運行や利便性の向上を図ることで、利用促進に向けた取組を進め、地域住民の足の確保のため公共交通の確保維持に努めます。

○観光・ビジネスの観点からも重要な位置づけである航空機（「空の公共交通」）の利便性向上を

図るため、女満別空港へのアクセスの充実や航空路線の拡大に努めます。



| 指標名                                | 計画策定時 |         | 前期実績(H30)                    | 中期(H34) | 後期(H38) |
|------------------------------------|-------|---------|------------------------------|---------|---------|
| バス利用者数<br>(市内循環線、美幌高校線、<br>乗合タクシー) | H26   | 33,968人 | 34,000<br><del>37,000人</del> | 37,000人 | 37,000人 |

## 施策

| 施策の区分            |                                        | 施策の内容                                                                         |
|------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| (1)総合的な公共交通体系の構築 | ①交通網形成における協議・検討<br>【まちづくりG】            | 地域公共交通総合連携計画※の見直しや検討(地域公共交通網形成計画※の策定等)を行い、コンパクトシティの実現のため、公共交通の体系を検討・構築していきます。 |
| (2)鉄道の充実・確保      | ①鉄道利用の促進<br>【まちづくりG】                   | 鉄道沿線自治体との協議、検討を進め郊外及び循環バスとの接続による鉄道利用の利便性を確保し、観光、産業、イベントを含めた利用促進に努めます。         |
|                  | ②JR石北本線の路線及び安全確保と利便性向上への要望<br>【まちづくりG】 | 鉄道沿線自治体との情報交流や協議、石北本線の路線維持と利用促進のための利便性向上や美幌駅のサービス維持確保を要望していきます。               |
| (3)バス路線の充実       | ①バス路線の利便性の向上と利用促進<br>【まちづくりG】          | 路線バス、ワンコインバス、混乗スクールバス等による交通弱者の足を確保するため、運行の利便性を高める取り組みを進め、公共性と公平性に努めます。        |
|                  | ―(ワンコインバスなど住民の足の確保充実)―<br>【まちづくりG】     | 高齢化社会に対応した、公共交通として住民の足の確保を行うため、公共交通                                           |

|                |                                 |                                                                                                                                                                                               |
|----------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                |                                 | 活性化協議会の活用を進めながら、ワンコインバス運行等をはじめ、地域全体を考慮した運行や、住民ニーズや要望を把握し、交通利便性向上への取り組みを目指します。                                                                                                                 |
|                | ②混乗スクールバスの効率的運用<br>【まちづくりG】     | 混乗スクールバスの利便性を高めた効率的な運行を検証し、周知を図りながら町民が利用しやすい運行に努めます。<br>また、老朽バス車両の更新を計画的・年次的に進めます。                                                                                                            |
| (4)乗合タクシーの利用促進 | ①乗合タクシーの利便性の向上と利用促進<br>【まちづくりG】 | 利用料金や無料回数券の公平性を確保するとともに、地域住民のニーズに応じた運行経路や乗降場所の変更等利便性の向上に努めます。                                                                                                                                 |
| (5)女満別空港の利便性向上 | ①航空路線の拡充と運賃是正の要望<br>【商工観光G】     | 「女満別空港整備・利用促進協議会」構成自治体と協力し、路線の拡充及び運賃の是正要望に努めます。とともに、 <b>LCC就航のための各種取り組みを行います。</b> 特に北海道新幹線開業に伴い、道東観光を推進する上からも2次交通の整備が重要なことから、「女満別空港整備・利用促進協議会」などを通じ、各航空会社へ「函館⇄女満別」の就航や「丘珠⇄女満別」の路線復活の要望を実施します。 |
|                | ②空港アクセスの充実<br>【商工観光G】           | JR美幌駅経由の女満別空港⇄美幌峠間バス運行の継続に努めるとともに、バス利用促進のための効果的な情報発信に努めます。 <b>2次交通の在り方について検討します。</b>                                                                                                          |
|                | ③国際チャーター便の拡大要請<br>【商工観光G】       | 「女満別空港国際チャーター便誘致協議会」において外国人来道者等の現状把握を行うとともに、プロモーション活動等によりチャーター便の誘致を図ります。を行うとともに、 <b>今後の協議会の在り方について関係機関と協議を行います。</b>                                                                           |

※地域公共交通総合連携計画：法に基づいて、市町村が地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するために作成する計画

※公共交通活性化協議会：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に規定する協議会（法定協議会）

## 関連する計画

| 計画の名称           | 計画期間    |
|-----------------|---------|
| 美幌町地域公共交通総合連携計画 | 平成21年度～ |

## 1 - 6 地域の情報化の推進

### 現状と課題

光ファイバー網※の整備は、民間事業者により進められています。農村地区については、まだ整備されていない地域も多い状況ですが、農村地区は、まだ整備されていない地域が多い状況ですが、市街地は、毎年度エリアが拡大されており、今後も継続して順次整備を進めていく必要があります。

電子申請等の活用状況は、イベント等の申し込みに活用するケースが増え、利用件数も増加しています。スマートフォンの普及等により、さらなる活用が見込まれるため、町ホームページのスマートフォン対応及びSNS等を導入し、更なる活用方法についても検討を進める必要があります。

※光ファイバー：データ伝送速度の速さ、一度に伝送できるデータ量の大きさに優れた通信回線

### 基本的な考え方と指標

○光ファイバー網の整備は、民間事業者の協力を得て整備を進めていきます。電子申請システム等による利便性の向上については、新たな活用方法も含め検討します。また、SNS等の導入、活用方法について検討します。

| 指標名          | 計画策定時 |         | 前期実績(H30) | 中期(H34) | 後期(H38) |
|--------------|-------|---------|-----------|---------|---------|
| オンライン申請・届出件数 | H25   | 12,602件 | 13,000件   | 13,500件 | 14,000件 |

### 施策

| 施策の区分        |                                        | 施策の内容                               |
|--------------|----------------------------------------|-------------------------------------|
| (1)情報化の基盤整備  | ①光ファイバー網の整備促進<br>【総務G】                 | 民間事業者との協力により、整備を進めます。               |
| (2)情報通信の活用推進 | ①高度情報処理の推進<br>【総務G】                    | イベント、講座、特定健診等の申込及び一部の申請などの活用を推進します。 |
|              | ②情報化による住民利便性の向上（SNSを利用した情報発信）<br>【総務G】 | スマートフォン等に対応した活用方法を検討します。            |
|              | ③公衆無線LANの整備充実<br>【総務G】                 | 公共施設におけるWi-Fi整備※を計画的に実施します。         |

※Wi-Fi整備：インターネットを無線で利用できる環境を整備すること。

## 1-7 防災体制の強化

### 現状と課題

近年、大規模地震、集中豪雨、暴風雪、竜巻などによる被害が各地で発生し、災害に対する対策や防災意識の高まりが見られる中、本町では、これまで災害発生が比較的少ない状況であります。震災や水害など町民の日常生活に大きな影響を与える災害は、いつ、どこで発生するか予測することが難しく、日頃から災害発生に備えておくことが必要です。

大規模な災害が発生した際、被害を最小限におさえるには各家庭、自治会、事業所などの迅速な行動が必要です。また、自力で安全な場所に避難することが困難な災害時避難行動要支援者※など災害弱者への配慮は、防災上最も重要な課題です。

防災体制の充実には、町民の参加はもちろんですが、警察や消防署、自衛隊などの関係機関との連携及び情報共有が不可欠であり、災害時に備えた総合的な防災訓練の実施も必要です。

また、発災時においては避難所運営や要配慮者対応等によりマンパワーが不足するとともに、災害対応と通常業務の配分、通常業務の再開手順が不明確であると業務の遂行に様々な混乱をきたすおそれがあります。

町として発災直後から災害対応の実施及び通常業務の継続の対応は困難であるため、町民の生命、身体及び財産の保護及び町民生活への影響を最小限とするよう迅速な災害対応業務を行うとともに、最低限の行政サービスを維持しながら早期に通常業務を復旧させるため業務継続計画（BCP）※の策定が必要です。

自治防災組織の取り組みについては、毎年自治会連合会が主催している「自主防災総合訓練※」を実施しているほか、自主防災組織を設立している自治会においても会員自ら防災訓練を計画実施しており、災害時の行動意識が高まっています。また、自治会等の自主的な取り組みに対して、防災資機材等の購入補助や防災リーダー※の養成をするなどの支援を行っています。

一方、こうした自主防災組織の設立は、その多くが市街地区で、農村地区では設立が少ない状況にあることから、新規設立が課題となっています。

※災害時避難行動要支援者：災害時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な方

※自主防災総合訓練：自分の地域は自分で守るため、市街地自治会を東西南北に4地域で分け、毎年10月に実施している自治会連合会の総合訓練

※防災リーダー：自主防災組織の推進のため、自治会で家庭の防災や救護訓練を消防署で受講し、知識や技能を体得した方

※業務継続計画（BCP）：大規模災害発生時、人材や資材等に制約がある状況下において、優先すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順等をあらかじめ定めておくもの

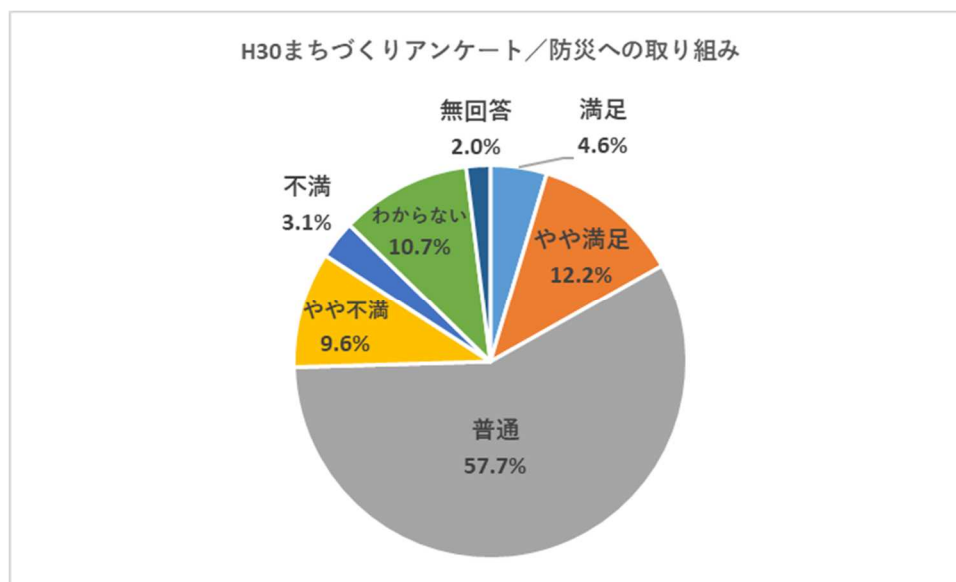
### 基本的な考え方と指標

○「美幌町地域防災計画※」に基づき、防災体制の整備を進めますが、計画については随時見直しや充実を図ります。また、防災関係機関との防災協定の締結を推進するとともに、自ら避難することが困難な災害時避難行動要支援者への対応として「要支援者台帳と個別支援計画」の整備を図ります。

○ヒト、モノ、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況のなかで、応急業務、

非常時優先業務を特定しながら、業務継続に必要な資源の確保や配分、手続きの簡素化などについて必要な措置を講じ災害時においても適切な業務を執行するため「業務継続計画」の整備を図ります。

- 災害に対する町民意識の高揚を促し、また、発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには自助的活動が必要であり、自治会連合会や各自治会を主体とした防災訓練、防災体制や防災資機材の整備、強化など住民が自ら災害に備える総合的な対策を進めます。



| 指標名        | 計画策定時 |     | 前期実績 (H30) | 中期 (H34) | 後期 (H38) |
|------------|-------|-----|------------|----------|----------|
| 自主防災組織の結成率 | H27   | 61% | 7085%      | 8590%    | 100%     |
| 防災資機材備蓄率   | H27   | 92% | 10076%     | 10085%   | 100%     |

※美幌町地域防災計画：美幌町において防災のために処理すべき業務などを、災害対策基本法に基づき美幌町防災会議が定めた計画

## 施策

| 施策の区分         |                                    | 施策の内容                                                                                                  |
|---------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)防災体制の充実、強化 | ①地域防災計画及び国民保護計画※に基づく対策強化<br>【総務G】  | 実際に起きた災害での課題や教訓を踏まえ、地域特性や実情を考慮した計画の更新及び充実を図ります。                                                        |
|               | ②備品の整備や訓練による防災意識の向上、体制の強化<br>【総務G】 | 備蓄計画に基づく備蓄品の整備を充実します。 <del>備蓄計画に基づき整備した備蓄品について劣化品の更新、不足品の補充及び新規品目の充足を実施します。</del><br>また、総合災害訓練等を実施します。 |
|               | —(地域と連携した様々な災害減災訓練の実施)—<br>【総務G】   | 単位自治会と連携した防災訓練を実施するとともに、防災備蓄品の公的備蓄を計画に沿って推進します。                                                        |

|             |                                 |                                                                                                             |
|-------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | —(公的備蓄の着実な推進)—<br>【総務G】         |                                                                                                             |
|             | ③関係団体との連携や防災協定の推進<br>【総務G】      | 防災協定の締結による災害時における体制強化を図ります。<br>また、警察や消防署、自衛隊などの関係機関との連携を強化します。                                              |
|             | ④災害時における避難者支援体制の強化<br>【総務G】     | 避難行動要支援者登録者数の増加適切な把握を図ると共に、個別支援計画の作成を推進します。<br>また、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援関係者へ名簿を提供することで、災害時における避難者支援体制の強化を図ります。 |
|             | ⑤業務継続計画（BCP）の策定<br>【総務G】<br>※新規 | 大規模災害発生時、人材や資材等に制約があるなか、優先すべき業務を特定するとともに業務の執行体制、対応手順等をあらかじめ定めた業務継続計画（BCP）を作成します。                            |
| (2)自助的活動の促進 | ①防災リーダーの養成<br>【まちづくりG】【総務G】     | 自主防災の中心となる防災リーダーを全町的に養成し、防災意識の高揚に努めます。                                                                      |
|             | ②自主防災組織の活動推進<br>【まちづくりG】【総務G】   | 全自治会が自主防災組織を設立するように、必要性の周知と設立に向けた準備等を支援します。<br>また、自治会等の自主的な活動を支援するため「自主防災資機材等購入補助金※」の周知を図り活用を促します。          |

※国民保護計画：武力攻撃事態等において、住民の避難や救援といった国民保護措置に関する要領を、国民保護法に基づき美幌町が定めた計画

※自主防災資機材等購入補助金：自治会で備える防災資機材に対する購入補助金

## 関連する計画

| 計画の名称                    | 計画期間          |
|--------------------------|---------------|
| 美幌町地域防災計画（一般防災編）         | 平成29年度～       |
| 美幌町地域防災計画（地震防災編）         | 平成29年度～       |
| 美幌町水防計画                  | 平成29年度～       |
| 美幌町国民保護計画                | 平成25年度～       |
| 第2期美幌町地域福祉計画             | 平成27年度～平成31年度 |
| 美幌町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 | 平成30年度～平成32年度 |

|                                   |                     |
|-----------------------------------|---------------------|
| 第 5 期美幌町障がい福祉計画及び第 1 期美幌町障がい児福祉計画 | 平成 3 0 年度～平成 3 2 年度 |
|-----------------------------------|---------------------|

## 1－8 消防・救急体制の強化

### 現状と課題

消防については、近年、災害の大規模化・多様化に加え、地域の少子高齢化の進展に伴う救急ニーズの高まりなど、消防を取り巻く環境は大きく変化しており、この状況に迅速かつ的確に対応していくことが必要です。

消防資機材整備の充実に努め、総合的な消防力の向上を図る必要があります。また、消防団員※数は現在条例定数を下回っている状況にあり、地域防災の中核を担う消防団として、更なる体制の充実が求められています。

救急活動については、毎年増加の傾向にあります。高規格救急車※の更新整備など必要な資機材の充実を図るとともに、町民に対し応急手当の知識と技術の普及が求められています。

築40~~4~~5年を経過した消防庁舎は耐震診断※の結果、耐震性能が不足していると診断されたため大地震の場合、災害対応策の拠点施設としての機能が十分に発揮されないことが懸念されることから耐震化への検討が必要です。高い耐震能力を備えた消防庁舎改築工事を行います。

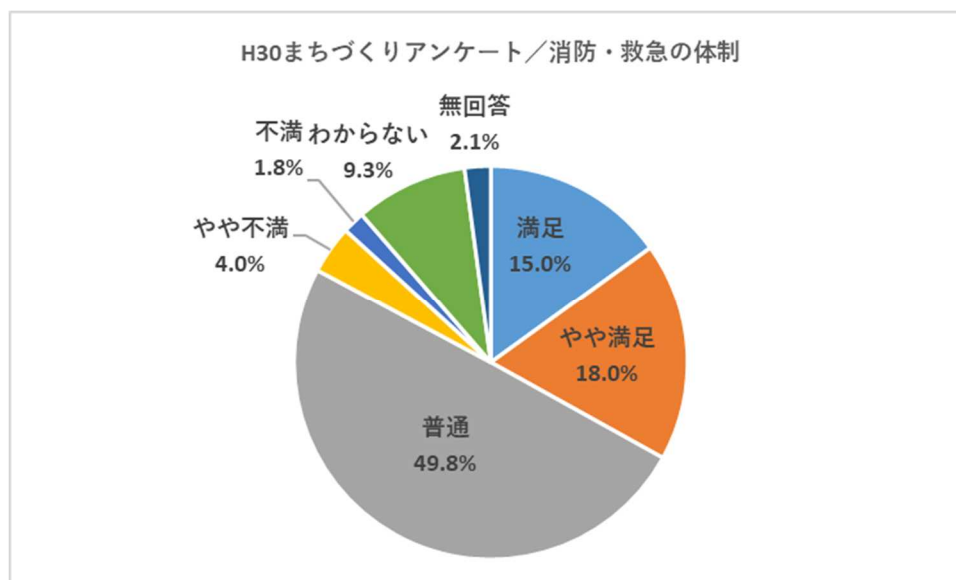
※消防団員：消防職員と異なり、災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ活動を行う、非常勤特別職の地方公務員

※高規格救急車：救急救命士による高度な処置が行える資機材を積載している救急車

※耐震診断：旧耐震基準で建築され、耐震性能を保有していない建物を、現行の構造基準（耐震基準）で耐震性の有無を診断するもの。

### 基本的な考え方と指標

- 町民一人ひとりの防火意識を高めるため、各年齢層に合わせた研修会の開催や防火の指導に努め、町内からの焼死事故の絶無を目指します。
- 大規模自然災害や複雑・多様化する災害に対するための消防施設・設備及び装備の充実とともに、即応体制の強化を図ります。
- 消防団への加入促進を図るとともに、常備消防※との連携強化による実践的な防災体制を構築します。
- 高規格救急車の整備や救命処置に伴う装備の充実を図り救急体制の強化に努めるほか、各種団体へ救命講習等の普及に取り組み、応急処置の正しい知識と技術の習得による救命率の向上を目指します。



| 指標名                         | 目標値 (H38) |        | 前期実績(H30) | 中期(H34) | 後期(H38) |
|-----------------------------|-----------|--------|-----------|---------|---------|
| 住宅用火災警報器設置率                 | H26       | 81.57% | 85.82%    | 90.95%  | 95%     |
| 救命に関する講習会の修了者数(年間受講者数。更新含む) | H26       | 365人   | 300人      | 400人    | 300人    |

※常備消防：町に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の消防職員が勤務している。

## 施策

| 施策の区分          |                                  | 施策の内容                                                                               |
|----------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)常備消防体制の充実   | ①消防車両・救助資機材の更新整備<br>【広域組合】       | 整備計画により消防車両・救助資機材を更新します。                                                            |
|                | ②災害活動用職員貸与品※の更新<br>【広域組合】        | 各種災害用貸与品の整備を計画的に進めます。                                                               |
|                | ③デジタル無線設備の更新等維持管理<br>【広域組合】      | 通信指令施設とあわせ、デジタル無線設備を更新し維持管理に努めます。                                                   |
| (2)火災予防広報活動の推進 | ①住宅用火災警報器の設置促進と維持管理の指導<br>【広域組合】 | 全戸設置を目標にPR活動を継続します。また、制度開始から8・12年が経過しているため、電池切れへの対応等について各種防火指導や広報を通じて適切な維持管理を指導します。 |
|                | ②消防関係団体との連携による啓発活動の充実<br>【広域組合】  | 消防外郭団体※と連携し、消防弱者宅の防火訪問や火災予防運動等の諸行事を通じて、防火意識の高揚を図ります。                                |
| (3)消防団の充実      | ①消防団員の確保<br>【広域組合】               | 消防団協力事業所のPRにより、団員の勤務する職場を重点的に募集します。また、自治会連合会女性部との連携や広報を通じて女性団員の確保に努めます。             |
|                | ②消防団安全装備品の計                      | 災害現場における消防団員の安全確                                                                    |

|                   |                                   |                                                                   |
|-------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
|                   | 画的整備<br>【広域組合】                    | 保のため、装備品の整備を計画的に進めます。                                             |
| (4)救急体制の強化        | ①救急車両・資機材の更新整備<br>【広域組合】          | 現有の 2B 型救急自動車※を高規格救急車※に更新整備するなど、計画的に救急車両・資機材の更新整備を行い救急の充実強化に努めます。 |
| (5)救命に関する技術や知識の普及 | ①普通救命講習および A E D※講習会の推進<br>【広域組合】 | 救命入門コースや分割講習、WEB講習により受講の選択肢と受講しやすい環境を整え継続普及に努めます。                 |
| (6)消防施設の整備        | ①消防庁舎耐震化の推進<br>【広域組合】             | 耐震診断結果に基づき消防庁舎の耐震化について検討を行います。高い耐震能力を備えた消防庁舎を整備します。               |

※災害活動用職員貸与品：災害時に活動するための消防職員に個人貸与する装備品及び被服など

※消防外郭団体：主に、防災などの消防協力団体で、美幌防火協会、美幌町婦人防火クラブ、美幌地区危険物安全協会、美幌防火管理連絡協議会の4団体

※2B 型救急自動車：「2 ベッド救急自動車」のこと。標準救急自動車

※高規格救急車：高度な救命処置が行える資器材を積載し救命処置が行えるスペースを有し、走行時の振動を抑える防振架台等を装備した救急自動車

※AED：「自動体外式除細動器」のことで、電気ショックを与えて心臓の動きを正常に回復させる装置

## 2-1 地域福祉機能の充実

### 現状と課題

全国的には、少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化、生活不安の増大などを背景に、止まることのない人口減少の進行により、近所付き合いをはじめとしたコミュニティ活動が少しずつ停滞している地域も見受けられはじめています。

町では、見守りや支え合い機能充実のため「SOSネットワーク事業※」、「宅配移動便利サービス※」、「地域見守り活動連携協定※」など体制整備に取り組んできました。

今後ますます加速する少子高齢化に対しては、地域住民・関係団体・各事業者等と一体となり、それぞれの役割を果たしながら連携・協力して住み慣れた地域で、安心して生活できるよう支援を継続する必要があります。そのためには、公的福祉サービスの充実と共に福祉コミュニティの創出と助け合いの基盤づくりが重要です。

地域福祉は、地域に住む一人ひとりが自立するための努力（自助）、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動（互助）、行政が責任をもつ公的福祉サービスの提供（公助）がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体としてまとまった機能を発揮させることにより、はじめて実現することができます。

生活保護制度※については、全国的に被保護世帯が増加傾向にあり、本町では平成26年度末現在の人口1,000人当たりの生活保護者数は15.5人となっており、被保護世帯が平成25年度をピークに微減したのちに横ばいとなり、平成29年度末現在の人口1,000人当たりの生活保護者数は16.2人となっており、適切な指導・援助と自立に向けた支援を進める必要があります。

※SOSネットワーク事業：認知症により徘徊のおそれのある認知症高齢者等が行方不明になった場合に、地域の支援を得て早期に発見・保護できるよう、関係機関や町民と支援体制を構築し、認知症高齢者等の安全と家族等への支援を図ることを目的とする事業

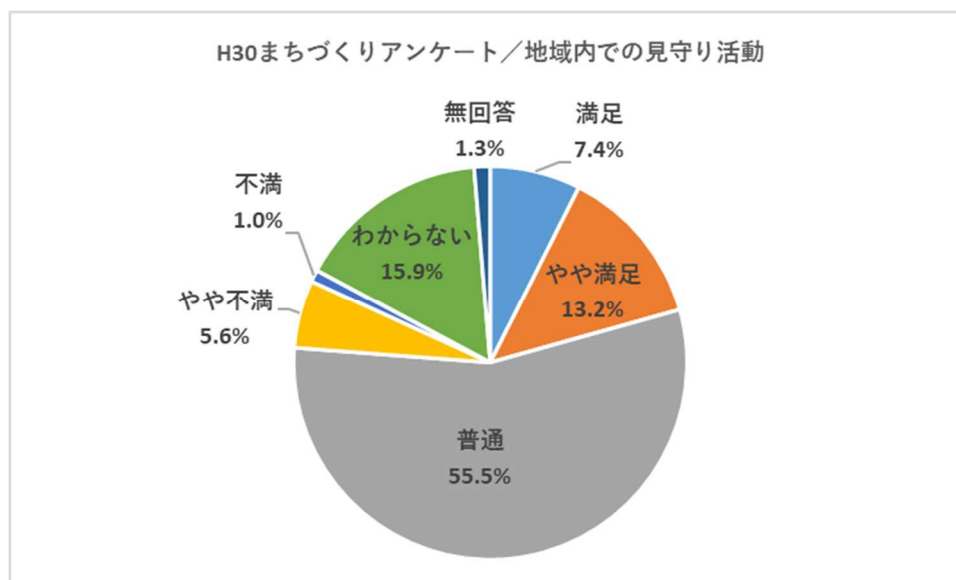
※宅配移動便利サービス：買い物を代行して宅配するサービス、香典の持参代行などの便利サービス、パンなどの販売を行う移動販売サービスのこと

※地域見守り活動連携協定：地域の中で孤立死の恐れのある世帯等について、日頃から各家庭を訪問するライフライン事業者等による「見守り活動」を行っていただき、警察・消防・行政へ適切な支援につなげることで、地域が安心して暮らすことができる体制作りを図ることを目的とする協定

※生活保護制度：生活に困窮している国民に対して、最低限度の生活を保障するだけにとどまらず、さらに積極的にそれらの人々の自立の助長を図ることを目的とした制度

### 基本的な考え方と指標

○住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援を継続するため、地域住民・関係団体・各事業者等と一体となり、それぞれの役割を果たしながら連携・協力して、公的福祉サービスの充実とともに、福祉コミュニティの創出と助け合いの基盤づくりを進めていきます。



| 指標名        | 計画策定時 |      | 前期実績 (H30) | 中期 (H34) | 後期 (H38) |
|------------|-------|------|------------|----------|----------|
| 市民後見人※養成者数 | H24   | 20 人 | 23 人       | 2635 人   | 3035 人   |

※市民後見人：決められた養成講座を受講した一般町民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わり必要な手続きや本人にとって不利益にならないようなお金の管理などを行う。

## 施策

| 施策の区分                  | 施策の内容                                                                                                           |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)地域福祉活動の推進           | ①地域福祉を推進する体制づくり<br>【保健福祉G】<br>地域のつながりを深め、社会福祉協議会※と連携を図り地域福祉を推進するとともに、福祉事業者・医療機関・企業等とも連携することでより効果的な地域福祉の推進を図ります。 |
|                        | ②社会福祉協議会の活動充実と支援<br>【保健福祉G】<br>人件費補助をはじめ社会福祉協議会への支援により、さらなる地域福祉の活動の充実を図ります。                                     |
|                        | ③ボランティアセンター※の充実と支援<br>【保健福祉G】<br>ボランティアセンター職員の人件費補助、人材の発掘、養成・研修、ボランティアセンターの活動の情報発信等を行います。                       |
| (2)利用者の視点に立った福祉サービスの提供 | ①成年後見実施機関の運営と市民後見人の養成<br>【保健福祉G】<br>社会福祉協議会と連携して成年後見実施機関を運営し、総合相談、市民後見人の養成及びフォローアップ、成年後見制度の普及啓発を行います。           |
|                        | ②日常生活自立支援事業※の推進<br>【保健福祉G】<br>福祉サービスの利用援助等を社会福祉協議会と連携して推進します。                                                   |
| (3)低所得者への自立            | ①相談支援体制の充実<br>生活困窮者の職業紹介、失業手当等に                                                                                 |

|     |                                 |                                                                    |
|-----|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| の支援 | 【保健福祉G】                         | 関する相談は、ハローワークへ情報提供します。                                             |
|     | ②生活困窮者に対する生活保障と自立の助長<br>【保健福祉G】 | 社会福祉協議会の応急援護資金※、生活福祉資金※を紹介します。また、必要に応じて道の自立相談支援機関に情報提供し、支援につながります。 |

※社会福祉協議会（社協）：地域の高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、配食サービスやさまざまな福祉サービスを行っているほか、ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしている組織

※ボランティアセンター：社会福祉協議会の中にある組織で、ボランティア情報の収集と発信、コーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修を行う機関

※日常生活自立支援事業：北海道社協から美幌町社協へ委託されている事業で、地域の判断能力が低下した高齢者や障害者が自立して生活ができるよう福祉サービスや金銭管理を行う事業

※応急援護資金：美幌町社協が行う事業で、地域の住民に対し、生活費等緊急に資金が必要な場合に貸付を行う資金

※生活福祉資金：北海道社協が行う事業で、低所得者・障がい者・高齢者や離職者を対象に他の貸付制度が利用できない場合使途に応じて貸付し、生活の安定や立て直しを図る資金

## 関連する計画

| 計画の名称        | 計画期間          |
|--------------|---------------|
| 第2期美幌町地域福祉計画 | 平成27年度～平成31年度 |

## 2-2 高齢者福祉の充実

### 現状と課題

全国的に総人口が減少を続ける一方で、高齢化は世界に例を見ないスピードで進み、いわゆる団塊の世代が65歳に到達する平成27年には高齢者人口が大幅に増加し、さらに団塊の世代※が75歳以上となる平成37年には国民の約3割が高齢者になると予想されています。

本町においても高齢化は年々上昇を続け、65歳以上の高齢化人口について平成27~~30~~年3月末で6,542~~6,801~~人と10~~13~~年前の平成17年度と比べても約1,000~~1,300~~人増加しています。

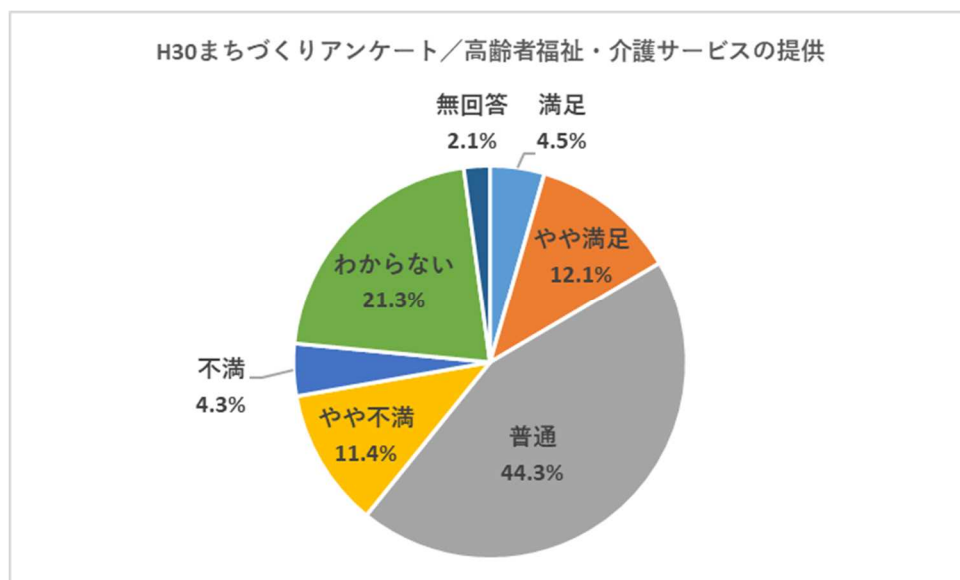
今後も年々増加が見込まれ、そのピークは平成32年度の約7,000人と、町民の約3人に1人が高齢者となるものと予想されており、超高齢社会※におけるさまざまな問題に対して、的確に対応していく必要があります。

※団塊の世代：1947年（昭和22年）～1949年（昭和24年）に生まれた第一次ベビーブーム世代

※超高齢社会：65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の概ね21%を超えた社会

### 基本的な考え方と指標

- 高齢者施策の推進にあたっては、公的サービスや地域における支え合い等の支援が将来にわたって切れ目なく適切に行きわたる仕組みづくりが必要であり、高齢者が住み慣れた地域で健やかに、安心して生活できる町の実現のため総合的な施策を推進します。また、高齢者の中でも多数を占める比較的元気な高齢者ができる限り健康を保持し、社会との関わりを持続させることができるよう介護予防事業※の充実と推進を目指します。
- 今後団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、要介護者※が増加する中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」を一体的に提供する「地域包括ケアシステム※」を地域の実情に応じて構築し、介護保険制度を含めた高齢者保健福祉施策の総合的な推進と円滑な実施を目指します。
- 高齢者がいきいきと老後を楽しみ、社会参加や生きがい活動を行うことができるよう、高齢者学級（明和大学）※等の事業を推進します。



| 指標名                | 計画策定時 |         | 前期実績 (H30) | 中期 (H34)        | 後期 (H38)        |
|--------------------|-------|---------|------------|-----------------|-----------------|
| 認知症サポーター※養成講座の受講者数 | H26   | 1,763 人 | 2,000 人    | 2,130<br>2,320人 | 2,210<br>2,640人 |

※介護予防事業：主に 65 歳以上の高齢者を対象とする訪問型サービス、通所型サービス等の介護予防・生活支援サービス事業と介護予防教室や健康教室等通いの場づくりを推進する一般介護予防事業で構成される。

※要介護者：身体または精神の障害のために、入浴・排せつ・食事など日常生活での基本動作について、継続して常時介護を要すると介護保険法に基づき認定された者で要支援 1・2 の要支援者、要介護 1～5 の要介護者に区分される。

※地域包括ケアシステム：高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制

※高齢者学級（明和大学）：高齢者が自ら学び活動する生涯学習の場。対象は原則 65 歳以上の町民で修学期間 3 年（卒業後、3 年間の研修生制度がある）。学習は隔週水曜日に実施

※認知症サポーター：認知症とはどういうものか、その症状や予防、認知症の方に接する時の心構えなどについてを内容とする認知症サポーター養成講座を受講・修了した者を称する名称

## 施策

| 施策の区分       | 施策の内容                                |                                                                                         |
|-------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)高齢社会への対応 | ① 高齢者保健福祉計画※・介護保険事業計画※の推進<br>【保健福祉G】 | 「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて構築し、 <b>の構築・深化・推進を行い</b> 、介護保険制度を含めた高齢者保健福祉施策の総合的な推進と円滑な実施を目指します。 |
|             | ② 高齢者虐待防止及び早期発見のための体制の整備<br>【保健福祉G】  | 高齢者虐待防止ネットワーク会議※を開催し、虐待の早期発見や発見時の対応協議を行うとともに、地域の連携協力体制づくりを推進します。                        |
|             | ③ 緊急通報装置※の整備による高齢者等の安心の確保<br>【保健福祉G】 | 身体的又は精神的に緊急事態に機敏に行動することが困難と認められる高齢者等の居宅に緊急通報装置を設置します。                                   |
|             | ④ 地域における見守り体制の充実<br>【保健福祉G】          | 地域自治会や民生委員、ボランティアなどによる地域で高齢者を見守る体制づくりについて推進します。                                         |
|             | ⑤ 認知症高齢者対策の推進<br>【保健福祉G】             | 認知症の相談支援体制づくり、認知症に関するネットワークの強化を図るとともに、認知症の理解を促進します。                                     |
| (2)自立生活の支援  | ① 健康づくり・疾病予防の推進<br>【保健福祉G】           | 要介護状態の要因となる生活習慣病等の疾病予防や早期発見のため、壮年期※からの健康づくりの推進を図ります。                                    |
|             | ② 認知症に対する支援体制の整備<br>【保健福祉G】          | 認知症に関するネットワークの強化、認知症の理解の促進、認知症高齢者等及び家族に対する支援を行います。                                      |
|             | ③ 生活支援サービスの基盤整備の推進<br>【保健福祉G】        | 多種多様な生活支援の取組をコーディネートする機能の充実や、高齢者自らも含めた資源開発※などの基盤整備を推進しま                                 |

|                       |                                     |                                                                                                                                          |
|-----------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       |                                     | す。                                                                                                                                       |
|                       | ④生活環境の整備<br>【保健福祉G】                 | 間口除雪※などの冬期間の生活環境の整備、災害時における避難支援、住環境の整備を行います。                                                                                             |
|                       | ⑤災害時における避難支援<br>【保健福祉G】             | 避難行動要支援者※名簿作成により、災害発生時に自力では避難できない要支援者のための地域の自主的な取組を促進します。                                                                                |
| (3)権利擁護事業※の促進         | ①成年後見制度の普及啓発、市民後見の推進<br>【保健福祉G】     | 相談窓口の運営、成年後見制度の周知及び市民後見人の育成・支援を行うことにより高齢者の権利擁護を図ります。                                                                                     |
| (4)地域包括支援センター※の機能充実   | ①機能の充実と適正運営<br>【保健福祉G】              | 業務量に応じた人員配置、行政との連携強化、運営協議会の設置によりセンターの円滑な運営や評価を行います。                                                                                      |
| (5)高齢者福祉施設の整備         | ①小規模多機能型居宅介護施設※等の整備<br>【保健福祉G】      | 高齢者が安心して在宅生活を送れるように民間活力※による小規模多機能型居宅介護施設の整備に向けて検討します。                                                                                    |
|                       | ②高齢者のニーズに合った多様な住まいや施設の確保<br>【保健福祉G】 | 民間活力※を活かしたケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅等の整備について、事業者との協議を行います。                                                                                      |
| (6)高齢者の社会参加、生きがい活動の促進 | ①高齢者の就労に対する支援<br>【保健福祉G】            | みどり就労センター※美幌町シルバー人材センター※の活動支援及び活動等について広くPRし意欲ある高齢者の就業の参加を促します。                                                                           |
|                       | ②生涯学習、文化・スポーツ活動機会の充実<br>【社会教育G】     | 元気な高齢社会を築くために、元気な高齢者の積極的な社会参画活動を支援する生涯学習や学習会などの推進を図ります。                                                                                  |
|                       | ③社会活動参加の促進<br>【保健福祉G】               | 町内の各老人クラブ※の活動に対して支援を行います。<br>高齢者団体等のボランティア活動や健康づくり活動のために多目的バスの貸出し等を行います。                                                                 |
|                       | ―(高齢世代の居場所、出番の創出)―<br>【保健福祉G】       | 現状でも、高齢者の相互交流の場は広がっています。引き続き、「きょういく」「きょうよう」※といった多様な交流の場への支援を行って参ります。                                                                     |
|                       | ④高齢者の学習と活動機会の充実<br>【社会教育G】          | 高齢者学級として実施している「明和大学」は、高齢者が自ら学び活動し、生きがいを創出する場として、その果たす役割が大きいことから、今後とも学生などの要望を的確に捉え、魅力ある授業内容を検討し、楽しく学び続けられるよう取り組みます。<br>明和友の会のサークル活動等、自主的な |

|               |                           |                                                                                                     |
|---------------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               |                           | 活動を支援するとともに、学習希望者への学習提供方法を検討します。<br>マナビティーセンター※において活動している団体・サークル等の情報を広く提供し、高齢者の社会参加へのきっかけづくりを推進します。 |
| (7)介護保険事業の安定化 | ①介護保険事業の安定と健全化<br>【保健福祉G】 | 制度改正の内容や仕組みについて、各種広報媒体を活用して啓発活動に努めます。<br>安定した制度運営を行うため介護給付費等の適正化に対する取組に努めます。                        |

※高齢者保健福祉計画：高齢者福祉サービスの内容など、高齢者福祉事業全般にわたり必要な事項について老人福祉法に基づいて策定される計画

※介護保険事業計画：介護保険サービス費用などの見込量を定めたもので、3年に1度、介護保険法に基づいて策定される計画

※高齢者虐待防止ネットワーク会議：虐待の早期発見や、発見時の円滑な対応について、また虐待防止のネットワークを構築すべく、行政や警察、福祉団体などの関係機関により構成する会議

※緊急通報装置：自宅の電話器と一緒に設置される装置で、緊急事態がおこったときは、ボタンを押すだけで消防署へ通報でき、また煙などを感知した場合は自動で消防署に通報される装置

※壮年期：成人としてもっとも体力、気力が充実しているとされる年齢

※高齢者自らも含めた資源開発：高齢者を支える地域のボランティアなどの資源だけでなく、比較的元気な高齢者についてもボランティアや趣味を活かした活動など支援する側としての活躍の場を開発

※間口除雪：高齢者の方や障がいのある方が、通院や買物などの外出時に支障となる、道路に面した出入口部分（間口）の雪を除雪する事業

※避難行動要支援者名簿：災害発生時に自力では避難できなく、安否確認や避難時の手助けが必要となる方について、事前にその支援内容等を登録しておく名簿のことで、災害発生時には自治会など地域の方々が協力・連携して支援する。

※権利擁護事業：認知症高齢者など判断能力が不十分な為、日常生活に困っている方に対して、安心して自立した生活が送れるように、金銭管理や重要な契約などの福祉サービス等の利用援助を行う事業

※地域包括支援センター：町民のみなさんが住み慣れた町で安心して暮らすことが出来るよう、さまざまな相談を受け、必要な支援につなげるお手伝いを行うために市町村内に置かれている「総合相談機関」

※小規模多機能型居宅介護施設：利用者の状況や希望に応じて、通所を中心としながら、訪問や宿泊を組み合わせたサービスを提供する施設

※民間活力：民間事業者による整備とサービス提供

※みどり就労センターシルバー人材センター：高年齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する団体で、定年退職者などの高年齢者が、臨時的かつ短期的又は特別な知識・技能を活かした軽易な就業を提供

※老人クラブ：各自治会単位などで高齢者を会員とし、高齢者自身による企画・運営で無理せず、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくりなどの活動を行う場

※「きょういく」「きょうよう」：「今日、行くところがある」と「今日、用がある」の意

※マナビティーセンター：町民の地域活動や趣味・教養・文化の学習実践活動及びレクリエーションの場。サークルや各種団体の日常活動・研修等のほか各種講座・教室も開催

## 関連する計画

| 計画の名称                    | 計画期間          |
|--------------------------|---------------|
| 美幌町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 | 平成30年度～平成32年度 |

## 2-3 障がい者福祉の充実

### 現状と課題

平成18年4月から障害者自立支援法※が施行となり、身体、知的、精神障がいの種別にかかわらずサービスを利用するための仕組みが一元化され、更に平成25年度から障害者総合支援法※が施行されるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような状況の中、障がいのある人が地域で自立した生活をおくるためには、地域が障がいのある人に対する正しい理解を深めることや就労の場の確保、生活環境の整備、障がいのある人や家族及び介護者等への支援体制の確立が求められております。

本町では今回、現状や課題等の検討を行い現行の計画を見直し、「第4期美幌町障がい者福祉計画※第5期美幌町障がい福祉計画及び第1期美幌町障がい児福祉計画※」を策定し、障がいのある人の積極的な社会参加や住み慣れた地域の中での自立を促進するとともに、町民、ボランティア、関係機関・団体、民間企業等と連携を図りながら、誰もが安心して生き生きと暮らせる人にやさしいまちづくりを進めてきました。

障がい者は、年齢や障がいの程度、生活状況などが様々ですが、住み慣れた地域で安心して、生き生きと自立した生活をおくるために地域社会全体で障がい者を理解し、支えていくことが必要です。

町内には子ども発達支援センター※があり、心身に障がいを有する子どもやことばの発達の遅れた未就学児童の日常生活における基本動作の訓練と家族への必要な指導・助言を行っています。

近年、通所児童が増えており、指導員を増員して対応しています。

※障害者自立支援法：障がい者が必要とするサービスを利用し、地域で安心して暮らせるの実現を目指して平成18年10月1日施行

※障害者総合支援法：平成25年4月1日施行。「障害者自立支援法」から移行するとともに、障がい者の定義に難病が追加された。

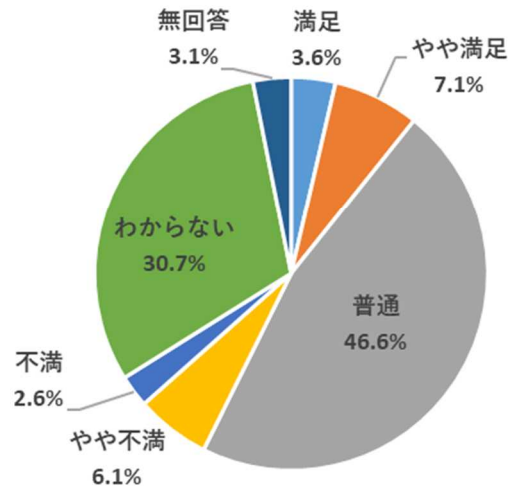
※第4期美幌町障がい者福祉計画第5期美幌町障がい福祉計画及び第1期美幌町障害児福祉計画：障害者総合支援法に基づき、障がい者が自立した日常生活を営むことができるように障害福祉サービスなどが計画的に提供されるための方針

※子ども発達支援センター：発達支援の必要が認められる児童に対し、必要な指導を行うことにより当該児童の健全な育成を図ることを目的として設置された児童福祉法に基づく施設

### 基本的な考え方と指標

○障害者総合支援法の理念を踏まえつつ、「障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「障害種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等」、「入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」を基本方針として「誰もが安心して、生き生き暮らせる人にやさしいまち」の実現に向け、着実に事業を推進していきます。

H30まちづくりアンケート／障がい福祉サービスの提供



| 指標名            | 計画策定時 |       | 前期実績(H30) | 中期(H34)  | 後期(H38)  |
|----------------|-------|-------|-----------|----------|----------|
| 障害福祉サービス等※利用者数 | H26   | 366 人 | 354432 人  | 342466 人 | 330466 人 |
| 地域生活支援事業※の利用者数 | H26   | 128 人 | 124170 人  | 120173 人 | 115173 人 |

※障がい福祉サービス等：居宅介護や施設での介護、就労に必要な訓練、補装具費の給付など、障がい者が利用できる制度全般

※地域生活支援事業：地域生活支援センター、日中一時支援、移動支援、日常生活用具費給付など、町が実施する事業

## 施策

| 施策の区分             |                                                  | 施策の内容                                                                     |
|-------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| (1)障がい者福祉の推進体制の充実 | ①障がい者計画及び障がい福祉計画、 <b>障がい児福祉計画</b> の推進<br>【保健福祉G】 | 美幌町障害者自立支援協議会※において障がい計画等の進行管理を行います。                                       |
|                   | ②障がい者に関する相談、指導の充実<br>【保健福祉G】                     | 障害者相談員※や地域包括支援センターの相談窓口設置により相談を行います。 <b>うとともに、地域生活支援拠点の整備について検討を進めます。</b> |
| (2)障がい者の自立生活の支援   | ①福祉サービスの提供体制の充実<br>【保健福祉G】                       | 障がい者の自立を支援するため、移動支援、日中一時支援、地域活動支援センターなど障がい福祉サービスの提供体制の充実を図ります。            |
|                   | ②障がい者の家族・支援団体等のニーズ把握<br>【保健福祉G】                  | 障がい者施策の推進にあたっては、障がい者やその家族、団体などから意見を聞き取り、施策の反映に努めます。                       |
| (3)障がい者福祉施設の整備    | ①障がい者の生活・訓練施設の整備促進<br>【保健福祉G】                    | 民間活力によるグループホーム※の整備の支援を行います。                                               |

|                        |                                 |                                                                               |
|------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
|                        | ②子ども発達支援センターの充実<br>【児童支援G】      | 心身に障がいがある又はことばの発達の遅れた未就学児童の日常生活における基本動作の訓練、集団生活への適応訓練と家族への必要な指導、助言を実施します。     |
| (4)障がい者の社会参加、生きがい活動の促進 | ①就労機会の確保<br>【保健福祉G】             | 障がい者の一般就労移行や就労確保の場の拡大など関係機関との連携を図り、地域全体で雇用の場の確保に努めます。                         |
|                        | —(障がい者への働く場の支援)—<br>【保健福祉G】     | 関係機関等の協力を得ながら、引き続き障がい者の自立支援対策に努めて参ります。                                        |
| (5)権利擁護事業の促進           | ①障がい者差別の解消と虐待防止<br>【保健福祉G】      | 組織体制づくり、関係機関職員の資質向上、啓発活動等を実施し、関係機関との連携を図り障がい者差別の解消と虐待の防止や早期発見等の取り組みを強化していきます。 |
|                        | ②成年後見制度の普及啓発、市民後見の推進<br>【保健福祉G】 | 相談窓口の運営、成年後見制度の周知及び市民後見人の育成・支援を行うことにより障がい者の権利擁護を図ります。                         |

※美幌町障害者自立支援協議会：障害者総合支援法に基づき、障がい者の生活を支えるためのシステムづくりに関し、関係機関と連絡調整を行うために設置

※障害者相談員：心身に障がいのある方やその家族から相談を受けるため、町から委嘱された地域の相談員

※グループホーム：身体・知的・精神障がい者等が世話人の支援を受けながら、地域のアパート、一戸建て等で生活する居住の場

## 関連する計画

| 計画の名称                         | 計画期間          |
|-------------------------------|---------------|
| 第2期美幌町障がい者計画                  | 平成29年度～平成38年度 |
| 第5期美幌町障がい福祉計画及び第1期美幌町障がい児福祉計画 | 平成30年度～平成32年度 |

## 2-4 子育て支援の充実

### 現状と課題

#### [子育て支援及び保育園]

「美幌町子ども・子育て支援事業計画※」に基づき、子育てに関する総合的な取組を進めています。子育て支援に関する情報提供を行うこと、また、児童虐待などを乳幼児検診などの機会を通じ未然に防ぐことが必要です。

保育園（所）は、通年開設の保育園2カ所※のほか、季節→へき地保育所4~~3~~カ所※、民間保育所1カ所※があり、保護者のニーズに応じて保育サービスの充実に努めています。少子化によって子どもの数が減少している中、今後のあり方を検討する必要があります。

学童保育所は町内に3カ所※のほか、コミュニティセンターに児童センターを設置し放課後児童対策を実施しています。学童保育所の対象学年が法改正により拡大されたため、その対応が必要です。

#### [母子保健]

妊産婦及び乳幼児の健康診査、健康相談、健康教育を実施し、異常の早期発見、早期治療を図るとともに育児に関する指導、相談を行い、子どもたちの健やかな育ちを支援することが必要です。

※美幌町子ども・子育て支援事業計画：質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために策定する、子ども・子育て支援法に基づく事業計画

※通年開設の保育園2箇所：美幌保育園と東陽保育園

※~~季節→~~へき地保育所4~~3~~箇所：季節保育所は中央保育所。へき地保育所は上美幌、福住及び田中の各保育所

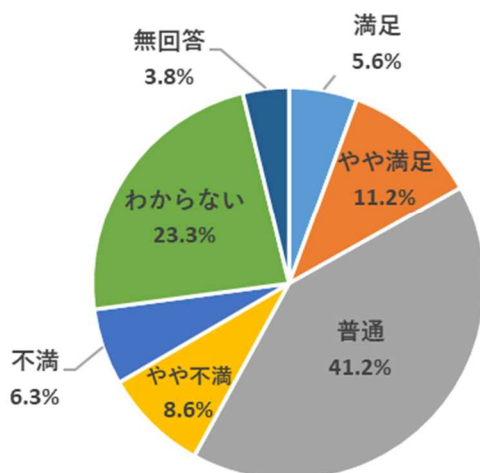
※民間保育所1箇所：特定非営利活動法人ひまわり保育園

※学童保育所は町内に3箇所：美幌、東陽、旭の各学童保育所

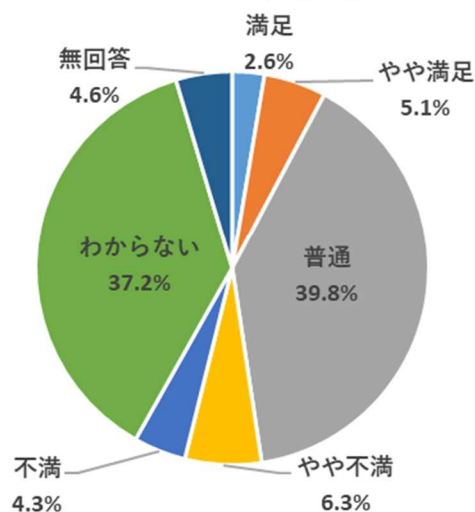
### 基本的な考え方と指標

- 仕事と子育ての両立ができ、安心して子どもを預けられるよう保育園(所)における保育サービスの充実や保護者の負担軽減を図ります。
- 子育て支援センターにおける相談体制の充実を図り、子育て情報の提供や子育てに関する相談・指導、託児ボランティアの養成に努めます。
- 児童虐待防止のため、虐待の背景にある家族を取り巻く様々な問題を通じて、関係機関と連携を図り、虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- 放課後児童対策として、子どもが安全に過ごすことの出来る場の充実に取り組みます。
- 妊娠、出産、育児期における母子保健対策の充実を図り、全ての子どもの健やかな成長を育む切れ目のない支援を推進します。

H30まちづくりアンケート／子どもの医療費助成



H30まちづくりアンケート／保育料の充実



| 指標名           | 計画策定時 |          | 前期実績 (H30)       | 中期 (H34)         | 後期 (H38)         |
|---------------|-------|----------|------------------|------------------|------------------|
| 子育て支援センター利用者数 | H26   | 10,834 人 | 8,424<br>9,435 人 | 7,535<br>8,715 人 | 6,754<br>8,041 人 |

## 施策

| 施策の区分      |                            | 施策の内容                                                                                                               |
|------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)次世代育成支援 | ①子ども・子育て支援事業の推進<br>【児童支援G】 | 子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された子ども・子育て関連3法に基づく新たな制度で、その支援内容については子ども・子育て支援事業計画により着実な推進を図ります。 |

|                    |                                         |                                                                                                                           |
|--------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | ②子育て世代への支援<br>【保健福祉G】                   | 子育て世代の負担軽減のため、医療費軽減について、国や道に要望するとともに、町においても財政状況を勘案しながら支援の拡大を図ります。 <b>現状把握しさらなる支援の拡大について十分検討を図ります。</b>                     |
| (2)子育てに関する相談・指導の充実 | ①育児に関する相談体制の充実<br>【児童支援G】               | 子育て支援センターへの直接電話や来所による相談を受け付け、親の育児不安などの解消を図ります。                                                                            |
|                    | ②子育てサポートボランティア※の人材養成<br>【児童支援G】         | 子育て支援センターで託児が必要な行事が多い反面、託児ボランティアが不足しているため、養成を図ります。                                                                        |
|                    | ③児童虐待の早期発見と速やかな保護をはかる相談体制の充実<br>【児童支援G】 | 各児童福祉施設や幼稚園又は児童の健診時などを通じ児童虐待などの早期発見、未然防止に努めます。                                                                            |
|                    | ④虐待防止支援体制の充実<br>【児童支援G】                 | 児童虐待と思われるケースについては、要保護児童対策地域協議会※等と協議の上、対策を講じます。                                                                            |
| (3)保育園(所)の充実       | ①特別保育※を含めた保育園(所)の充実<br>【児童支援G】          | 保育園での一時預かりや障がい児保育を実施します。<br><br>保護者の労働実態により保育の必要量に合った保育区分を設けます。<br><br>少子化で児童数が減少する中で保育園→季節・へき地保育所、民間保育所を含めた今後のあり方を検討します。 |
|                    | ②保育料軽減など子育て世代への支援<br>【児童支援G】            | 子育て世代の負担軽減のため、保育料の軽減を図って参ります。                                                                                             |
|                    | ③0歳児保育・休日保育の推進<br>【児童支援G】               | 町内の民間保育所で0歳児保育、休日保育を実施します。<br><br>町立保育園では施設の老朽化による改築等の際に検討します。                                                            |
| (4)学童保育の充実         | ①学童保育所の充実<br>【児童支援G】                    | 留守家庭等となる児童の健全育成と福祉増進を図ります。<br><br>法改正による対象学年拡大に伴い現有施設の拡大の可能性を探りながら今後学年拡大について検討します。 <b>現有施設での学年拡大を図ります。</b>                |
|                    | ②児童センターの充実                              | 地域の子ども達に健全な遊び場を提                                                                                                          |

|              |                                   |                                                                                  |
|--------------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
|              | 【児童支援G】                           | 供します。                                                                            |
| (5)ひとり親福祉の充実 | ①ひとり親家庭への相談体制の充実<br>【保健福祉G】       | 児童扶養手当※の申請受付、ひとり親家庭医療費の助成、母子寡婦福祉資金※<br>母子父子寡婦福祉資金※の受付等を行います。                     |
|              | ②母子家庭ひとり親家庭への就労支援<br>【保健福祉G】      | 母子父子家庭の生活の安定と向上のため就労情報の提供と支援を実施します。                                              |
| (6)母子保健の推進   | ①妊婦健診や乳幼児健診等による母子保健の推進<br>【保健福祉G】 | 母子健康教育や乳児全戸訪問、乳幼児健診、乳幼児相談により、異常の早期発見、早期治療につなげるとともに、子育て支援を充実することにより、母子の健康推進を図ります。 |
|              | ②経済的支援の充実<br>【保健福祉G】              | 妊産婦や子育て家庭及び不妊治療を受ける夫婦への経済的負担を軽減し、子育てを支援します。                                      |
| (7)家庭における食育※ | ①健全な食生活の推進<br>【保健福祉G】             | 食育※に関する情報提供や料理教室等を開催し、子どもたちが生涯にわたり健康で質の高い生活を送ることができるよう食育を推進します。                  |

※子育てサポートボランティア：子育て支援センターで、センター活動や年間行事等において託児のお手伝いや子ども達と一緒に活動していただく方

※要保護児童対策地域協議会：要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、行政、児童福祉、保健医療、教育、警察等関係機関が連携・協力し被虐待など要保護児童やその保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行うための協議会

※特別保育：保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育又は保護者の疾病や家族の疾病による付き添い等緊急時の一時的な保育を必要とする児童に対して実施する一時預かりや心身に障がいのある児童を健常児との集団保育により共に育ち合い、障がい児の福祉の増進を図るための障がい児保育

※児童扶養手当：父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自律の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

※母子父子寡婦福祉資金：母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立を助け、扶養している 児童（子）の福祉を増進することを目的として貸し出される貸付金

※食育：栄養の偏り、不規則な食事、安全性の問題や食文化の継承など、生産から消費まで一貫した「食」に関する考え方を家庭、学校、保育所、地域等を中心に育むことを国民が総合的に推進すること。

## 関連する計画

| 計画の名称                         | 計画期間          |
|-------------------------------|---------------|
| 美幌町子ども・子育て支援事業計画              | 平成27年度～平成31年度 |
| 美幌町第Ⅲ期健康増進計画                  | 平成30年度～平成34年度 |
| 第5期美幌町障がい福祉計画及び第1期美幌町障がい児福祉計画 | 平成30年度～平成32年度 |

## 2-5 保健予防対策の推進

### 現状と課題

町民の平均寿命は、生活習慣の改善や医学の進歩などを背景に、年々伸びている一方で、急速に進む高齢化、生活習慣病※の増加や、要介護高齢者の増加などが大きな課題となっています。

美幌町では、町民が健康で心豊かに生活することができ、活力ある社会であるために「美幌町健康増進計画※」を策定し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおける健康課題をとらえ、課題毎の目標を定めて個人や家族、地域、職場、行政など様々な機関等が連携協力を図りながら環境整備や健康づくりに取り組んでいます。

また、健康づくりを効果的、継続的に推進するために、~~食生活、喫煙対策、歯と口腔、こころ~~の健康※**生活習慣病、栄養・食生活、身体活動・運動、たばこ**を重点課題とし、取り組むべき具体的な目標を設定し、健康づくりの推進を図っています。

誰もが健康で生き生きとした生活を送るためには、**心身ともに健康であることが重要であり、こころの健康づくりや生活習慣病等の疾病予防や・早期発見など**、健康づくりの推進により、町民一人ひとりの生活の質を高め、健康寿命を延ばすことが重要です。

※生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群

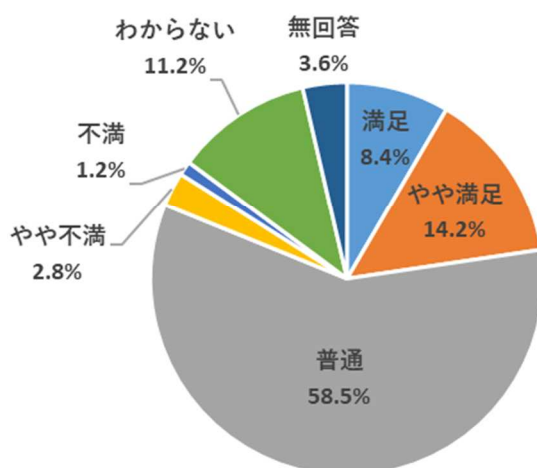
※美幌町健康増進計画：健康を維持しながら長生きを楽しむ健康づくりの推進をめざし、ライフステージ別に**栄養・運動・歯科保健・喫煙・メンタルヘルス**など項目毎の目標を定め、個人や家族、地域、職場、行政が取り組む計画

※こころの健康：自分の感情に気づいて表現できること（情緒的健康）、状況に応じて適切に考え、現実的な問題解決ができること（知的健康）、他人や社会と建設的でよい関係を築けること（社会的健康）を意味している。人生の目的や意義を見出し、主体的に人生を選択すること（人間的健康）も大切な要素であり、こころの健康は「生活の質」に大きく影響する。

### 基本的な考え方と指標

- 毎日を楽しく健康に暮らすことは、町民全ての願いです。町民が共に支え合いながら、子どもから高齢者まで、心身共に健やかで希望や生きがいを持ち、それぞれが望む「健康」を得ることができるよう健康づくりを推進します。
- ~~保健福祉の総合相談と健康づくりの実践機能を統合した保健福祉、地域活動の中核施設であり、「健康づくり」「高齢者福祉」「障がい福祉」「児童福祉」「社会福祉」「地域福祉」の6つの機能を備える保健福祉総合センター※を拠点として、乳幼児から高齢者まで町民全ての健康管理と健康増進、福祉向上を推進します。~~**地域保健活動の推進と健康づくりの実践機能を統合した保健福祉総合センター※を拠点とし、乳幼児から高齢者まで町民全ての健康管理と健康増進、福祉の向上を推進します。**
- 全ての町民が心豊かに生活できる健康づくりのための食育を推進します。

H30まちづくりアンケート／病気を予防するための対策



| 指標名                      | 計画策定時 |     | 前期実績(H30) | 中期(H34) | 後期(H38) |
|--------------------------|-------|-----|-----------|---------|---------|
| 健康教育※実施回数<br>(概ね64歳以下対象) | H26   | 32回 | 3580回     | 3580回   | 3580回   |

※保健福祉総合センター：町民の健康と生きがいの活動拠点及び福祉サービスの総合的かつ効果的な提供拠点として機能する施設

※健康教育：健康の保持増進を目的に、個人や集団を対象に健康知識の普及や実践を推進する活動

## 施策

| 施策の区分           |                                                    | 施策の内容                                                                                       |
|-----------------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)総合的な保健体制の充実  | ①健康づくりの推進や保健医療体制の整備充実<br>【保健福祉G】                   | 保健医療関係団体※の活動を支援し、保健医療体制を整備するとともに各組織の連携充実及び活動の推進を図ります。                                       |
| (2)保健予防、保健指導の推進 | ①生活習慣病予防のための各種健（検）診等の実施と生活改善に向けた保健指導の実施<br>【保健福祉G】 | 各種がん検診や健康診査及び健康相談、保健指導などを実施するとともに、受診しやすい体制を整備することにより生活習慣病の予防、疾病等の早期発見、早期治療を促し、町民の健康増進を図ります。 |
|                 | ②総合的で連携を強化した地域保健、学校保健、職場保健※の推進<br>【保健福祉G】          | 地域、学校、家庭、企業が連携し、健康課題や対策に取り組むことにより、健康づくりの推進を図ります。                                            |
|                 | ③予防接種による感染症予防<br>【保健福祉G】                           | 感染のおそれがある疾病の知識を普及するとともに発生、蔓延及び重症化を予防するため各種予防接種を行うことにより健康増進を図ります。                            |
| (3)介護予防の推進      | ①生活習慣病や認知症を予防する生活の理解と自ら健康づくりに取り組み                  | 老人クラブ等での健康相談、出前講座や地域と協力した介護予防教室の実施、                                                         |

|                     |                                   |                                                                             |
|---------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
|                     | る環境の整備等<br>【保健福祉G】                | 保健福祉総合センターを活用した各種教室の開催、認知症についての知識の普及啓発や認知症予防ボランティア※による事業の充実により介護予防を推進します。   |
| (4)介護予防マネジメント体制※の確立 | ①介護予防ケアプラン※の作成<br>【保健福祉G】         | 地域包括支援センター職員のスキルアップを図り、適正な支援を行います。<br>認定者の増加に伴い、センター職員の充実を図ります。             |
| (5)健康づくりの推進         | ①ヘルスリーダー※の養成、育成及び活動の推進<br>【保健福祉G】 | ヘルスリーダーの人材確保に努めるとともに、資質の向上を図り、町民が健全な食生活を送ることができるよう健康教育を主体的に企画実践し、健康増進を図ります。 |
|                     | ②地域における健康づくりの推進<br>【保健福祉G】        | 「美幌町健康増進計画」に基づくライフステージ※に応じた健康づくりの推進のため、健康相談、出前講座や各種教室を実施し、総合的な健康づくりを推進します。  |
|                     | —(健康づくりの総合的、計画的推進)—<br>【保健福祉G】    | 健康課題を分析・評価しながら、必要な施策を検討し、取り組んで参ります。                                         |
|                     | ③質の高い健康運動指導体制の充実<br>【保健福祉G】       | 健康運動指導士※の確保に努めるとともに、運動指導員への研修等により健康運動指導体制の向上を図ります。                          |
|                     | ④保健福祉総合センターの施設整備及び充実<br>【保健福祉G】   | 適切な施設運営により、保健福祉、健康づくりの中核施設としての機能を維持するため施設の整備、充実を図ります。                       |

※保健医療関係団体：救急搬送に対応する救急医療や休日の急病患者への医療を担う病院・診療所、周辺地域への訪問看護を行う事業所等地域保健医療関係機関及び団体

※職域保健：労働者を対象とした健康づくり

※認知症予防ボランティア：認知症予防を推進するボランティア団体など町民の自主的な活動で、美幌町では、認知症予防運動などを行うやまびこの会や、家族支援も含めた活動を行うサフランの会などがある。

※介護予防マネジメント体制：要支援者に対して、本人・家族との話し合い等をもとに、現状の生活行為に関する評価・分析を行い「本人がどんな生活を送りたいか」についてあらゆる角度からその支援方法等を考える体制

※介護予防ケアプラン：要支援者に対して、目標とする生活のイメージについて記載し、実現するための目標を設定、その実現のため必要とされる支援方法、支援メニューを作成するもの。

※ヘルスリーダー：町が実施するヘルスリーダー養成講座を受講し、自らの健康に関心を持ち、健康的な生活習慣を実践するとともに地域における健康づくりのリーダーとして主体的に取り組む町民

※ライフステージ：幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期乳幼児期から学齢期・成人期・高齢期といった、年齢にともなって変化する生活段階。

※健康運動指導士：保健福祉総合センターにおいて、町民の健康を維持・改善するために、安全かつ適切な運動プログラムを提案・指導する専門家

## 関連する計画

| 計画の名称                    | 計画期間          |
|--------------------------|---------------|
| 美幌町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 | 平成30年度～平成32年度 |
| 美幌町第Ⅲ期健康増進計画             | 平成30年度～平成34年度 |

## 2-6 地域医療体制の充実

### 現状と課題

現在の町立国保病院は、平成 12 年に改築し医師 8 名、6 診療科（内科・外科・小児科・産婦人科・整形外科・眼科）体制によりスタートし、経営改善により患者数が増加したものの、医師の退職や非常勤化、科の休診などにより患者数が減少しました。その後、医師招へいの取組により新たな診療科の開設等を行い、平成 27 年 6 月からは、10 科の外来診療体制（外科、整形外科、循環器内科、内科、総合診療科、腎臓内科、小児科、泌尿器科、眼科、脳神経外科）で常勤医師 10 名及び非常勤医師 2 名体制がスタートしました。平成 30 年 4 月現在では外来診療科がさらに 2 科（呼吸器内科、婦人科）増えて 12 科体制になり、今後はその事業収益の向上が大きく期待されています。

また、病院改築時の施設・設備や高度医療機器※が更新時期を迎えており、平成 22 年度から年次的な更新事業に着手していますが、新たな診療科の開設に伴い高度医療機器の導入も必要となることから、借入金や減価償却費、町からの繰入金の増加が懸念されています。

一方、地域の高齢化により、保健・医療・介護・福祉のネットワークの重要性が高まっており、町内で唯一の一般病床を有する中核病院が果たすべき役割として、病診・病病連携※、予防医療※、在宅医療※など地域包括ケアの取り組みが求められていることから、平成 25 年 4 月に地域医療連携室※を開設し、より良い医療環境の構築に向け、取り組みを進めています。

※高度医療機器：放射線、磁気、超音波などの先端技術を導入した検査や治療のための医療機器

※病診・病病連携：病診連携とは、病院と診療所が連携して医療を提供する仕組み。病病連携とは、病院と病院が連携をとる仕組み。

※予防医療：生活習慣の改善や予防接種などによって病気になるのを防ぐだけでなく、たとえ病気になっても早期に発見・治療して重症化を防ぎ、さらにはリハビリテーションなどにより病気からの回復を早め、再発を防ぐこと。

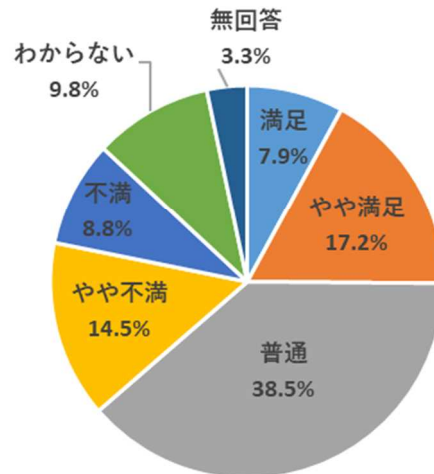
※在宅医療：通院困難な患者の自宅や介護施設などに医療者が訪問して医療を行うこと。

※地域医療連携室：地域の医療機関や介護施設等との連絡調整窓口となり、より良い医療環境を構築することを目的とした部署

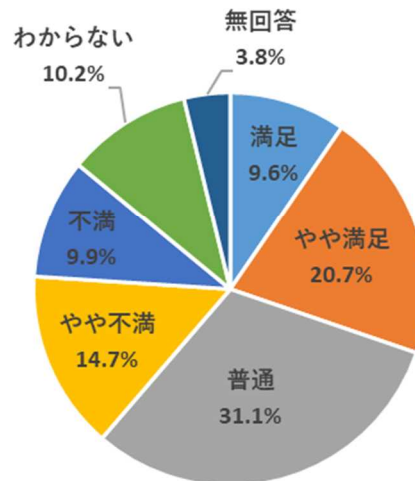
### 基本的な考え方と指標

- 町民の医療ニーズを踏まえ、診療体制の充実と経営収支の改善、病床機能の見直し検討などに取り組み国民健康保険病院の充実に努めます。
- 救急医療、広域医療に関する体制の維持・向上に努めるとともに、保健・医療・介護・福祉との連携を深めながら在宅医療や予防医療など地域包括ケアを推進し、より良い医療環境の構築に努めます。

H30まちづくりアンケート／国保病院の診療科について



H30まちづくりアンケート／国保病院への医師確保について



| 指標名  | 計画策定時 |     | 前期実績(H30) | 中期(H34) | 後期(H38) |
|------|-------|-----|-----------|---------|---------|
| 医師数  | H27   | 10人 | 12人       | 12人     | 12人     |
| 診療科数 | H27   | 10科 | 12科       | 12科     | 12科     |

## 施策

| 施策の区分              |                    | 施策の内容                                                                     |
|--------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| (1)国民健康保険病院<br>の充実 | ①固定医師の確保<br>【国保病院】 | ホームページによる医師募集やインターネットを活用した募集広告の掲載など招へい活動に取り組み、眼科医師の常勤化や産婦人科医、麻酔医の招聘に努めます。 |

|                      |                                   |                                                                                                                                           |
|----------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      | ②診療科の充実と、新たな診療科の検討<br>【国保病院】      | 医療ニーズを踏まえ、産婦人科、呼吸器内科、精神科など新たな診療科の開設を検討する診療科の充実に努めるとともに、非常勤医師による専門外来・特殊外来の開設を検討します。                                                        |
|                      | ③施設・設備や医療機器の充実<br>【国保病院】          | 必要な医療機器等の更新計画を作成し年次的に整備を行います。また、新たな診療科の開設に伴い診療科の充実に必要な高度医療機器の導入を進めます。                                                                     |
|                      | —(国保病院の医療提供体制、医療機器の充実)—<br>【国保病院】 | 医師確保については、今後も継続して実施します。産婦人科医の招聘及び眼科医の固定化を目指します。医療機器更新は、次期更新計画を策定し、計画的に整備する予定で、整形外科・脳神経外科・泌尿器科でMRI※が必要であるため更新の検討を行います。                     |
|                      | ④医療従事者等の育成確保<br>【国保病院】            | 患者本位で安全かつ質の高い医療を提供するため、患者接遇の向上に取り組むとともに、高い技術や知識を有する看護師や医療技師など医療従事者の育成・確保や経営管理を担う事務局体制の強化を図ります。                                            |
|                      | ⑤新たな収支改善対策の推進<br>【国保病院】           | これまでの経費節減・抑制対策の検証や、施設基準の見直しによる診療報酬※の増加対策を進めるとともに、新たな公立病院改革プラン※の作成実施に取り組めます。                                                               |
|                      | ⑥病床機能の見直し検討<br>【国保病院】             | 病床稼働率※の向上や町民の医療ニーズを踏まえ、一般病床※から療養型地域包括ケア病床※への一部転換について検討を進めます。また、病診連携を推進するため、開放型病床（オープンベッド）※の設置についても検討を進めます。                                |
| (2)保健・医療・介護・福祉との連携強化 | ①地域包括ケアの推進<br>【国保病院】              | 高齢化が進展する中、高齢者を在宅で支援するシステムとして在宅医療（訪問診療）を推進するとともに、在宅療養支援病院の施設基準の取得や院内に居宅介護支援事業所をの設置し、退院後のケアプラン※作成に取り組みについて検討を図ります。<br><br>また、健診など予防医療（保健事業） |

|                                    |                                          |                                                                                                                                                        |
|------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                    |                                          | の充実や医療ソーシャルワーカー※による相談体制の充実に努めます。                                                                                                                       |
|                                    | <del>—(地域包括ケアシステムの確立)—</del><br>【保健福祉G】  | <del>地域の特性を活かしながら、地域にあったより良いシステムが構築できるよう引き続き取り組んで参ります。</del>                                                                                           |
| (3)広域医療体制の充実                       | ①病診・病病連携強化<br>【国保病院】                     | 地域医療連携室の機能として地域の病院や診療所との医療連携を強化し、それぞれの医療機関の機能に応じ役割を分担し、症状に応じた適切な医療の提供に努めます。                                                                            |
|                                    | <del>—(病病、病診等地域医療連携の推進)—</del><br>【国保病院】 | <del>病院改革プラン※で地域包括ケアの推進が求められ、地域医療連携室に居宅介護事業所の設置や訪問看護師の採用などマンパワーの充実に図ります。地域医療連携を図るため電子カルテの導入に合わせ、地域連携システムの導入で保健・医療・福祉・介護施設などの連携と北見日赤との医療連携を実施します。</del> |
| (4)救急医療体制の充実                       | ①国保病院における救急医療体制の充実<br>【国保病院】             | 地域により密着した救急医療を提供するため、休日の常勤医師による救急診療体制の構築を推進します。                                                                                                        |
| (5)医療従事者等の確保対策の推進<br>【保健福祉G】       |                                          | 医療・福祉・介護の現状、医療従事者の定着率、今後のニーズ等、現行の制度設計の見直しを含め検討いたします。                                                                                                   |
| (6)医療、保健、介護、福祉ネットワークの確立<br>【保健福祉G】 |                                          | 関係機関の連携が不可欠であり、引き続きネットワーク形成構築のための研究を進めて参ります。                                                                                                           |

※MRI：磁気共鳴画像診断装置の略で、磁気の利用して体の臓器や血管を撮影する医療機器

※診療報酬：医療サービスの対価として支払われる報酬のこと。金額の元となるのが診療報酬点数表で、医療機関の施設基準（医療機関の機能や設備、診療体制等の評価）などで増減がある。

※病床稼働率：病院のベッドがどの程度効率的に稼働しているかを示す数字。その数字が高いほど空きベッドが少なく、効率的に利用されていることになる。

※一般病床：主に病気やケガなど、急性疾患の患者を対象とする病床（ベッド）

※療養型病床：病状が安定している要介護者に、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や機能回復訓練などの医療を行う病床のこと。

※地域包括ケア病床：急性期病床を退院する病状が安定した人に対し、在宅や介護施設への復帰支援に向けた医療や支援を行う病床のこと。

※開放型病床（オープンベッド）：病床の一部を開放し、入院患者の日常の「かかりつけ医」である診療所の医師と入院中の担当医と情報を共有し、協力して治療を行うことができる病床

※ケアプラン：介護保険制度で要介護認定を受けた場合、本人の希望や必要と利用限度額や回数に基づいて作成される介護サービスの計画

※医療ソーシャルワーカー：保健医療機関において、社会福祉の立場から患者やその家族の方々の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行う職種

※公立病院改革プラン：公立病院が地域において果たすべき役割を明確にするとともに、適切な財政負担

のもと経営を健全化し、その役割を継続的に果たしていくために策定する計画

## 関連する計画

| 計画の名称                  | 計画期間          |
|------------------------|---------------|
| 美幌町立国民健康保険病院新公立病院改革プラン | 平成２９年度～平成３２年度 |

## 2-7 生活環境保全・緑化活動の推進

### 現状と課題

#### [環境共生※、環境保全]

太陽光発電、ペレットストーブ※、照明器具LED化、ハイブリッド車※などは二酸化炭素の排出量の抑制に効果がありますが、普及途上の状態であり、今後、家庭や事業所での導入を進めていくことで温室効果ガス※発生の抑制及び地球温暖化※防止に努めていくことが必要です。

北海道は、町内2箇所を、貴重な自然が残るとして環境緑地保護地区※に指定しており、委嘱された自然保護監視員が定期的に巡回して自然保護に努めています。

公害防止では、灯油タンク倒壊等による油流出事故が年に数件程度発生していますが、大きな被害にはなっておりません。また、騒音、悪臭による苦情もあり、その都度現地を確認し原因者に対し指導しています。

#### [環境美化]

各自治会、企業、団体等により町内一斉清掃などの清掃活動が行われています。また、自治会連合会衛生部会と共同で不法投棄防止看板を設置し、委託業者により不法投棄防止パトロールを実施していますが、不法投棄は未だに発生している状況です。

緑化・花いっぱい運動※については、自治会及び公共施設を対象に花苗配布を行っているほか、フラワーマスター※などを通じて、自治会・公共施設などに住民の協力を得ながら継続して植栽・植樹を行っています。

#### [火葬場、墓地]

~~墓地、墓園のうち、柏ヶ丘霊園、びほろ霊園、市街共同墓地※は残区画数が少なくなっているものの、町外転出等により年間数件の返還があり、残区画数は横ばいとなっています。特に柏ヶ丘霊園、市街共同墓地では、市街地から近いことなどから、返還区画を希望される方もいます。~~

柏ヶ丘霊園、びほろ霊園、市街共同墓地※は残区画数が少なくなっているものの、平成29年10月より共用開始している合同納骨塚や町外転出等の改葬が増えていることから、平成26年度以降返還件数が許可件数より多くなっており、残区画数は増えてきています。

火葬場施設（望岳苑斎場）は、美幌・津別広域事務組合の施設で、平成6年11月に建築されてから2025年が経過し、近年火葬件数も増加傾向にあることから、故障を未然に防止するためにも、劣化が進行する火葬炉内の耐火物及び耐火ベッド・付帯設備の修繕を計画的に進めることが必要です。

※環境共生：河川、湖沼、海岸、里山など多様な自然環境と都市化の進展等によって失われつつある自然環境を次世代に継承するため、自然と人間の調和を図ること

※ペレットストーブ：間伐材や製材端材その他の木材を粉碎した木くずを乾燥し圧縮成型した円柱型の固形燃料のペレットを使用し、化石燃料に替わり二酸化炭素の排出量削減を目指した地球環境にやさしい暖房器具

※ハイブリッド車：ガソリンで動くエンジンと電気で動くモーターの2つの動力を持っている自動車

※温室効果ガス：大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。近年、大気中の濃度を増しているものもあり、地球温暖化の主な原因とされている。

※地球温暖化：人間活動の拡大で、二酸化炭素・メタン・亜鉛化窒素などの温室効果ガスの濃度が増加することで、地球の表面温度が上昇すること。

※環境緑地保護地区：北海道が条例に基づき、市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要として指定した地区

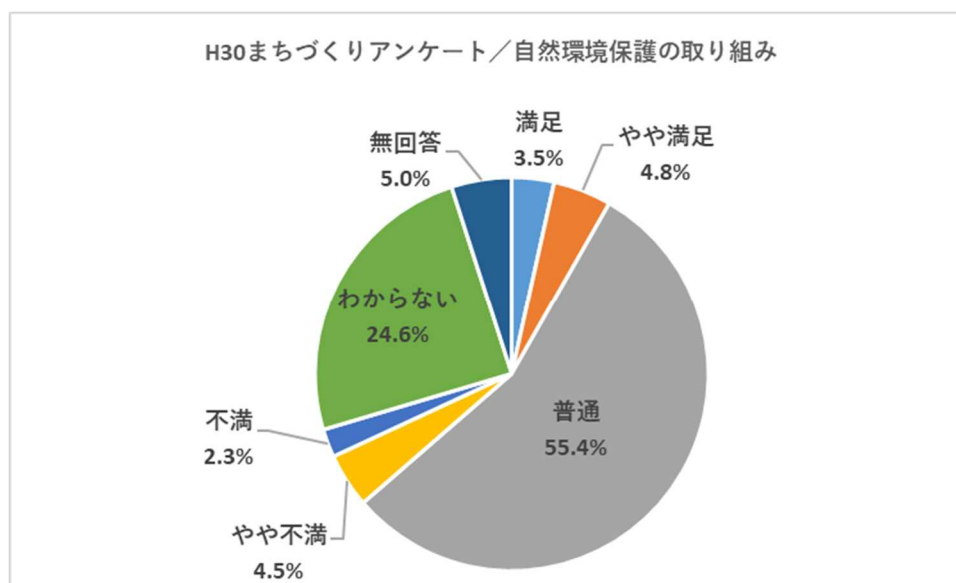
※緑化・花いっぱい運動：木・花を植えることによって景観を良くしようとする取組

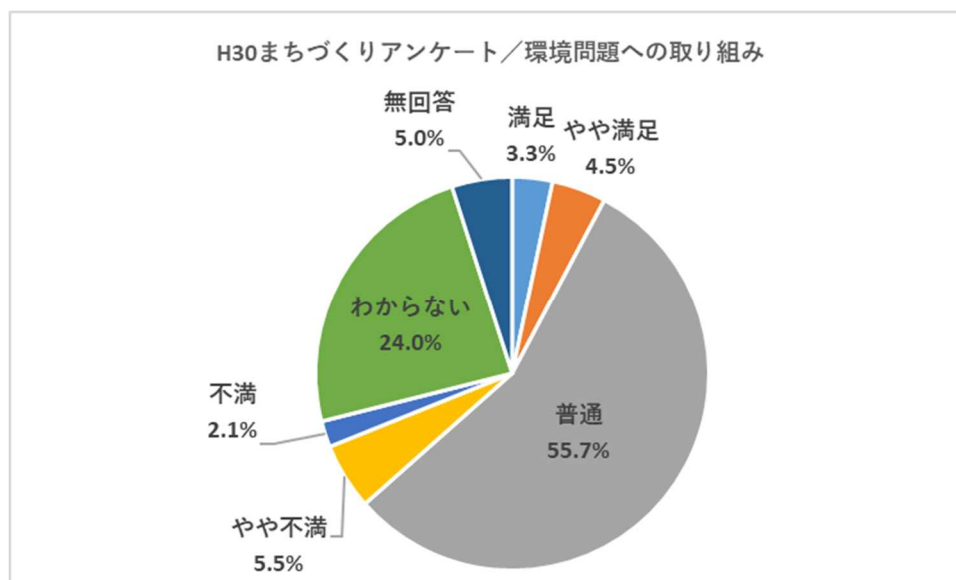
※フラワーマスター：花の育成管理や街並み景観に配慮した植花に関する知識・技術を持ち、花のまちづくりのボランティアリーダーとして積極的に指導・助言できる人

※市街共同墓地：美幌町字元町、柏ヶ丘霊園の西隣に隣接する墓地の名称

## 基本的な考え方と指標

- 地球温暖化の防止に向けた取り組みを各分野と連携を図りながら地道に取り組んでいきます。また、自然環境への負荷の軽減及び保護に努め、地域が一体となって環境共生のまちづくりを進めます。
- 地域、各種団体と協力し、不法投棄の未然防止や環境美化の推進に努めるとともに、植樹・花壇の植栽や維持など町民の参画を得ながら地域の緑化推進を進め、美幌町の名にふさわしい「美しい」まちを目指します。
- 宗派、祭祀、儀礼にこだわりのない共同墓地及び霊園、特に市街地の三霊園及び共同墓地は、利用希望者等の期待に応えられるように区画数を見据えながら、墓園の整備と維持に努めます。  
は、利用動向を確認しながら、利用者等の期待に応えられるよう、整備及び維持管理に努めます。
- 円滑な業務運営のため、火葬炉を中心とした設備の維持管理の徹底及び施設使用者の利便性を図り住民サービスの向上に努めます。





| 指標名                | 計画策定時 |                     | 前期実績 (H30)                       | 中期 (H34)                         | 後期 (H38)                         |
|--------------------|-------|---------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量 | H25   | 8,002,938<br>kg-CO2 | 8,077,417<br>7,095,000<br>kg-CO2 | 7,715,305<br>7,095,000<br>kg-CO2 | 7,715,305<br>7,095,000<br>kg-CO2 |

## 施策

| 施策の区分               |                                                     | 施策の内容                                                                                         |
|---------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)環境共生に向けた総合的な取り組み | ①地球温暖化防止に向けた取り組みの推奨<br>【環境生活G】                      | 公共施設において照明器具のLED化を推奨していきます。<br>太陽光発電、ペレットストーブ等の利用による二酸化炭素の削減を目指します。                           |
| (2)自然環境の保護          | ①自然環境保護に対する地域による取組への支援<br>【環境生活G】                   | 地域のボランティアによって、魚無川一斉清掃活動を実施します。<br>環境緑化保護地区の保全を進め、貴重な自然が失われないよう努めていきます。                        |
| (3)公害の防止            | ①関係機関との連携による巡視活動の強化と公害に関する企業の危機管理意識の醸成促進<br>【環境生活G】 | 油流出事故における万全な対応及び関係機関との連携に努めます。<br>公害発生を未然に防ぐための監視活動を実施していきます。<br>騒音、振動等の発生源である原因者に対する指導を行います。 |
| (4)環境美化活動の推進        | ①地域における清掃活動<br>【環境生活G】                              | 関係団体との連携を図り、町内一斉清掃の実施を支援します。<br>ボランティア清掃活動への支援を行                                              |

|                       |                                |                                                                                                          |
|-----------------------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       |                                | います。                                                                                                     |
| (5)不法投棄対策の推進          | ①不法投棄の未然防止と早期発見対策<br>【環境生活G】   | 自治会連合会衛生部会と共同で不法投棄防止看板の設置を進めて行きます。<br>不法投棄巡回パトロールを実施して、早期発見と未然防止に努めます。<br>警察などの関係機関と連携して、不法投棄対策の強化を図ります。 |
| (6)花や緑による景観の向上及び緑化の推進 | ①花による景観づくりの推進<br>【環境生活G】       | フラワーマスター連絡協議会と連携し、花いっぱい運動の推進を図ります。<br>自治会、公共施設を対象として花苗の無償配布を行い、花いっぱい活動を支援します。                            |
|                       | ②緑の保全、回復及び緑化推進の取り組み<br>【環境生活G】 | 関係部署との連携による市街地の空き地空間を利用した緑化の推進及び整備を図ります。                                                                 |
|                       | ③緑化推進活動の取り組み<br>【環境生活G】        | 公共施設や各事業所の協力による緑の創出活動を実施します。<br>緑の募金運動と町有林への植樹活動を行います。                                                   |
| (7)霊園の維持管理            | ①利用状況に応じた霊園の整備<br>【環境生活G】      | 柏ヶ丘霊園、市街共同墓地、びほろ霊園の残区画数の推移を踏まえて、びほろ霊園の造成の検討を行います。<br><b>びほろ霊園の利用動向を確認しながら、びほろ霊園の造成の検討を行います。</b>          |
| (8)火葬場施設整備事業          | ①火葬炉及び付帯設備の整備<br>【広域組合】        | <b>2025</b> 年を経過した火葬施設等の不具合が懸念されるため火葬炉を中心とした設備の改修計画を策定し計画的に整備します。                                        |

## 関連する計画

| 計画の名称             | 計画期間          |
|-------------------|---------------|
| 第3期美幌町地球温暖化防止実行計画 | 平成30年度～平成42年度 |
| 美幌町緑の基本計画         | 平成29年度～平成38年度 |

## 2-8 ごみ処理、リサイクルの推進

### 現状と課題

ごみの収集は、一般ごみ、その他プラごみ、資源ごみ、粗大ごみと区分され、粗大ごみは申込みがあった人に、それ以外は指定の収集日に自宅前に置いておくことで収集が行われる「戸別収集方式」となっております。従前のステーション方式と比べると、若干、分別マナーが守られない状況が見受けられるものの、概ね、分別ルールに基づいた収集が実施されています。

また、平成27年度からは、有害ごみ※、古衣料、小型家電※の戸別収集がスタートしました。

また、平成29年度からは、ペットボトルのラベルを剥がし、ペットボトルとその他プラに分別を細分化しています。

廃棄物処理場は平成27年度に第Ⅱ期が終了、第Ⅲ期へと移行していく予定です。移行しています。

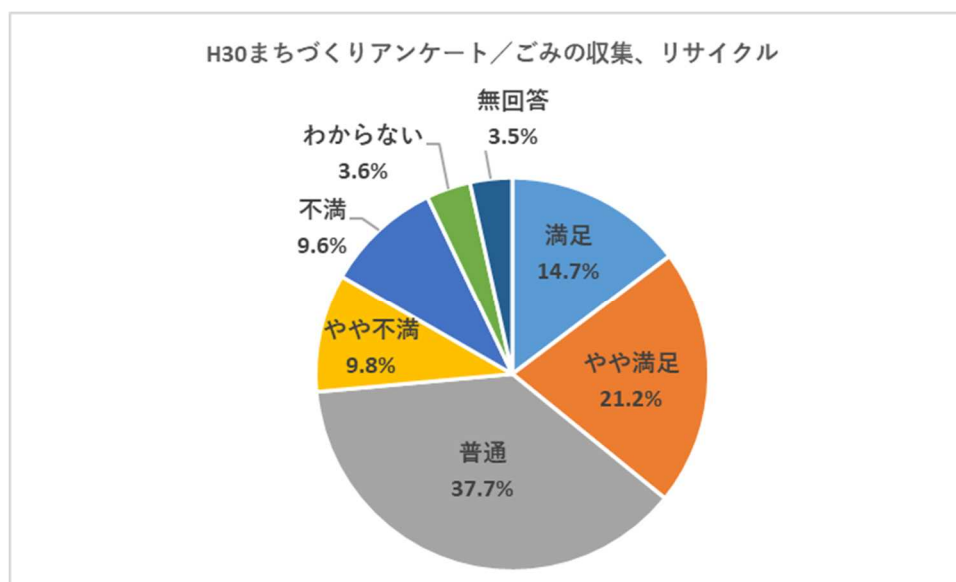
廃棄物処理施設の各種機械等は経過と共に、機器の修繕及び更新が必要となってきています。

※有害ごみ：人体に有害な水銀、亜鉛などを含む電池、蛍光灯（蛍光管）などの廃棄物

※小型家電：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）により、リサイクル処理される小型電気電池機器

### 基本的な考え方と指標

○町民、行政、企業などが一体となって、相互の役割と協力のもと、いままで以上にごみ分別の徹底とマナーの向上を図り、ごみ分別、ごみ減量化及びリサイクルの推進を目指します。



| 指標名         | 計画策定時 |         | 前期実績 (H30)       | 中期 (H34)         | 後期 (H38)         |
|-------------|-------|---------|------------------|------------------|------------------|
| 廃棄物処理場埋立ごみ量 | H26   | 7,011トン | 7,700<br>6,460トン | 6,700<br>6,299トン | 6,300<br>6,137トン |

## 施策

| 施策の区分              |                                   | 施策の内容                                                                                                                              |
|--------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)ごみ処理体制の充実       | ①分別の徹底に向けた取組と効率的な収集の実施<br>【環境生活G】 | まち育出前講座などの実施や町広報紙、パンフレット等を通じて、ごみに関する知識と理解を深め、排出マナーの向上と効率的な収集の実施に努めます。                                                              |
|                    | ②ごみ処理施設※の適正な維持管理<br>【環境生活G】       | 各処理機械の計画的な更新及び修繕への対応に取り組み、施設の適正な維持管理を進めます。                                                                                         |
|                    | ③ごみ埋立処分場の整備<br>【環境生活G】<br>※新規     | 美幌町一般廃棄物処理基本計画に基づき、第Ⅳ期埋立処分場の整備について検討します。※新規                                                                                        |
| (2)ごみの減量化とリサイクルの推進 | ①ごみの減量化とリサイクルの推進<br>【環境生活G】       | <p>ごみの減量化に向けた更なる研究と町民の協力による分別手法の検討を進めます。</p> <p>リサイクルの推進を町民の理解と協力のもと、取り進めていきます。</p> <p><b>リサイクル推進ボランティア指導員制度※の設立を目指していきます。</b></p> |

※ごみ処理施設：廃棄物処理法の規定に基づく、脱水、油水分離、乾燥、破碎などの処理を行う施設

※リサイクル推進ボランティア指導員制度：ごみ減量化に向けたリサイクルを推進するため、ボランティアの指導員の養成を目指していくこと

## 関連する計画

| 計画の名称           | 計画期間          |
|-----------------|---------------|
| 美幌町一般廃棄物処理基本計画※ | 平成15年度～平成36年度 |
| 第8期美幌町分別収集計画    | 平成29年度～平成33年度 |

※美幌町一般廃棄物処理基本計画：美幌町の一般廃棄物の処理における基本計画

## 2-9 社会保障による支援

### 現状と課題

市町村国保<sup>※</sup>は、他の医療保険よりも年齢構成が高いため、医療機関を受診する機会も増えることから医療費も増大する傾向にあり、国保財政は不安定になるリスクを抱えています。そのため、平成30年度から、北海道が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担うこととなりました。

これにより、北海道と市町村が共に国民健康保険の保険者となり、制度を安定化させそれぞれの役割を担っていきます。

更には、特定健康診査<sup>※</sup>及び特定保健指導<sup>※</sup>、各種検診等の充実により治療から予防への転換、ジェネリック医薬品<sup>※</sup>の普及促進等により医療費の適正化を図る必要性が増しています。

また、今後の国保運営については、道が担うこととなる方向性が示されていることから、道と市町村の適切な役割分担の検討が必要となってきます。

75歳以上（一定の障害のある方は65歳以上）の方が対象の、後期高齢者医療<sup>※</sup>は、国民健康保険とは異なり、広域連合による運営が行われており、美幌町では、被保険者の資格の管理及び保険料の賦課徴収を任めています。

※市町村国保：市町村が運営する国民健康保険

※特定健康診査（特定健診）：糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査

※特定保健指導：特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対する指導、リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援がある。

※ジェネリック医薬品：先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に、開発費用が安く抑えられる後発医薬品のこと。

※後期高齢者医療：75歳以上の高齢者に対する医療のこと。65歳以上の障害者も後期高齢者医療の対象となることができる。

### 基本的な考え方と指標

○国民健康保険制度の改正を踏まえ、これまでどおり身近な窓口として、国民健康保険事業で美幌町が担う役割を果たします。

○健診の周知や重要性を町民に伝えるとともに、特定健診などの各種検診等の充実を図り、医療費の抑制に努めます。

| 指標名            | 計画策定時 |          | 前期実績(H30)           | 中期(H34)             | 後期(H38)             |
|----------------|-------|----------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 国民健康保険1人当たり給付費 | H25   | 297,662円 | 339,050<br>294,685円 | 360,513<br>291,738円 | 383,336<br>288,821円 |

## 施策

| 施策の区分          |                                      | 施策の内容                                                                                                                   |
|----------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)国民健康保険事業の推進 | ①国民健康保険事業の健全な運営と適正な課税及び収納<br>【環境生活G】 | <p>北海道と共に国民健康保険制度の周知及び啓蒙啓発を図ります。</p> <p>医療費の抑制や適正化に向けた保健指導やチェック体制の充実を図ります。</p> <p>保険税の負担の公平性の実現に向けて、適正な課税及び収納に努めます。</p> |
| (2)高齢者医療制度の推進  | ①後期高齢者医療保険制度の推進<br>【環境生活G】           | <p>後期高齢者医療制度の周知及び啓蒙啓発を行います。</p> <p>保険料の収納確保に努め、安定的な運用を図ります。</p>                                                         |

## 関連する計画

| 計画の名称                       | 計画期間          |
|-----------------------------|---------------|
| 美幌町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） | 平成30年度～平成35年度 |

## 3－1 雇用の拡大、安定

### 現状と課題

#### [企業誘致及び地元企業の育成]

企業誘致に関しては、経済的及び社会的情勢などにより企業進出数が伸び悩んでいる状況にあります。一方、**新規の起業件数は増加傾向にあります。**今後も災害の少なさや交通アクセスの利便性など本町の特性を全面的にPRした誘致活動が必要です。**と起業家支援制度のさらなる周知を図っていく必要があります。**

また、研修活動への参加支援や商工会議所による経営相談及び経営指導など、地元企業の育成を図っていますが、今後も、地元企業を支えていくことが必要です。

#### [雇用促進、勤労者福祉]

季節労働者に対するセミナーを開催し、**通年雇用を促進していますが、参加人数が毎回少なく、通年雇用に対する意識が高いとは言えない状況にあります。**今後も、季節労働者の方々に通年雇用の優位性などを啓発するとともに、企業に対し通年雇用の促進を図っていく必要があります。

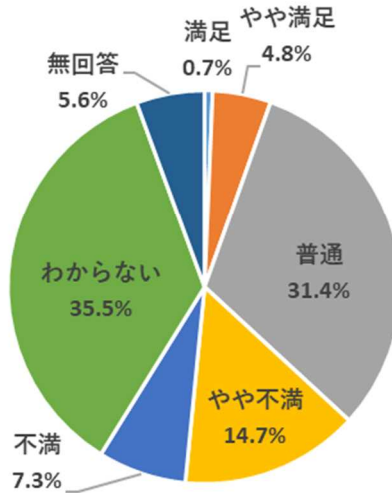
**季節労働者数は年々減少傾向にあります。通年雇用化が進む一方で高齢化による離職も増えています。企業内部の高齢化や人口減少による人材不足も加速しており、企業存続のために人材の確保が急務となっています。**今後も、企業に対し人材確保に繋がる通年雇用化の促進を図るとともに、季節労働者の方々には通年雇用の優位性などを啓発していく必要があります。

また、雇用に関連する施策などの情報収集に努め、町内の雇用促進増を図ることが求められています。

### 基本的な考え方と指標

- 産業の創出と企業の誘致、新規起業者の支援などにより雇用の創出を促進し、地域経済の活性化を図ります。
- 経営相談及び経営指導の強化などにより、地元企業の育成を図ります。
- 勤労者における労務管理対策などの活動を支援するとともに、勤労者福祉の向上を推進します。
- 季節労働者通年雇用促進支援事業※を推進し、資格の取得支援等により通年雇用の促進を図るとともに、職業訓練・研鑽の場の提供により、技能の向上及び労働環境の向上の推進を図ります。また、離職時期である冬季から春季における就労機会の提供の推進を図ります。
- 世代別や分野別などによる求人と求職をスムーズに展開できるシステムの構築を推進し、効率的な雇用の促進支援を図ります。

H30まちづくりアンケート／企業誘致や新規企業者に対する支援



| 指標名                      | 計画策定時 |       | 前期実績 (H30) | 中期 (H34) | 後期 (H38) |
|--------------------------|-------|-------|------------|----------|----------|
| 町内に進出した企業数<br>(指定管理者等含む) | H26   | 0 社   | 0 社        | 21 社     | 32 社     |
| 起業家件数                    | H26   | 0 件   | 1314 件     | 1518 件   | 2022 件   |
| 季節労働者の動向<br>(通年雇用者数の増加)  | H25   | 579 人 | 430410 人   | 510330 人 | 480250 人 |

注) 企業数の目標値は累計

※季節労働者通年雇用促進支援事業：地域の創意工夫により季節労働者を支援し、季節労働者の通年雇用化を促進することを目的とした厚生労働省の委託事業のこと。

## 施策

| 施策の区分      |                               | 施策の内容                                                                        |
|------------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| (1)企業誘致の推進 | ①企業誘致につながる情報収集の強化<br>【商工観光G】  | 「北海道東京事務所※」などの関係機関や「東京美幌会※」「さっぽろ美幌会※」などの団体から情報収集を行うとともに、本町の特性をPRし企業誘致に努めます。  |
|            | ②町の資源や特性を活かせる企業の誘致<br>【商工観光G】 | 農林畜産物などの地域資源※関連産業や地域の特性（災害の少なさなど）を活かし、データセンターやバックアップセンター※などの情報関連産業の誘致を推進します。 |
| (2)地元企業の育成 | ①経営相談及び指導の強化<br>【商工観光G】       | 美幌商工会議所をはじめ、地域中小企業支援ネットワーク※に参画する関係団体との連携強化を図り、人材育成や経営改善の推進を図ります。             |
|            | ②助成制度等における地元企業への優先発注          | 住宅リフォーム促進事業※や店舗リフォーム補助制度※同様、店舗リフォーム                                          |

|                                              |                                                             |                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                              | 【商工観光G】                                                     | 促進支援事業 <sup>*</sup> 、起業家支援事業 <sup>*</sup> 等において地元企業への発注を優先するなど、技術向上機会の増幅や地域経済の活性化により地元企業の育成を図ります。                                                  |
| (3)雇用、労働対策の推進                                | ①技術（資格）の取得支援による雇用の促進<br>【商工観光G】                             | 季節労働者通年雇用促進支援事業により、雇用に有利な資格の取得を支援し、通年雇用化を促進します。<br><br>町内外の職業訓練校を支援し、労働者の技能の向上を図ります。                                                               |
|                                              | ②離職時期における就労機会の提供の推進<br>【商工観光G】                              | 季節的雇用を余儀なくされる労働者に、就労機会の提供を推進し、生活の安定を図ります。                                                                                                          |
|                                              | ③勤労者福祉の向上の推進<br>【商工観光G】                                     | 労働団体等 <sup>*</sup> の活動を支援し、福利厚生など勤労者福祉の向上を推進します。                                                                                                   |
| (4)（人材）登録制度 <sup>*</sup> による雇用促進支援           | ④世代別・分野別などの「人材の登録制度 <sup>*</sup> 」によるスムーズな雇用促進支援<br>【商工観光G】 | 世代別や分野別などによる求人と求職をスムーズに展開できる「人材の登録制度 <sup>*</sup> 」の構築を推進し、効率的な雇用の促進支援を図るとともに、労働環境の向上を図ります。                                                        |
| (5)起業や新たな事業化、販路拡大の促進<br><br>(4) 起業や新たな事業化の推進 | ④販路拡大に係る支援・強化<br>【商工観光G】                                    | 町内外の物産展やイベント時等における販路拡大促進の支援を行います。                                                                                                                  |
|                                              | ②①新規起業家に対する支援制度の充実<br>【商工観光G】                               | 新規起業家に対する中小企業融資 <sup>*</sup> （貸付）及び利子等補給補助 <sup>*</sup> を継続し、安定した経営の支援を行います。<br><br>起業家支援事業 <sup>*</sup> の制度などにより、町内において起業（開業）する方を支援します。           |
|                                              | ③②第1次産業と他産業との連携促進支援<br>【商工観光G】                              | 既存企業の育成に係る協議会などを通じて、基幹産業である農業と関連した他産業との連携の促進を支援し、経営の安定や地域経済の活性化を図ります。                                                                              |
| (6)地域資源を活用し、若者の雇用の場を創出<br>【商工観光G】            |                                                             | 「北海道東京事務所」などの関係機関及び団体からの情報収集を強化し、地域資源を活かした農畜産物加工などの企業の誘致を推進するとともに、6次産業化 <sup>*</sup> を推進することにより雇用の場の創出に努めます。<br><br>また、「起業家支援事業 <sup>*</sup> 」により若 |

|  |                               |
|--|-------------------------------|
|  | 者が起業しやすい環境づくりに努め、雇用の創出を促進します。 |
|--|-------------------------------|

※北海道東京事務所：首都圏における北海道の総合窓口。道政の推進に欠かすことのできない情報についていち早く収集・発信するという「首都圏における最前線の情報発信基地」としての役割を担っている。

※東京美幌会：東京近辺在住の「美幌町ゆかりの方」で組織されている会

※さっぽろ美幌会：札幌市近辺在住の「美幌町ゆかりの方」で組織されている会

※地域資源：特定の地域に存在する特徴的なもので、活用可能な物の総称。農林水産物や観光資源といった自然資源だけでなく、人的なものや文化的なものも含まれる。

※データセンターやバックアップセンター：大量のデータを安全に保管するための専用施設やそれを運営する事業

※地域中小企業支援ネットワーク：地域の中小企業に対し、地域の特性に応じて、きめ細やかに経営改善や事業再生の支援を実施するため、地元金融機関や商工団体等の関係機関との一層緊密な連携を図るために構築されている組織

※住宅リフォーム促進事業：居住環境の向上及び地域経済活性化のため、~~町内建設業者による住宅の改修工事を促進し、その費用の一部を補助する制度~~

※~~店舗リフォーム補助制度~~店舗リフォーム促進支援事業：店舗のイメージアップと商店街の活性化を図るとともに、商工業の振興を促進し地元経済の活性化を図ることを目的に、本町において平成 27 年度に創設された補助制度。店舗リフォームに要する経費の一部を助成

※労働団体等：労働環境の向上などに取り組んでいる、労働者が組織している団体

※人材の登録制度：求職側では「自分のやりたいこと」や「志」、求人側では「求める年代」や「職種」などを登録することでスムーズな雇用の促進を図ろうとする制度

※中小企業融資：中小企業の事業活動に必要な「運転資金」や「設備資金」など、資金の円滑化と正常化を図るための低利子融資制度

※利子等補給補助：中小企業融資を受けた方に対し、信用保証料及び利子の一部を補給する補助制度

※起業家支援事業：中心市街地をはじめとした地域の活性化及び雇用の創出の推進を図ることを目的に、本町において平成 27 年度に創設された補助制度。企業・創業する方に開業に要する経費の一部を助成

※6次産業化：農業や水産業などの第1次産業が、加工・販売等の第2次・第3次産業にも業務展開する「経営の多角化」

※美幌・大空・津別地域産業活性化基本計画：美幌町・大空町・津別町の地域において、産業のさらなる集積・高度化に向けて策定した計画のこと。地域の強みを活かした産業の創出・育成を図ることを目的としている。

## 3-2 農業の振興

### 現状と課題

#### [農業]

本町の基幹産業は農業であり、その中でも畑作3品の小麦、甜菜、馬鈴薯が中心作物としてその多くを占めています。

農家数の減少や後継者不足などの問題により、農業の中核となる若手農業従事者や農業生産法人※の育成・確保、新規農業従事者や経営継承方式※による新規就農者などの担い手の確保やパートナー対策が重要であり、パートナー対策※として農業体験実習生の受入を始め、農業担い手対策協議会※や関係機関・団体と連携を図り、農業青年と女性との出会いの場を積極的に設けることが必要です。女性農業者も重要な担い手として農業経営に参画できるよう、家族経営協定※の推進を図るとともに、経営管理や技術習得などの女性農業者を対象とした研修会を開催して、積極的な経営参加を促すことが必要です。

また、有害鳥獣※による農作物被害が増加しており、特にエゾシカの食害による農作物被害が深刻になっています。

農業が持続的に発展していくためには、環境に配慮した対策が求められており、堆肥など有機物を活用した土づくりの推進や土壌診断に基づく適量施肥※、化学肥料や農薬の使用抑制などグリーン農業※への積極的な取組が必要です。

新たな高収益型新規作物を導入した複合経営や新技術の導入など、これまでにない高収益作物への取組が必要です。また、農業経営の改善と所得向上を図るため、地域の特色ある農産物を活かした、生産・加工・販売を一体的に行う農業の6次産業化などの取組が必要です。

#### [畜産]

畜産経営を行う農業者は減少傾向にあり、輸入畜産物の増加、輸入飼料や燃料、生産資材等の価格の高騰などにより、経営環境はこれまでもまして厳しい状況にあります。こうした状況に対応していくためには、防疫体制※の充実・強化による消費者から信頼される安全・安心な畜産物の生産を推進し、作業の効率化などのコスト低減により経営体質の強化が必要です。今後も、拘束性の高い酪農従事者の労働力の軽減と、休暇・余暇に向けた酪農ヘルパー事業※の取組が必要です。

美幌峠牧場については、民間事業者による牧場運営を行っており、引き続き、公共牧場としての有効活用と維持管理に努め、生産者の労働力の軽減や自給飼料活用による生産コストの低減への取り組みが必要です。

#### [基盤整備]

生産性の高い農業基盤を確立するには、効率的かつ安定的な優良農地の確保が最大の基本であり、そのためには、環境との調和に配慮しながら、基盤整備や地力増強に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

※農業生産法人：農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことのできる株式会社などの法人

※経営継承方式：後継者不在の農家が家族以外の第三者に対して、農地・農機具等の資産を受け渡して経営継承を行う方式

※パートナー対策：農業後継者の配偶者対策として、交流会等を企画し出会いの場を提供する事業

※農業担い手対策協議会：農業の担い手の育成・確保や農業後継者の配偶者対策を行うために、町内の各関係機関によって構成された協議会

※家族経営協定：家族での農業経営にたずさわる各世帯員が、経営方針や役割分担などについて、家族間の話し合いにより取り決めること。

※有害鳥獣：エゾシカ、ヒグマ、カラス等、人や農作物、家畜などに被害を与える鳥獣。

※適量施肥：土壌成分や栽培作物に応じ、肥料成分を過不足無く適切な量の肥料を施すこと

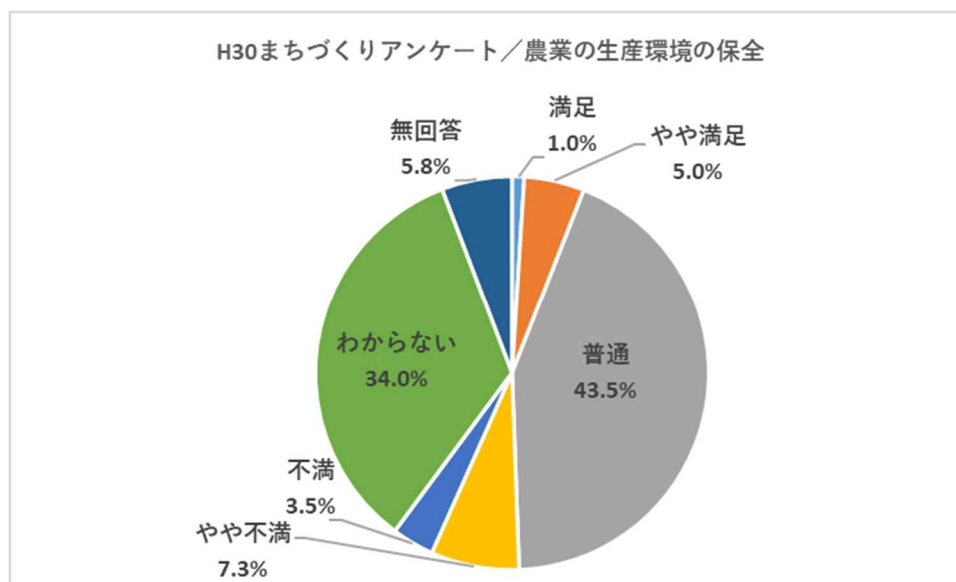
※クリーン農業：たい肥などの有機物を使った土づくりや、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らした環境にやさしい農業

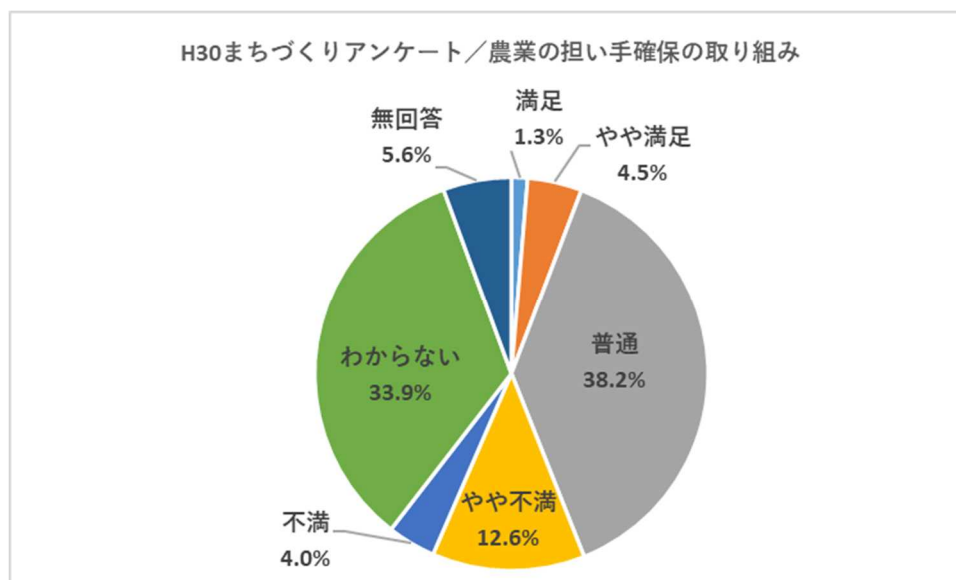
※防疫体制：家畜の伝染病を「持ち込まない」「持ち出さない」よう、農場を出入りする車両の消毒や、人の立入を制限する体制

※酪農ヘルパー事業：酪農家が休みをとる際に、酪農家に代わって搾乳などの仕事に従事する人を派遣する事業

## 基本的な考え方と指標

- 将来にわたり持続可能な地域農業を発展させ、安定した農業を展開するために、農業農村を支える意欲と能力のある優れた担い手の育成と確保に努めます。
- 効率的かつ安定的な農業を展開するには優良農地の確保が最大の基本です。近年多く発生する局地的な豪雨や長雨、降雹などの異常気象による農業災害被害の未然防止のための農業生産基盤整備※や農業生産物の生産性や収益性を高めるための、適量施肥や輪作体系※の維持、緑肥作物※の導入、堆肥の投入による地力増進に向けた取り組みを引き続き進めます。
- 有害鳥獣による被害の増大は農業者の営農意欲の衰退や農業所得の減少を招くことから、エゾシカ侵入防止柵の維持管理や、鳥獣被害対策実施隊員※による駆除を実施し、農作物被害の軽減に努めます。





| 指標名                  | 計画策定時                |            | 前期実績 (H30)            | 中期 (H34)   | 後期 (H38)    |
|----------------------|----------------------|------------|-----------------------|------------|-------------|
| 農畜産物販売実績額            | H20～H26<br>(7 中 5 年) | 9, 747 百万円 | 11, 185<br>9, 830 百万円 | 9, 915 百万円 | 10, 000 百万円 |
| 新規就農者数<br>(新規農業従事者含) | H26                  | 3 人        | 34 人                  | 4 人        | 5 人         |

※農業生産基盤整備：農業の生産性を高め農業経営の安定を図るため、農地や用排水施設設備など農業の持続的発展を支える基盤の整備

※輪作体系：地力の維持と病虫害をさけるため、同じ畑に性質の異なる作物を周期的に栽培する農業体系

※緑肥作物：栽培している植物を収穫せずそのまま田畑に混ぜ込み、土壌を肥沃化するための作物

※鳥獣被害対策実施隊員：鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村の被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲や防護柵の設置など実践的活動を担う隊員に任命された者

※7 中 5 年：7 年の内の 5 か年の平均

## 施策

| 施策の区分            |                                 | 施策の内容                                                                                                           |
|------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 農業生産環境の保全・整備 | ① 一般農作物原・採種圃※<br>設置の推進<br>【農政G】 | 主要作物の安定生産と輪作体系の維持を図るため、町内で優良な種子を生産していますが、J A と協力を図り、原採種圃を設置する農家の確保に努めます。                                        |
|                  | ② 農村地区環境保全対策事業の推進<br>【農政G】      | 地球温暖化や生物多様性保全等に取り組む農業者に対して追加的なコストを支援します。また、化学肥料や農薬の低減が難しく取り組む農家が増えないことから、農業改良普及センター※や J A と協力を図り取り組む農家の確保に努めます。 |

|                    |                                                 |                                                                                                                                                   |
|--------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | ③農業生産活動環境対策事業※の推進農業生産活動に伴う廃棄物※の適正処理の推進<br>【農政G】 | 農業用廃プラ※の共同回収を行い再資源化と不法投棄不適切な処理の防止を図ります。関係機関・団体と協力を図り農村地区の環境保全に努めます。                                                                               |
|                    | ④農作物への食害防止対策<br>【農政G】                           | エゾシカ侵入防止柵の維持管理及び、鳥獣被害対策実施隊員による駆除を実施し、農作物被害の減少に努めます。                                                                                               |
| (2)担い手の育成確保と生産性の向上 | ①担い手対策及び花嫁対策の推進<br>【農政G】                        | 担い手不足により離農農家が増えている現状であることから、経営継承方式による新規就農者の育成や農業従事者の確保に努めます。また、農業担い手対策協議会や関係機関・団体と連携を図り、農業青年と女性との出会いの場や、体験実習生の受け入れをし、独身後継者農家と農作業を通じての積極的な交流に努めます。 |
|                    | ②農地流動化対策※の推進<br>【農政G】                           | 農地保有合理化事業※や農地中間管理事業※を実施し、人・農地プランに定める地域の中心的経営体や農業生産法人などへ、離農跡地等の農地の集積を図り、農家の規模拡大や経営安定に努めます。                                                         |
|                    | ③コントラクター事業※の推進<br>【農政G】                         | 農産物の収穫や耕起等の農作業を請け負う組織（コントラクター）への支援等を検討し、農業者の労力負担軽減に努めます。                                                                                          |
|                    | ④気象情報提供の推進<br>【農政G】                             | 営農活動において気象情報は欠くことのできない情報となっており、携帯電話からもアクセス出来る気象情報を提供することで、営農活動の利便性の向上に努めます。                                                                       |
|                    | ⑤農業経営に関する支援体制の充実<br>【農政G】                       | 農業改良普及センター美幌支所管轄の美幌町、津別町、大空町の農業関係機関・団体で組織する三町農業推進協議会※を通じて、技術や知識の指導を行う農業改良普及センター美幌支所の側面支援を行うことで、三町内農業の発展に向けた指導体制の充実に努めます。                          |

|             |                                   |                                                                                                                                    |
|-------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | ⑥農作業の共同化・農業機械の共同利用の推進<br>【農政G】    | 各種補助事業を活用し、共同で農作業機械を導入することで、農作業の効率化と経費節減を図り、農業経営の安定化に努めます。                                                                         |
|             | ⑦法人化の推進<br>【農政G】                  | 担い手育成協議会主催による法人化研修会や先進地視察研修会を通じ、地域の中核となる法人経営体の設立を推進します。                                                                            |
|             | ⑧新規就農者支援の推進<br>【農政G】              | 新規就農者等支援事業補助金交付要綱に基づき、対象となる新規農業従事者や新規就農者に対して、農作業機械の購入や資格取得に係る助成を行い、担い手の確保育成に努めます。                                                  |
|             | —(農業後継者への支援)—<br>【農政G】            | 農外からの新規就農の形態は、農業経営継承方式を基本とし、新規就農支援チームにより移譲希望者の意向調査を行い、新規就農者への農地や施設等の確保に努め、また、就農後の営農支援やフォローアップを行います。                                |
|             | ⑨家族経営協定の推進<br>【農政G】               | 家族経営にたずさわる世帯員が意欲とやりがいを持って、対等に経営に参画できる魅力的な農業経営を目指すために、家族経営協定の締結を推進します。                                                              |
| (3)新たな農業の展開 | ①みらい農業センター※による新規農作物の実証試験<br>【農政G】 | 高収益型新規作物※を導入した複合経営や新技術の導入により農業所得の向上・安定化を図るために高収益型新規農作物の実証試験に努めます。<br><br>また、主要畑作3品では、新品種栽培試験や環境に優しい施肥低減栽培法についても効果を実証し、地域への提案を行います。 |
|             | ②ITロボット※の推進<br>【農政G】              | GPS※などIT関連の機械の導入を図り、労働力不足の解消、農作業の省力化や効率化を図ります。                                                                                     |
|             | ③6次産業化の推進<br>【農政G】                | 農業経営の改善と所得向上を図るため、関係機関と連携し情報提供等に努めます。                                                                                              |
|             | ④親子や子ども等への農業体験の推進                 | 市民農園※の開設や、関係機関・団体と連携を図りながら親子ふれあい農園                                                                                                 |

|                 |                          |                                                                                                                                                     |
|-----------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | 【農政G】<br>【耕地林務G】         | ※、子ども農業学校※及び田んぼの学校※を開催し、農業にふれ合う場の提供に努めます。                                                                                                           |
| (4)食の安全・安心対策の推進 | ①地場産農産物の消費推進<br>【農政G】    | 学校給食での地元農産物の使用や、収穫祭の開催を支援します。                                                                                                                       |
|                 | ②クリーン農業の推進<br>【農政G】      | 関係機関・団体の協力を得ながら、エコファーマー※の認定者や生産集団による、化学肥料や農薬の低減の取組や、農業生産工程管理（GAP）※の取り組みを推進します。また、家畜排せつ物を有機資源として有効活用する農畜連携の取組など、安全・安心な農畜産物の生産と地下水汚染防止に向けた、土づくりに努めます。 |
| (5)畜産の振興        | ①乳用牛の検定の推進と生産振興<br>【農政G】 | 乳牛の資質向上や乳質向上及び酪農経営の改善を図るため、酪農家への技術指導などを行い、安定した酪農経営に努めます。また、乳質向上や乳量の増加に向け、優良雌牛の血統を残すため性判別精液の利用促進に努めます。                                               |
|                 | ②酪農ヘルパーの利用促進<br>【農政G】    | ヘルパー利用により、拘束性の高い酪農従事者の労働負担の軽減に努めます。                                                                                                                 |
|                 | ③公共牧場利用の促進<br>【農政G】      | 民間事業者による管理運営を行い、公共牧場としての有効活用と機能維持に努めます。                                                                                                             |
|                 | ④家畜防疫衛生対策※の推進<br>【農政G】   | 家畜伝染病自衛防疫組合※による予防接種の実施など、家畜飼養者及び関係機関・団体が連携し、家畜伝染病発生の未然防止に取り組みます。                                                                                    |
|                 | ⑤肉用牛の生産振興<br>【農政G】       | 優良肉用繁殖牛の導入に対する一部助成を引き続き行い、優良な繁殖雌牛群整備により、美幌産和牛の資質向上と市場における優位性を確立し、肉用牛経営の安定と生産者の経営意欲の向上に努めます。                                                         |
| (6)農業地域の土地利用    | ①生産基盤の整備<br>【農政G】        | 農業振興地域整備計画※に基づき、合理的な生産基盤の整備や農業近代化施設の整備、農地の集積・流動化、農村生活環境整備に努めます。                                                                                     |

|                         |                                     |                                                                                                                                                                 |
|-------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (7)生産基盤の保全・整備           | ①畑総事業等による土地<br>基盤整備事業の推進<br>【耕地林務G】 | 土地基盤整備を推進し、生産性の高い<br>農地を目指します。                                                                                                                                  |
|                         | ②多面的機能支払事業※の<br>推進<br>【耕地林務G】       | 多面的機能支払事業で、農地・水路・<br>農道の草刈り・土砂上げ及び軽微な補修<br>を共同で行い、農業・農村の有する多面<br>的機能の維持・発揮を図ります。                                                                                |
|                         | ③農地保全の推進<br>【耕地林務G】                 | 国営土地改良事業※による造成施設<br>(古梅ダム・頭首工・用水路・排水路・<br>排水機場)の維持管理を図ります。                                                                                                      |
|                         | ④国営かんがい排水事業※<br>の推進<br>【耕地林務G】      | 既存水利権※を利用して、畑地かんが<br>い用水を推進し、作物の生産性や品質の<br>向上を図ります。                                                                                                             |
|                         | —(国営網走川中央地区調<br>査事業の推進)—<br>【耕地林務G】 | 直轄事業として網走川中央地区の用<br>水再編を行い、水田用水を畑地かんがい<br>への有効活用を図ります。                                                                                                          |
| (8)環境共生に向けた<br>総合的な取り組み | ①営農用水確保のための<br>調査、研究<br>【耕地林務G】     | 国営事業により、西幹線頭首王の水田<br>用水利権※を、畑地かんがい用水※・汎用<br>田用水※として利用できるよう、地元農<br>業者等の意見を聞きながら畑かんの事<br>業化を図ります。 <b>地元農業者等の意見を<br/>聞きながら、既存水利権を利用する等し<br/>た畑地かんがいの事業化を検討します。</b> |

※一般農作物原・採種圃：一般栽培用の種子を採るための畑

※農業改良普及センター：地域の農業者への技術指導や経営相談、各種講習会の開催や新規就農者への支援活動を行う都道府県の機関

※農業生産活動環境対策事業：農業の持続的発展のため、農業生産における地球温暖化対策や有機農業の拡大、施肥の低減など、環境と調和した農業生産を推進する事業

※農業生産活動に伴う廃棄物：ビニールハウス、ポリ容器などの産業廃棄物と段ボールなどの事業系一般廃棄物がある

※農業用廃プラ：ビニールハウスなどの資材として使用されたものや肥料の空容器など、農業分野から排出されるプラスチック廃棄物で、環境保全と資源の有効利用の観点から再資源化の取組が進められている

※農地流動化対策：農地を集めて経営規模を拡大し生産性を高めるよう、農地の売買や貸し借りを促す対策

※農地保有合理化事業：離農農家等から農地を買入れ又は借入れ、規模拡大を図る農業者に対して農地の売渡し又は貸付けを行う事業

※農地中間管理事業：都道府県から指定された組織が農地の所有者と借り手を仲介し、農地の集積と集約化を加速し、農業生産性の向上を図る事業

※コントラクター事業：農作業機械と労働力などを有して、農家等から農作業を請け負う組織（コントラクター）が行う事業

※三町農業推進協議会：美幌、津別、大空の三町の農業関係機関等が連携し、地域の農業の発展に寄与することを目的とする協議会

※みらい農業センター：農業の実践的な研修を通じ、農業経営者、担い手、新規就農者及び農業後継者の育成や農業後継者の配偶者対策、農作物の品種、品質、施肥改善策の実証及び展示、高収益性のある新規作物の栽培実証試験による調査・研究をする町の施設

- ※高収益型新規作物：市場価値が高い作物や、その作物があまり出回らない時期に出荷が可能な、地域において新たに導入される作物
- ※ＩＴロボット：農作業の自動化や無人化等、農業生産の効率化が可能となる IT やロボット機能を利用した先進的農作業機械等
- ※ＧＰＳ：「Global Positioning System」の略。人工衛星により地球上の位置を数 cm から数十 m の誤差で割り出すことが可能なシステム
- ※市民農園：農業者以外の方が、野菜の栽培や収穫を通し「農ある暮らし」を実践する中で、余暇活動の充実を図るとともに、農業に対する理解を深める目的で設置された農園
- ※親子ふれあい農園：親子での作物栽培と収穫物の加工実習による作業体験を通し、自然の恵みにふれあう体験農園
- ※子ども農業：学校農業を通して、自ら考えながら地域の生活文化など多方面にわたって理解を深めることを目的とした小学生を対象とした体験学習
- ※田んぼの学校：田植えから収穫までを通し、田んぼの果たす役割や用水路の仕組みを学ぶ小学生までを対象とした体験学習
- ※エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出し、計画の認定を受けた農業者の愛称
- ※農業生産工程管理（GAP）：農業生産活動を行う上で、必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動
- ※家畜防疫衛生対策：家畜の伝染病予防のための衛生管理や、発生時に病気の拡大を防ぐための対策
- ※家畜伝染病自衛防疫組合：家畜の伝染病の発生を予防するため、町および町内の家畜飼養者による組織
- ※農業振興地域整備計画：都道府県知事により農業振興地域に指定された市町村が、おおむね 10 年を見通して、地域の農業振興を図るために必要な事項を定めたもの。
- ※多面的機能支払事業：農業・農村の、洪水や土砂崩れの防止、自然環境の保全、美しい風景の形成などの様々な多面的働きを維持するため、農業用施設等の維持管理作業と、環境保全活動を地域共同で行う事業
- ※国営土地改良事業：土地改良法に基づき国が行うダムや水路、水田や畑などの農業生産基盤を整備する事業
- ※国営かんがい排水事業：国が行うダム、用排水路などの農業用排水施設を整備する事業
- ※既存水利権：水利権とは、特定の目的（水力発電、かんがい、水道等）のために、その目的を達成するのに必要な限度において、流水を排他的・継続的に河川の流水を占有する権利で、既存水利権とは現在取得している水利権
- ※水田用水利権：用途が水田用とされている水利権（水田以外に使用できない）
- ※畑地かんがい用水：農作物が水を必要としているときに必要な分だけ、畑に散水するための農業用水
- ※汎用田用水：麦・大豆等の収量の増大や作付面積の拡大、品質の向上を図るため汎用化した水田用の農業用水

## 関連する計画

| 計画の名称                  | 計画期間              |
|------------------------|-------------------|
| 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 | 平成 28 年度～         |
| 美幌町鳥獣被害防止計画（予定）        | 平成 31 年度～平成 33 年度 |
| 第 5 次美幌町農業振興計画         | 平成 29 年度～平成 33 年度 |
| 美幌町農業振興地域整備計画書         | 平成 26 年度～         |
| 美幌町酪農・肉用牛生産近代化計画書      | 平成 23 年度～平成 32 年度 |

## 3－3 林業の振興

### 現状と課題

林業の担い手不足と高齢化による林業労働者の減少や、木材価格の変動など林業を取り巻く環境は厳しい状況であります。林家による林業グループの育成や木材業界による協同組合化を行ない、今後とも組織強化や効率化を図る必要があります。

森林の公益的機能の発揮や資源としての価格を高め利活用するために、計画的な森林管理が必要です。また、国際認証である FSC®森林認証※を推進し、今後とも、環境に配慮した木材・木製品の付加価値の向上を図り、消費者に対し環境材としての理解と利用を促進していく必要があります。

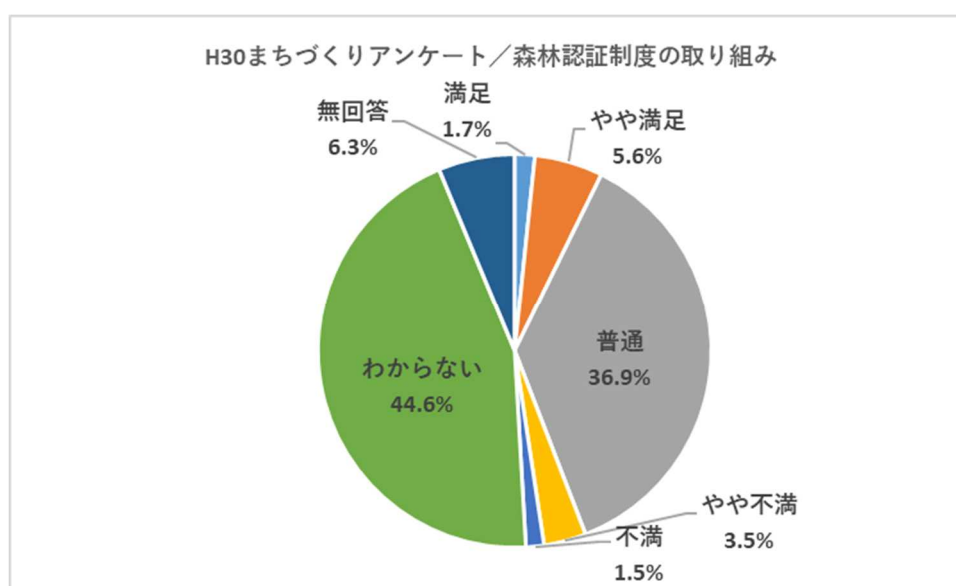
加えて近年、木育が注目されており、木とふれあえる環境づくりも必要です。

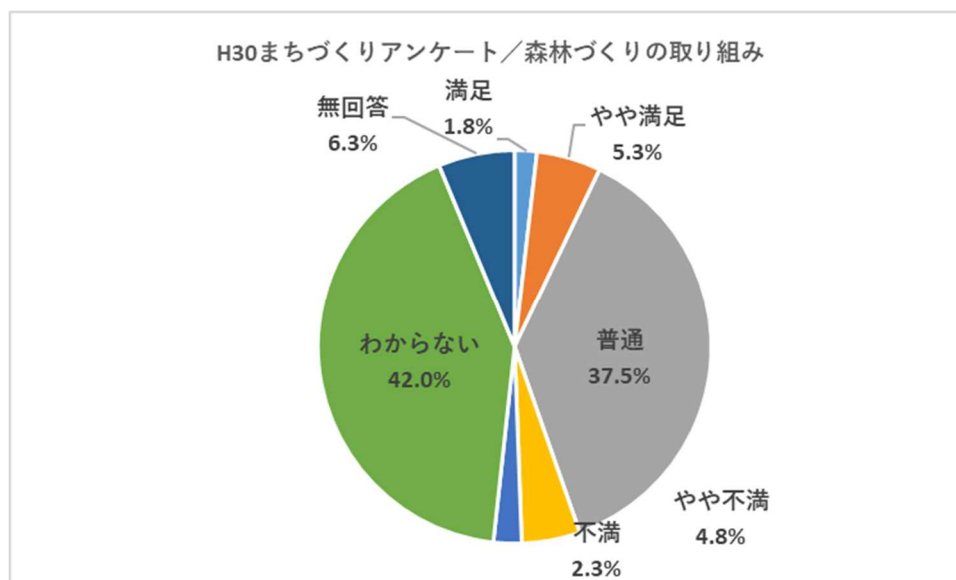
環境意識の向上により森林づくりに参画する機会が増えてきていることから、木質バイオマスの利用促進を図るとともに、木質エネルギー利用（ボイラー・ストーブ・発電等）の普及を図る必要があります。

※ F S C ®森林認証：FSC®(Forest Stewardship Council)森林管理協議会が適正な森林管理が行われていることを一定の基準によって審査・認証すること。

### 基本的な考え方と指標

- 国際認証である FSC®森林認証を活用し、環境に配慮した持続的な森林整備を推進するとともに、林産業や林家の経営安定や付加価値向上に努めます。
- 森林の多面的機能を有効的に活用して、町民による「森づくりの場・木とふれあう場」の充実と木質バイオマス※の資源活用に努めます。





| 指標名           | 計画策定時 |                     | 前期実績(H30)                    | 中期(H34)             | 後期(H38)             |
|---------------|-------|---------------------|------------------------------|---------------------|---------------------|
| 町内における認証材の出荷量 | H26   | 3,756m <sup>3</sup> | 5,855<br>6,000m <sup>3</sup> | 6,000m <sup>3</sup> | 6,000m <sup>3</sup> |

※木質バイオマス：バイオマスとは再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のことで、ここでは、木の伐採や造材の際に発生する伐根、枝葉、端材などのこと。

## 施策

| 施策の区分      |                                    | 施策の内容                                                        |
|------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| (1)森林の整備   | ①森林環境保全整備<br>【耕地林務G】               | 森林経営計画※に基づき、植林・下刈り・除間伐事業※ <b>植林事業</b> を計画的に行います。             |
|            | ②計画的な町有林造成<br>【耕地林務G】              | 森林経営計画及び FSC® 森林認証の規定に基づき、環境に配慮して計画的に事業執行を行います。              |
|            | ③野鼠駆除の実施<br>【耕地林務G】                | 若齢林の被害防止のため、野鼠駆除を行います。                                       |
| (2)付加価値の向上 | ①森林認証林の拡大<br>【耕地林務G】               | 非認証材との価格差を付け、認証林の拡大を図ります。                                    |
|            | ②FSC®森林認証取得等による地域材ブランド化<br>【耕地林務G】 | 森林認証の普及促進を図り、地域ブランド化を図ります。                                   |
|            | —(森林認証を基盤とした林業の活性化)—<br>【耕地林務G】    | 国際基準である「FSC®森林認証」を基軸に取組を推進し、環境に配慮して生産された木材・木製品の付加価値の向上を図ります。 |
|            | ③CoC 認証※取得の推進<br>【耕地林務G】           | FSC® 森林認証材を使用した木製品                                           |

|                  |                                                  |                                                                         |
|------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
|                  |                                                  | の開発を進め、地材地消による地場産材の利用を促進します。                                            |
| (3)経営の近代化・効率化の推進 | ①林業グループの育成・組織強化及び青年林業士を活用した林業後継者の育成強化<br>【耕地林務G】 | 森林所有者の高齢化が進んでいる中、林業グループの育成を行うことにより後継者の育成を図り近隣町村との合同研修を実施することにより強化を図ります。 |
|                  | ②林産物加工施設整備<br>【耕地林務G】                            | 森林組合等の整備計画に基づき実施するとともに、老朽化に伴う林産物加工施設等の整備を実施します。                         |
| (4)森林の有効活用       | ①未来を拓く森林づくり事業の推進<br>【耕地林務G】                      | 環境意識の向上により企業等が森林づくりに参画する機会が増えていることを好機とし、今後も企業の森づくりを推進します。               |
|                  | ②木とふれあう場所の整備<br>【耕地林務G】                          | 森づくりや木とふれあう場づくりを進め、森林機能・資源循環の大切さを、子供達が学べる場を増やします。                       |
| (5)木質バイオマスの普及促進  | ①木質の利活用推進<br>【耕地林務G】                             | 地産地消を推進するために、バイオマスボイラー、ペレットストーブ等の普及を図り、木質を最大限に利活用出来るように推進します。           |

※森林経営計画：森林所有者等が所有等する森林について自発的に作成する、5年間の具体的な施策（伐採や植林等）の計画

※除間伐事業：「除伐」と「間伐」をまとめた表現。除伐とは、植栽した樹木の成育を妨げる他の樹木を伐る作業。間伐とは、植栽した樹木の間引き作業

※C o C 認証：FSC®森林認証を受けた森林の木材・林産物を加工・流通させるため、他の製品と混ざらないよう適切に管理されたものを証明する制度

## 関連する計画

| 計画の名称        | 計画期間          |
|--------------|---------------|
| 美幌町森林整備計画    | 平成23年度～平成33年度 |
| 美幌町特定間伐等促進計画 | 平成25年度～平成32年度 |

## 3-4 新エネルギーの推進

### 現状と課題

新エネルギーの中でも「太陽光発電」はもっとも身近な新エネルギーであり、太陽光発電システム設置モニター事業※により毎年約20件が設置されている状況であります。

今後も地球温暖化防止に向けた取り組みとして、「太陽光発電」や「木質バイオマス（ペレットストーブなど）」を中心に普及・啓発の推進を図ることが必要です。

また、平成27年度に計画期間が満了となる「美幌町地域新エネルギービジョン※」の改訂を行う必要があります。

平成28年度に策定した「第2次美幌町地域新エネルギービジョン」において、これまでの重点プロジェクト(木質バイオマス、太陽光発電、BDF、クリーンエネルギー自動車、普及啓発)に対する検証を行うとともに、今後進めるべき「低炭素地域づくり」の実現に向けた指針を提示しました。

検証結果としては、住宅用太陽光発電システムはモニター事業や普及活動の成果により一定程度の普及が図られたことからモニター事業については平成28年度をもって終了することとし、また、木質バイオマス（ペレットストーブなど）については、森林の多面的機能を有効活用する観点からもさらなる推進を図る必要があるとの見解に至りました。

今後は、国の再生可能エネルギー施策の動向を注視しながら、第2次美幌町地域新エネルギービジョンに掲げた低炭素な地域づくりを進めていく必要があります。

※太陽光発電システム設置モニター事業：新エネルギーの普及促進を図り、地球温暖化の防止に寄与することを目的に、太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムを設置する方に対してモニター調査を委託する事業

※第2次美幌町地域新エネルギービジョン：美幌町としての、今後の新エネルギー導入のガイドラインとして策定されたもの。

### 基本的な考え方と指標

○「木質バイオマス」や「太陽光発電」などの地域特性を活かした「新（再生可能）エネルギー※」の導入促進を図るとともに、環境教育・普及啓発などにより低炭素地域づくりを推進します。

| 指標名                  | 計画策定時 |      | 前期実績(H30) | 中期(H34) | 後期(H38) |
|----------------------|-------|------|-----------|---------|---------|
| 住宅用太陽光発電設備の設置件数      | H26   | 206件 | 270264件   | 330件    | 370件    |
| ペレットストーブの設置件数<br>※新規 | H30   | 80台  | —         | 90台     | 100台    |

※新（再生可能）エネルギー：太陽光や風力、天然ガスといった地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギー

### 施策

| 施策の区分       |            | 施策の内容            |
|-------------|------------|------------------|
| (1)環境共生に向けた | ④ソーラー資源の活用 | 本町の地域特性である日照時間の長 |

|          |                                   |                                                                                                                                  |
|----------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合的な取り組み | 【商工観光G】                           | さを活かした「太陽光発電システム」の導入促進を図ります。                                                                                                     |
|          | ②①新エネルギーの導入促進<br>【商工観光G】          | 「第2次美幌町地域新エネルギービジョン」に基づき、「木質バイオマス」及び「太陽光発電」などの導入促進を図るとともに、新エネルギーの専門的知識を有している北見工業大学を中心とした関係機関との連携を強化し、指導・助言のもとにより低炭素地域づくり※を推進します。 |
|          | ③②新エネルギーに関する環境教育及び普及啓発<br>【商工観光G】 | 新エネルギーに関する理解を深めるための環境教育及び普及啓発に努めます。                                                                                              |

※低炭素地域づくり：地域資源を活かした新エネルギーの地産地消を図るとともに、地域の方々が省エネルギーの実施や新エネルギーを積極的に導入することで、「資源等の域内循環」や「産業の育成」など、様々な側面から地域の活性化を図ること。

## 関連する計画

| 計画の名称              | 計画期間          |
|--------------------|---------------|
| 第2次美幌町地域新エネルギービジョン | 平成28年度～平成38年度 |

## 3-5 商工業の振興

### 現状と課題

#### [商業]

本町の商業は、その交通の利便性の良さから近隣市町村の商業圏となっています。しかし、北見市などへの購買客流出や町内における大型店舗の進出などにより、既存商店の経営環境は厳しい状況です。サービスなどソフト面の向上により地域に密着した店舗として魅力を高めるよう促進していくことが必要です。

販路拡大にかかる支援・強化については、~~町外イベントに参加する際の負担軽減として助成を行っています。~~イベント開催の情報収集を行い、より多くの新しいイベントへの参加が出来るよう検討しています。

また、町内における消費の拡大を促進するために「スマッピーカード※」による“ポイント制”や“プレミアムチャージ事業※”を行っています。加盟店の増加など利用しやすい環境の整備により、さらなる消費の拡大につなげることが課題となっています。

#### [中心市街地]

町内には4つの商店街※があり中心市街地を構成していますが、大規模小売店舗の進出や町外への消費流出等により、中心市街地の空洞化が進んでいる状況にあります。

今後は、空き店舗の利用促進による活性化や地元住民に密着したサービスの展開などにより、中心市街地の整備改善と商業の活性化を一体的に進め、魅力ある中心市街地づくりを進めていく必要があります。

#### [工業]

本町の工業は、基幹産業である農業に関連した食品加工業をはじめ、鉄筋・鉄骨やコンクリートなどの建設資材工場、自動車・農機具整備工場などがあり、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献しています。

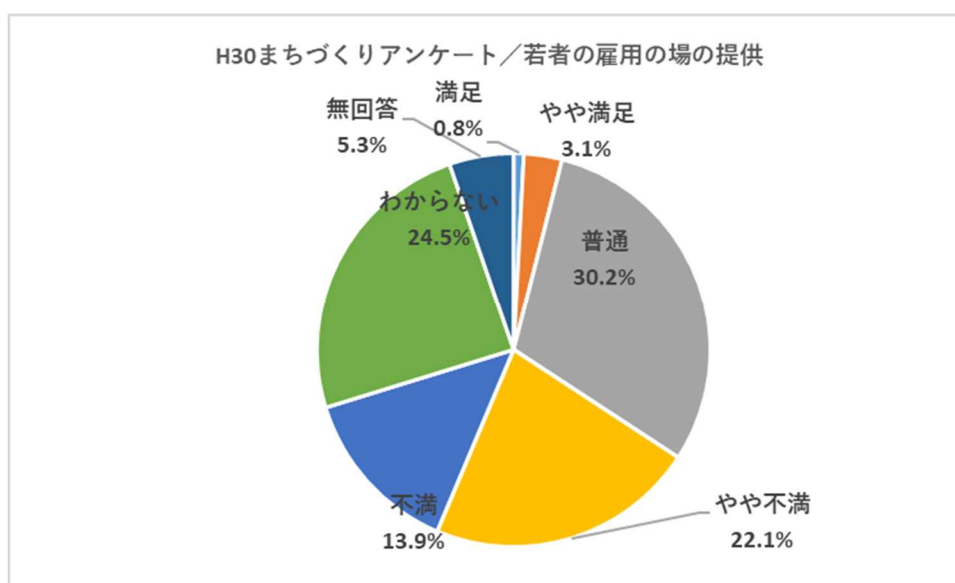
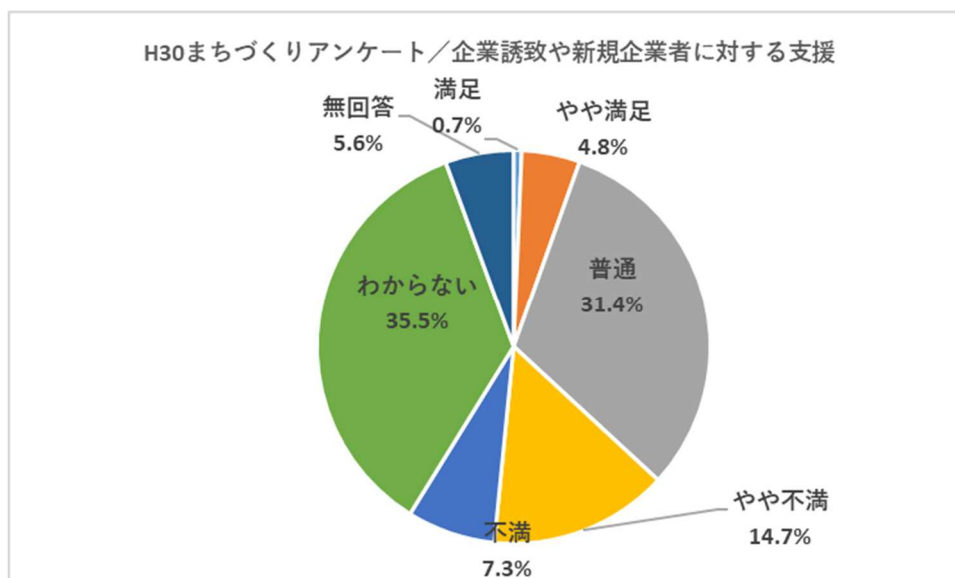
※スマッピーカード：美幌町オリジナルの「プリペイドカード」の名称

※プレミアムチャージ事業：プリペイドカード（スマッピーカード）に一定の金額をチャージすると、プレミアム商品券が付くという事業

※4つの商店街：新町地区の「ゆうゆう商店街」、仲町地区の「美幌中央商店会」、北2～4丁目地区の「びほろ生き活き商店街」、北1丁目地区の「美幌町大通北1丁目商店街」

### 基本的な考え方と指標

- 商店の経営基盤の強化やサービス向上など、町民の生活を支える商業の振興を促進します。
- 平成16年に策定した「中心市街地活性化基本計画※」についての検証及び事業の再検討を行い、現在までの各取り組みの必要性や緊急性、集客施設の整備などの新たに取り組むべき課題を関係機関・団体等と協議し、中心市街地活性化事業を進めます。
- 空き店舗の活用促進の強化を図るとともに、スマッピーカードの利用促進の取り組みを継続し、中心市街地の活性化を図ります。
- 地元企業の育成と第1次産業などの他産業との連携により、経営の安定化を図ります。



| 指標名                | 計画策定時 |         | 前期実績(H30) | 中期(H34) | 後期(H38) |
|--------------------|-------|---------|-----------|---------|---------|
| 経営相談・経営指導件数<br>※新規 | H30   | 1,760 件 | —         | 1,750 件 | 1,750 件 |

注) 目標値は累計

※中心市街地活性化基本計画：中心市街地における年機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために策定した計画

## 施策

| 施策の区分             |                            | 施策の内容                                                   |
|-------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------|
| (1)経営基盤の強化、経営の近代化 | ①中小企業融資・助成制度の充実<br>【商工観光G】 | 金融機関及び美幌商工会議所等の関係機関と連携を密にし、経済状況等の変化に対応した制度の見直しや改善を図ります。 |
|                   | ②経営相談・指導の強化<br>【商工観光G】     | 美幌商工会議所をはじめ、オホーツク地域中小企業ネットワークに参画する                      |

|             |                                 |                                                                                                                   |
|-------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             |                                 | 関係団体との連携強化を図り、人材育成や経営改善の推進を図ります。                                                                                  |
|             | ③既存企業の振興促進<br>【商工観光G】           | 店舗リフォーム促進支援事業※などにより、町内の商工業の振興を促進し、地域経済の活性化を図ります。                                                                  |
|             | —(店舗リフォーム、起業家支援の創設)—<br>【商工観光G】 | 平成27年度に創設した「店舗リフォーム促進支援事業※」及び「起業家支援事業」により空き店舗の活用促進を図り、商店街の活性化を推進します。<br><br>また、アンケート調査の実施などにより、時代に即したニーズの把握に努めます。 |
| (2)商店街の魅力向上 | ①空き店舗の活用促進<br>【商工観光G】           | 店舗リフォーム促進支援事業※や空き店舗家賃補助※、さらには調査結果を踏まえた情報の発信、空き店舗所有者との連携強化などにより、活用促進を図ります。                                         |
|             | ②商店街の景観形成の整備推進<br>【商工観光G】       | 商店街において緑化活動などを通じた環境美化に取り組み、きれいな商店街の景観づくりを推進します。                                                                   |
|             | ③にぎわいの駅整備※に関する調査・検討<br>【商工観光G】  | 中心市街地エリアに集客機能の核となる施設の整備について、商工会議所等の関係機関・団体等と調査及び検討を行います。                                                          |
|             | ④賑わい、集客施設などハード整備の推進<br>【商工観光G】  | 中心市街地の活性化と賑わいの創出を促進するため、集客機能の核となる施設の整備について、関係機関・団体と連携を図りながら推進します。                                                 |
|             | ⑤スマッピーカード、町内消費拡大事業支援<br>【商工観光G】 | スマッピーカード「プレミアムチャージ事業」の支援を継続し、町内における消費の拡大を促進します。<br><br>また、スマッピーカード加盟店の充実促進など、より一層の利用環境の向上を図ります。                   |
|             | ⑥商店の情報発信の推進<br>【商工観光G】          | 商店街等のホームページの作成等を推進し、地域に密着した情報等を発信することにより、中心市街地の活性化を図ります。                                                          |

|          |                                      |                                                                              |
|----------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
|          | ⑦宅配移動便利サービスの充実<br>【商工観光G】            | 買い物に不便を感じている方々や住民の利便性向上のため、宅配移動便利サービスの利用促進を図り、地域に密着した商店街形成の促進を支援します。         |
|          | ⑧⑦中心市街地活性化基本計画の検証及び事業の再検討<br>【商工観光G】 | 関係機関・団体等と連携し「中心市街地活性化基本計画」の検証を行うとともに、必要に応じて事業の再検討を行い、時代に即した中心市街地活性化事業を推進します。 |
| (3)工業の振興 | ①経営相談・指導の強化<br>【商工観光G】               | 美幌商工会議所をはじめ、オホーツク地域中小企業ネットワークに参画する関係団体との連携強化を図り、人材育成や経営改善の推進を図ります。           |
|          | ②研究活動の充実<br>【商工観光G】                  | 中小企業大学校旭川校※への研修参加助成などを行い、研修・研究活動の充実を図ります。                                    |
|          | ③稲美工業用地※利用促進<br>【商工観光G】              | 「北海道東京事務所」など、関係機関及び団体から情報収集を行うとともに、本町の特性をPRし企業誘致に努めます。                       |
|          | ④技術改善に対する支援整備促進<br>【商工観光G】           | 過疎法※等の適用による設備の新設又は増設に対する固定資産税の課税免除規定により、設備導入の促進を図ります。                        |

※店舗リフォーム促進支援事業：店舗リフォーム補助制度などにより、店舗リフォームの促進を支援する事業

※空き店舗家賃補助：中心市街地の空き店舗における新規起業者頭に対し、最長12ヶ月間、家賃の一部を補助する制度

※にぎわいの駅整備：「にぎわいのある魅力的な商店街」を構築するために、「道の駅」に代表されるような集客施設を街なかに整備（建設）すること。

※中小企業大学校旭川校：全国に9校ある中小企業大学校の一つとして、独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部（略称：中小機構北海道本部）の管轄下にある、北海道の中小企業を人材育成面から支援する研修機関

※稲美工業用地：美幌町稲美地区に工業等の用地として指定している地域

※過疎法：過疎地域の人口減少に歯止めをかけるため必要な措置を講じ、地域の自立促進を図ることを目的とした法律。過疎地域自立促進特別措置法の略称

## 関連する計画

| 計画の名称           | 計画期間    |
|-----------------|---------|
| 美幌町中心市街地活性化基本計画 | 平成16年度～ |

## 3－6 観光の振興

### 現状と課題

美幌町の観光資源の核となる美幌峠の入込客数は年々減少傾向にありましたが、平成 26 年度は 765,530 人となり、回復の兆しが見えました。

しかしながら、依然として通過型観光からは脱却できておらず、体験型・滞留型及び滞在型観光※の促進や街なかへの誘導などが課題であり、情報化社会に対応した積極的な情報の発信や本町の魅力を P-R することが必要であります。からは回復の兆しが見えてきています。

このような状況の中、国では平成 28 年度から「国立公園満喫プロジェクト※」が進められることになり、先行的・集中的な取り組みを実施する国立公園の 1 つとして全国 8 か所の中に道内では唯一「阿寒摩周国立公園」が選定されました。

平成 29 年度にはこのプロジェクトによる国の交付金を受け北海道においては美幌峠園地及び外トイレの再整備を、町においてはレストハウス 2 階スペースの老朽化改修、インバウンド※対策及び情報発信コーナーの新設などの整備を行いました。

これにより、今まで課題であった天候が悪い時にも足をとめていただき積極的な情報発信を行い、いかに街中へ誘導するか仕組みづくりが必要です。

また、「峠の湯びほろ※」や「みどりの村※」などの既存施設については、老朽化が著しい状況にありますので早急に修繕計画を策定する必要があります。さらに「峠の湯びほろ」においては、遊休箇所も見られるため、利活用方法も併せて検討することが必要です。今後の施設の在り方を含め検討していくことが必要です。

※体験型・滞留型及び滞在型観光：「体験型観光」とは地域資源を通して体験する観光形態。「滞留型観光」とは旅行先にしばらくとどまる観光形態。「滞在型観光」とは 1 箇所に滞在し、滞在地で静養やレジャーを楽しむこと、または、滞在地を拠点として周辺の観光を楽しむレジャー形態

※峠の湯びほろ：「旧都橋小学校跡地」において整備された「日帰り温浴施設」。平成 8 年 12 月にオープン。

※みどりの村：本町の農林業、生活文化、自然に対する認識を深め、地域住民及び都市生活者等に自然環境を活用した体験学習及び健全な余暇、野外活動を普及推進すると共に保健休養の場としての利用を促進し、地域の振興及び福祉の向上に資するため設置された施設

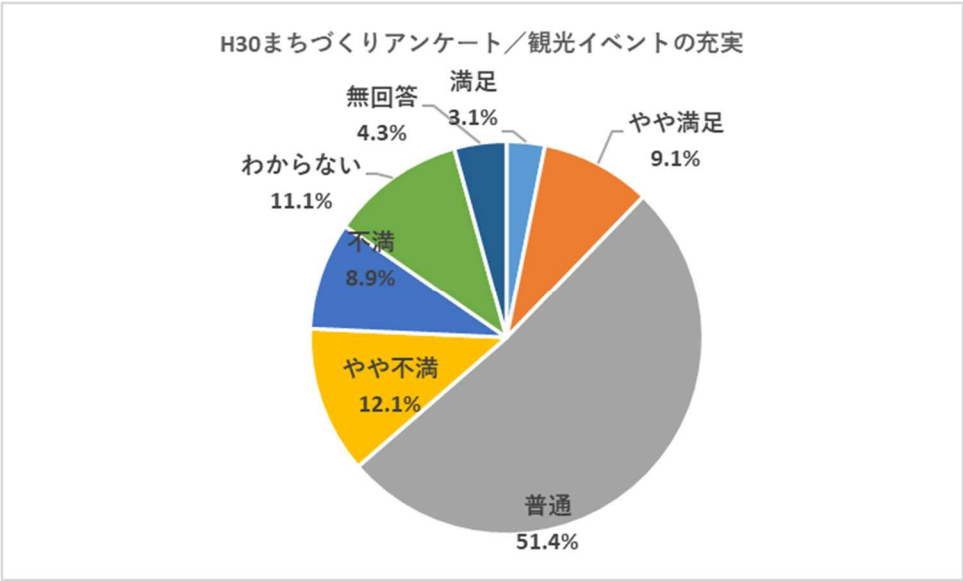
※国立公園満喫プロジェクト：環境省が「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき推進しているプロジェクト。

※インバウンド：訪日外国人旅行

### 基本的な考え方と指標

- 観光資源の維持・開発・向上に努め、持続可能な体験型・滞留型及び滞在型観光を推進します。
- 農業や商業など、他分野との連携により裾野の広い観光を展開し、地元産業の活性化を図ります。平成 29 年度に発足した「美幌町観光まちづくり協議会※」において、町内の関係団体が連携し、体験観光を中心とした新たな美幌町の観光を展開していきます。
- 美幌峠から「みどりの村」までの観光資源を点から線、さらには線から面として展開する観光を推進するとともに、美幌峠に集中している観光客の「街なか」への誘導を促進し、地域経済の活性化を図ります。

- 「道の駅」などの、集客及び情報発信等を目的とした新規施設の建設について検討を行い、交流人口の増加や賑わいの創出を図ります。
- 老朽化が著しい「峠の湯びほろ」については、修繕計画を策定し計画的な修繕を実施することにより施設の長寿命化に努めるとともに、「峠の湯びほろ」の改修については、平成29年度に実施した改修についての調査結果を基に今後のあり方について検討します。また、指定管理者と連携を密にしながら、遊休箇所の有効利活用に努めます。また、「みどりの村」は、施設の修繕計画を含め今後のあり方についての検討を行います。
- 地域の関係者が協働・連携したネットワークシステムの構築を図るとともに、地域において観光振興の核となる人材の育成を促進します。平成30年度に観光分野へ受け入れた地域おこし協力隊を軸に、人材の育成を進めます。



| 指標名    | 計画策定時 |            | 前期実績 (H30)             | 中期 (H34)               | 後期 (H38)               |
|--------|-------|------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 観光入込客数 | H26   | 765, 530 人 | 730, 000<br>790, 000-人 | 750, 000<br>820, 000-人 | 800, 000<br>850, 000-人 |

※美幌町観光まちづくり協議会:平成29年に設立した美幌町の観光振興を目的とした組織。構成団体は、美幌町、美幌商工会議所、美幌観光物産協会、美幌町農業協同組合、美幌町森林組合、網走信用金庫。

施策

| 施策の区分               |                                             | 施策の内容                                        |
|---------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------|
| (1)総合的な推進体制、ビジョンの確立 | ①「美幌町観光振興革新戦略※（第2次美幌町観光振興計画）」の推進<br>【商工観光G】 | 時代に即した観光施策の計画的な推進を図り、検証を行いながら実践的な計画の実行に努めます。 |
|                     | ②観光に係る企業、団体との連携強化<br>【商工観光G】                | 観光物産協会や商工会議所等の関係団体等との連携を強化し、観光及び物産の振興を図ります。  |

|                      |                                         |                                                                                                                             |
|----------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      | ③広域観光に対応する関係団体との連携強化<br>【商工観光G】         | 既存の広域観光協議会※をはじめ、道東5空港利用促進協議会※との連携を強化し、「ひがし北海道（道東）」の観光振興を図ります。                                                               |
|                      | ④観光振興のためのネットワークシステムの構築及び人材育成<br>【商工観光G】 | 総合的な観光の推進を図るためのネットワークシステムの構築を図るとともに、地域において観光振興の核となる人材の育成を促進します。                                                             |
| (2)既存施設や観光資源の保全、有効活用 | ①既存施設等の利用促進<br>【商工観光G】【農政G】<br>【耕地林務G】  | 滞留型・体験型及び滞在型観光の推進を図るため、みどりの村、峠の湯びほろ、美幌峠レストハウス、物産館ぽっぽ屋、美幌林業館などの既存施設の魅力化や利便性の向上を図ります。や白樺並木などの観光資源を活用し、滞留型・体験型及び滞在型観光の推進を図ります。 |
|                      | ②美幌峠、美幌川などの観光資源の保全<br>【商工観光G】           | 本町を代表する景勝地「美幌峠」の美化活動や清流「美幌川」における水質保全など、本町をアピールする観光資源を守るとともに、積極的な活用を図ります。                                                    |
|                      | ③「道の駅」などの集客及び情報発信施設建設の検討<br>【商工観光G】     | 近年の観光形態に対応した「道の駅」などの集客及び情報発信等を兼ね備えた“魅力ある施設”の建設を検討し、地域経済の活性化の促進及び賑わいの創出を推進するとともに、観光交流人口増加の推進を図ります。                           |
|                      | ④既存施設における計画的修繕の実施及び有効活用<br>【商工観光G】      | 既存施設において修繕計画を策定し、計画的な修繕を実施することにより施設の長寿命化に努めます。また、施設の管理運営者との協議により、施設全体の有効利活用を図るとともに、今後のあり方についても検討を行います。                      |
|                      | ⑤観光資源の点から線、面への展開推進<br>【商工観光G】           | 「美幌峠」や「みどりの村」、さらには「白樺並木（通称：ロマンチック街道）※」などの観光資源をはじめ、町全体を面として捉えた観光を推進します。                                                      |
|                      | ⑥美幌IC周辺の情報休憩施設の整備<br>【商工観光G】            | 高規格道路の整備が進められる中、「美幌インターチェンジ」付近に、街なかや美幌峠などへの誘導するための『情報の発信』を中心とした施設整備について、関係団体等と連携を図りながら調査                                    |

|                    |                                   |                                                                                                    |
|--------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    |                                   | 及び検討を行います。                                                                                         |
| (3)観光情報の提供、サービスの向上 | ①観光情報システムの推進<br>【商工観光G】           | 情報化社会に対応した効率的な観光情報の発信に努めます。                                                                        |
|                    | ②観光ホスピタリティ（おもてなしの心）の向上<br>【商工観光G】 | J N T O（日本政府観光局）※認定外国人案内所として登録されている「美幌観光案内所」を中心として、国内外からの観光客に対する接遇などの充実を図ります。                      |
|                    | ③国際化に対応した観光案内の充実<br>【商工観光G】       | 来日外国人に対する観光案内の充実を図るため、英語・中国語版などのパンフレットを作成するとともに、国際化に対応した観光案内標識等の充実を図ります。                           |
|                    | ④宿泊施設の誘致<br>【商工観光G】               | 滞在型観光の推進を図るため、商工会議所等の関係機関と連携を図りながら、宿泊施設の誘致に努めます。るとともに、民泊※、グランピング※、RVパーク※など新たな手法での宿泊施設不足への対策を検討します。 |
|                    | ⑤滞在型観光の推進<br>【商工観光G】              | 関係団体等と連携を図りながら、「滞在型観光」や「滞留型・体験型観光」を推進します。                                                          |
| (4)観光イベントの魅力向上     | ①観光イベントの充実<br>【商工観光G】             | 本町を代表する「美幌観光和牛まつり」や「びほろ夏まつり」などの観光イベントの内容充実を図り、魅力の向上に努めます。                                          |

※美幌町観光振興革新戦略：第2次美幌町観光振興計画のこと。「選択」と「集中」により、実践的な戦略を計画し、新しい観光振興を考えていこうとするもの。

※広域観光協議会：観光振興を目的に、広域にわたる自治体等の集まりにより組織された協議会のこと。美幌町では「阿寒国立公園広域観光協議会」、「美幌地区3町広域観光協議会」に加盟して広域観光の推進を図っている。

※道東5空港利用促進協議会：「ひがし北海道」エリアにある5空港（紋別・女満別・中標津・釧路・帯広）の関係機関で組織されている協議会で、5空港の利用を促進することにより「ひがし北海道」観光の推進、地域経済の活性化を図ることを目的としている。

※白樺並木（通称：ロマンティック街道）：国道243号の美幌町稲美地区から古梅地区までに植栽された白樺並木

※J N T O（日本政府観光局）：海外からの訪日旅行者の誘致活動を行う独立行政法人の日本政府観光局

※民泊：個人住宅に料金を収受して旅行者を宿泊させること。

※グランピング：「グラマラス」と「キャンピング」を掛け合わせた造語。贅沢で豪華なキャンプ。

※RVパーク：キャンピングカー等で車中泊ができるスペース。

## 関連する計画

| 計画の名称           | 計画期間          |
|-----------------|---------------|
| 美幌町観光振興革新戦略ビジョン | 平成２８年度～平成３８年度 |

## 3-7 地域特産品の振興

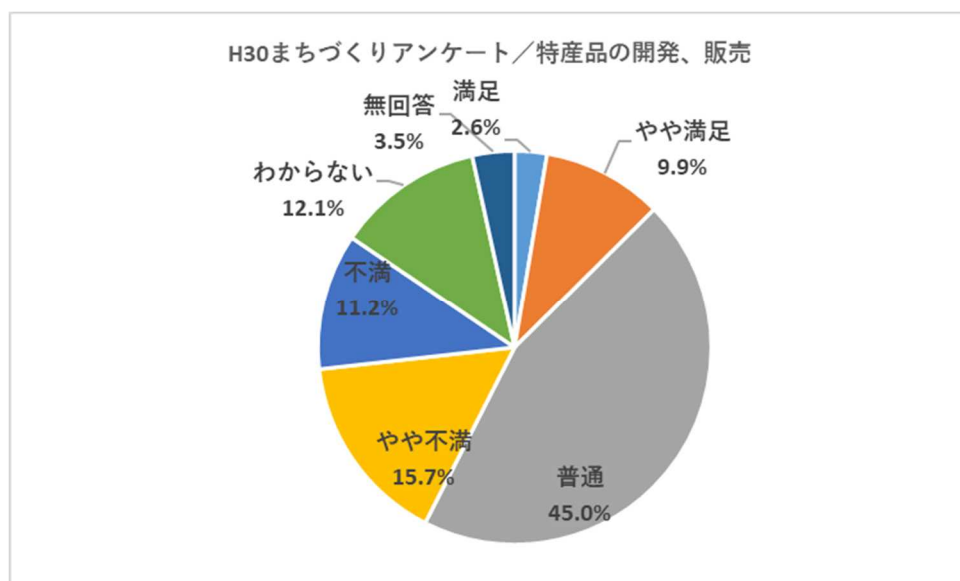
### 現状と課題

本町では、農産物等を用いた地域資源活用型の工業が発展するなど、地域資源の活用がみられますが、「美幌町の特産品」としてのイメージが薄いのが現状です。地域のイメージを高め、地域の経済にも影響を及ぼす地域ブランドへの期待は、本町でも高まっています。品質の高い農畜産物、高い日照率や良質で豊かな水資源など、地域の特性を活かした特産品を開発し、本町全体のイメージアップに繋げる必要があります。また、販路については物産に係る団体、生産者や販売者との連携により、町外、道外に工夫を凝らし取り組んでいます。

今後は、それぞれの団体の連携や、美幌観光物産協会を中心とした販路拡大が求められています。

### 基本的な考え方と指標

○本町の地域資源を活用した特産品開発や販路開拓等を促進し、地域特産品の付加価値の向上及び事業活動の活性化を図ります。



| 指標名                 | 計画策定時 |    | 前期実績(H30) | 中期(H34) | 後期(H38) |
|---------------------|-------|----|-----------|---------|---------|
| 新たな特産品などの開発支援件数(累計) | H26   | 1件 | 32件       | 5件      | 7件      |

注) 目標値は累計

### 施策

| 施策の区分           |                       | 施策の内容            |
|-----------------|-----------------------|------------------|
| (1) 地域特産品の開発・育成 | ① 研究機関、大学等との連携による開発支援 | オホーツク圏地域食品加工技術セン |

|                              |                                |                                                                                                           |
|------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                              | 【商工観光G】                        | ター※などの関係研究機関・大学等との連携により、農畜産物をはじめ地域資源を活用した特産品の開発を支援します。                                                    |
|                              | ②地域資源活用型特産品開発への支援強化<br>【商工観光G】 | 本町の質の高い農畜産物をはじめ、地域資源を活用した特産品開発を支援し、官民一体となった特産品の開発を推進します。<br><br>また、ホームページなどを活用した特産品のP-R及び販路拡大の促進を図ります。    |
| (2) 地 域 特 産 品 の<br>P R ・ 販 売 | ①地場産品等の販路拡大<br>【商工観光G】         | 札幌市や首都圏を中心としたアンテナショップ※などに店出しやすい環境整備を図るとともに、地場産品等の販路拡大の支援を行います。<br><br>地域産特産品の持つ優位性を活かした販売戦略に基づく販路拡大を図ります。 |
|                              | ②物産展・物産関連イベントの参加促進<br>【商工観光G】  | 物産展・物産関連イベントに参加する事業者、経費の一部を助成し参加促進を図り、特産品のP-Rに努めます。                                                       |
|                              | ③地域特産品の認知度の向上<br>【商工観光G】       | 町民の認知度を高める為の手法を検討し、併せて美幌町特産品認証制度※の創設を検討します。平成29年度に創設したびほろブランド認証制度※を活用し、地域特産品の認知度向上を図ります。                  |

※オホーツク圏地域食品加工技術センター：オホーツク圏域で生産された農水産物資源を活用した食品工業の振興、加工技術の向上を図る北海道立の公益財団法人

※アンテナショップ：企業や地方自治体が、売れ行きの動向を探るために新製品や地場産品などを直営する店

※美幌町特産品認証制度：美幌町の農作物などの地域資源を活かした「特産品」開発の推進を目的に、一定のルール化により特産品として認証しようとする制度

※びほろブランド認証制度：美幌商工会議所が主体となり創設した美幌産の優れた商品を「びほろブランド」として認証する制度。

## 3－8 消費者保護の充実

### 現状と課題

消費生活問題に関しては、従来は高齢者がターゲットとなっておりましたが、急速なスマートフォンの普及により、若者からもインターネットトラブルに関する相談を受ける機会が増えてきていることから、若い世代のうちからインターネットトラブルをはじめとした消費生活問題に関する啓発・教育することが必要です。

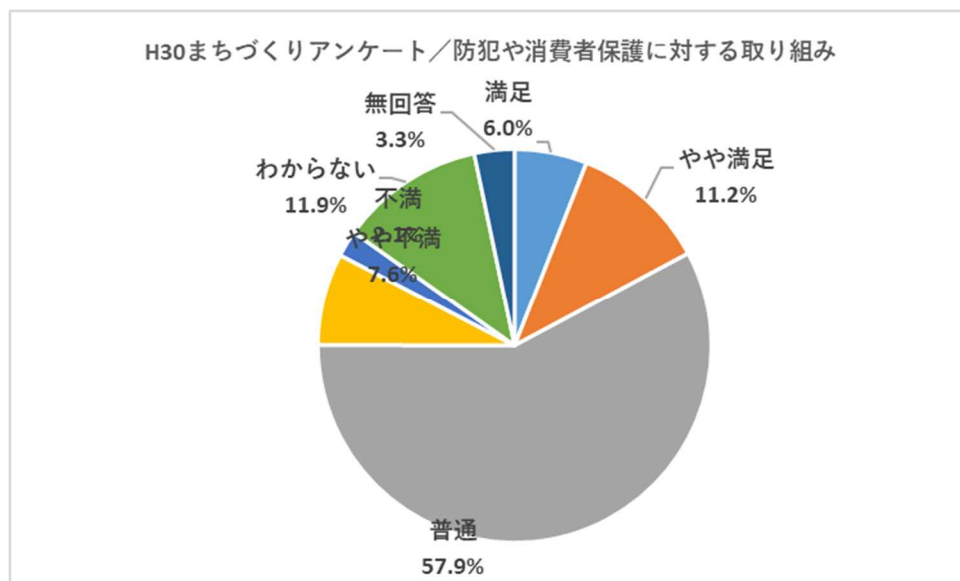
また、平成 26 年度には悪質な電話勧誘に対処するため、電話機付近に設置するパンフレットを全戸に配布しましたが、今後も特殊詐欺等※の防止啓発に努めていく必要があります。

平成 28 年に美幌町消費生活センターを設置し、地域の方々の消費生活相談に対応しています。近年、特殊詐欺等※の手口はより一層多様化・巧妙化し、消費者トラブルも複雑化しています。インターネットが日常生活に広く浸透し便利になるとともに危険も増えており、消費者自らが学び、危険を回避する能力を身に付けることが求められています。今後も様々な事案に対応しながら、老若男女を問わずあらゆる世代に対して消費生活問題に関する啓発を続けていく必要があります。

※特殊詐欺等：「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金詐欺」などの『振り込め詐欺』と、それに類似する手口の詐欺の総称

### 基本的な考え方と指標

- 消費生活相談体制の充実・強化を図り、消費生活問題の未然防止に努めます。
- 消費者協会との連携により、「まち育出前講座」などを活用した若年層に対する啓発・教育の強化を図ります。



| 指標名      | 計画策定時件数 |       | 前期実績 (H30) | 中期 (H34)  | 後期 (H38) |
|----------|---------|-------|------------|-----------|----------|
| 消費生活相談件数 | H26     | 121 件 | 110件130 件  | 100件120 件 | 90件100 件 |

## 施策

| 施策の区分     |                                | 施策の内容                                                                                 |
|-----------|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)消費者の保護 | ①消費生活相談体制の充実・強化<br>【商工観光G】     | 消費者協会※などの関係団体等との連携により、消費生活相談員※の増員などによる体制の充実・強化を図るとともに、速やかな情報提供などにより、消費生活被害の未然防止に努めます。 |
|           | ②若年層に対する啓発・教育の強化<br>【商工観光G】    | 消費者協会※との連携のもと、まち育出前講座などを活用し、消費者自身が被害を避ける能力を身につけられるように、若年層に対する啓発・教育の強化を図ります。           |
|           | ③消費生活条例の制定に向けた調査、研究<br>【商工観光G】 | 消費生活の安定及び向上など、消費者保護を目的とした条例制定の調査、研究を進めます。                                             |

※消費者協会：消費者が安全で安心な暮らしをおくるために、消費生活相談、暮らしの情報、価格などの調査研究などを行っている団体

※消費生活相談員：悪質商法や契約トラブル・金融商品トラブル・製品事故などの相談に応じる相談員

## 4 住みやすく、人が**集**まる基盤をつくるまちづくり

### 4－1 道路網の整備

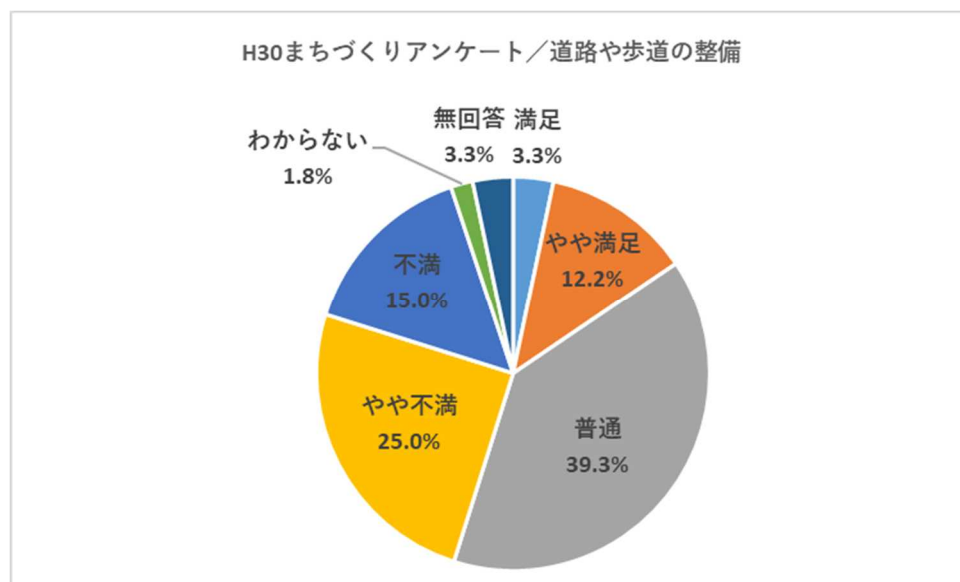
#### 現状と課題

美幌町は、国道4本、道道6本が交わる道東の交通の要衝ですが、複雑に交差しており、町外の方などには、公共施設等がわかりにくい道路網となっています。また街路についても、時代的な背景から街路樹のあり方など住民合意の必要性が問われており、道路網について再度検討を図り、整備をすすめることが課題としてあげられます。

既存の国道、道道、町道については、路線整備や維持管理に要する費用が高み、住民要望を満たしていない状況であり、予算・財源の確保の問題だけでなく、手法の見直しや優先順位付け、より効果のある整備・維持管理をすすめることが必要です。

#### 基本的な考え方と指標

- 交通の要衝としての機能性や利便性をより高めるために、一般国道、高規格幹線道路※及び道道の整備を国・北海道の動向を的確に把握した上で要請します。国道・道道に接続する幹線町道整備の促進と維持修繕を計画的に行い、安心・安全な車両及び歩行者の通行を確保します。
- 景観やまちなみ環境の向上※のため、街路樹の維持管理方針や特色のある街路の再構築について検討を行います。



| 指標名            | 計画策定時 | 前期実績 (H30) | 中期 (H34)  | 後期 (H38)  |
|----------------|-------|------------|-----------|-----------|
| 都市計画区域内町道の舗装化率 | H26   | 95.98%     | 96.496.3% | 96.796.6% |

※高規格幹線道路：「高速自動車国道」および「一般国道の自動車専用道路」で自動車が高速で走れる構造で造られた自動車専用道路

※まちなみ環境の向上：住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとおいのある住宅

## 施策

| 施策の区分       |                                      | 施策の内容                                                                                                                                                                               |
|-------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)国道・道道の整備 | ①高規格幹線道路、地域高規格道路※、一般国道の整備促進<br>【建設G】 | 関係機関等と連携して高規格幹線道路等の早期着手を要望します。また自然環境による交通障害の解消、老朽化対策、危険箇所の改修など安全・安心な地域交通の確保について早期の整備を要望します。                                                                                         |
|             | —(高規格道路の高野への延伸要請強化)—<br>【建設G】        | 北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会※を通じて継続して要望を行うとともに、中央官庁への陳情や情報収集により高規格道路の延伸化を目指します。                                                                                                           |
|             | ②道道嘉多山美幌線※改良整備促進<br>【建設G】            | 車道・歩道の改築により通行車両及び歩行者の安全確保のため、早期完了を引き続き要望します。                                                                                                                                        |
|             | ③道道北見端野美幌線※道路改良整備促進<br>【建設G】         | (豊岡地区)<br>交通量の増加に伴い曲線部改良、道路狭隘※の解消のため調査の推進と早期着手整備促進を要望します。<br>(美幌中央幹線道路・桜通)<br>美幌バイパスのインターチェンジと接続する重要路線であり、花見橋架替完了以降、さらに交通量が増加していることから、広域ネットワークを形成するアクセス道路として改良・整備の推進を図り、早期完了を要望します。 |
|             | ④国道・道道維持管理の充実<br>【建設G】               | 自治会要望等を踏まえて適切な道路環境の改善に向けた維持管理の充実について要望します。                                                                                                                                          |
| (2)町道の整備    | ①町道 770 号道路の道道昇格<br>【建設G】            | 旭通りは交通量増加により交通事故が多発し、また、大正橋の幅員が狭く危険なため、道路線形、橋梁拡幅、路線変更等が求められており、道道と町道を振替えた上での整備要望を行います。                                                                                              |
|             | ②町道整備計画(中期的計画)※の策定<br>【建設G】          | 未整備路線の整備や老朽化路線の改修など地域要望を勘案しながら優先順位を決めて計画を策定し、整備を行います。                                                                                                                               |
|             | ③町道整備、維持補修、道                         | 道路ストック点検※により補修・改築                                                                                                                                                                   |

|                                |                                        |                                                                                                                      |
|--------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                | 路附帯施設※、橋梁補修の計画及び橋梁長寿命化計画※の見直し<br>【建設G】 | の優先度を判断して町道整備計画※を見直し整備を行うとともに、橋梁を再点検して橋梁長寿命化計画※の見直しを行い施設の安全性の確保に努めます。<br><br>また、大雨等による町道被災箇所の再発防止に向け道路パトロールの強化に努めます。 |
|                                | ④緊急輸送道路計画※の策定<br>【建設G】                 | 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路等と防災拠点施設の緊急輸送を確保するために必要な道路等の検討を行い、計画を策定します。                                                |
|                                | ⑤④街路景観の見直し<br>【建設G】                    | 街路の再構築の検討を行うとともに、街路樹などの景観・緑化に関する検討を進めます。                                                                             |
|                                | ⑥⑤交差点改良の検討<br>【建設G】                    | 国道・道道の交差点改良の要望や町の危険な交差点について、改良の検討を行うとともに安全かつスムーズな道路網の構築に努めます。                                                        |
|                                | ⑥賑わい道路※など特色ある町道の整備推進<br>【建設G】          | 賑わい道路※など特色のある町道の整備の検討を図るとともに、整備の推進を図ります。                                                                             |
| (3)国道、道道、町道等道路網の整備、促進<br>【建設G】 |                                        | 国道、道道における事故多発箇所、危険箇所の改善等の改良整備を、所管する国及び北海道に対し要望します。<br><br>また、町道の整備は、事業の優先度を考慮し、効率的、効果的かつ計画的に推進します。                   |

※地域高規格道路：高規格幹線道路を補完し、地域の自立的発展や地域間の連携を支える自動車専用道路

※北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会：北海道横断自動車道の北見・網走間建設促進を図り早期着手に向けた要望活動をするための市、町で構成された団体

※道道嘉多山美幌線：網走市から大空町を経由して美幌町を結ぶ道道248号。

※道道北見端野美幌線：北見市から端野を経由してから、美幌町に至る道道122号。

※道路狭隘：道幅が狭く車両通行のゆとりが少ない道路

※町道整備計画（中期的計画）：5年を単位に最新の道路の需要推計などを基礎に策定する町道整備計画

※道路附帯施設：ガードレール、ガードパイプ、カーブミラー、道路照明、白線などの安全施設、案内標識、警戒標識などの標識施設及び植樹帯施設

※橋梁長寿命化計画：地方公共団体ごとに策定する橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減に関する事項を定めた計画

※道路ストック点検：道路ストックとは、トンネル・橋梁・照明灯など道路構造物をいい、その損傷状態を把握するための点検を実施し、危険性の有無を判定し、長寿化計画などを作成する。

※緊急輸送道路計画：緊急輸送路とも呼ばれ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点を相互に連絡する道路の計画

※賑わい道路：地域の特性を生かし、人が集まることで地域の活性化を目指した道路

## 関連する計画

| 計画の名称         | 計画期間          |
|---------------|---------------|
| 町道整備計画（中期的計画） | 平成２８年度～平成３２年度 |
| 美幌町橋梁長寿命化修繕計画 | 平成３０年度～平成３９年度 |

## 4-2 除排雪体制の充実

### 現状と課題

一斉除雪<sup>※</sup>は積雪が10cm以上となることが想定される場合を基準とし、市街地区を11の地区に分け、直営にて3地区、業務を依頼している7業者8地区で行っています。また、平行して、郊外地区を5地区、市街地区歩道を8ブロックに分けて、同時に除雪作業を行っています。除雪延長は町道で市街地区が11.3km、郊外地区が26.6km、合計で37.9kmとなっています。

一斉除雪は10cm以上の降雪がある場合に行います。

市街地区の除雪は、車道を町と業務委託している民間9社、歩道を町と業務委託している民間2社で行っています。郊外地区は町が行っており、除雪延長は市街地区が11.3km、郊外地区が26.6km、合計で37.9kmとなっています。

平成26-30年度に実施したまちづくりアンケート調査の結果において、「除雪の充実」「除排雪の体制」は満足度が低く、重要度が高い結果となっています。これは、爆弾低気圧による大雪への対応や、除雪後の置き雪が一因となっています。また、今後、人口減少・高齢化により、「たすけあいチーム<sup>※</sup>」の担い手不足や間口除雪希望者の増加が見込まれており、その対応が急務とされています。

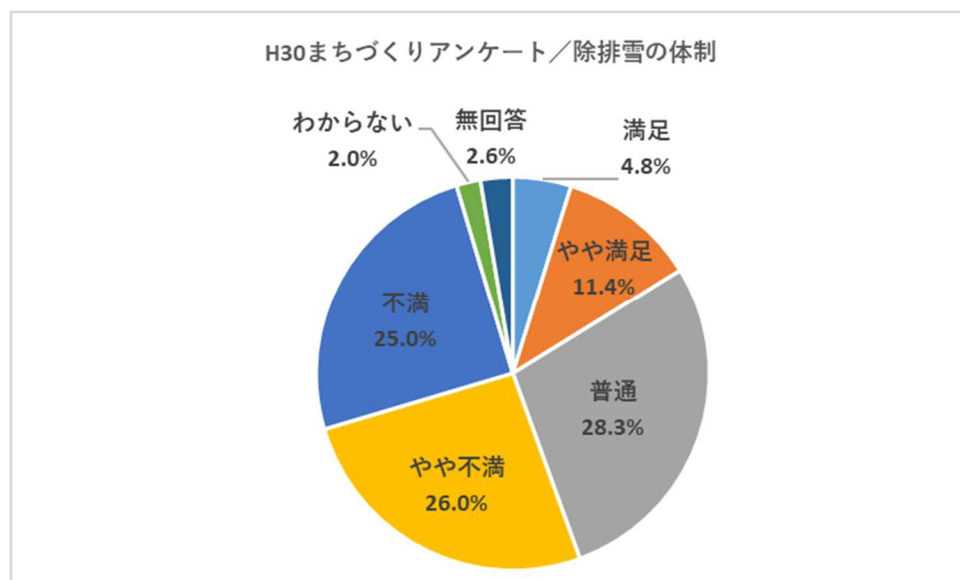
※一斉除雪：積雪状況によって、町内全域を一斉に除雪を行うこと。

※たすけあいチーム：自治会単位で組織された地域支援チームで、地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、除雪支援や会食会など、支え合い・たすけあう活動を展開

### 基本的な考え方と指標

○交通の円滑化と安全確保のため、道路情報を踏まえた除排雪体制の強化など交通環境の整備を図ります。計画的な除雪車両の充実や機能向上と砂などの滑り止め散布によって安全な冬期交通網の充実に努め、さらには地域住民の理解と協力を得ながら効率的・効果的な除排雪を行い冬期間の安心で安全な生活環境を確保します。

○国道、道道の除排雪体制についても、計画的かつ速やかな対応を関係機関に要望していきます。



| 指標名           | 計画策定時 |        | 前期実績 (H30)              | 中期 (H34)              | 後期 (H38)                |
|---------------|-------|--------|-------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 除雪延長距離 (歩道含む) | H26   | 437 km | 437.5 <del>437</del> km | 438 <del>437</del> km | 438.5 <del>437</del> km |

## 施策

| 施策の区分        |                                          | 施策の内容                                                                                                                |
|--------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)除雪体制の充実   | ①除雪計画※と除雪体制の<br>随時見直し<br>【建設G】           | 気象状況の変化や降雪状況を勘案し、地域住民の安全に配慮した除雪を実施します。また、降雪量が増加傾向にあり民間事業者との協力体制の強化で早期に通行を確保するよう努めていきます。                              |
|              | ②除雪車両の充実<br>【建設G】                        | 老朽化した車両の計画的更新を進めると共に、大雪や暴風雪による降雪状況及び雪質の変化に即応可能な車両配備の検討を行います。                                                         |
|              | ③通学路や歩道除雪の効率化<br>【建設G】                   | 機動力向上のため歩道用小型除雪車両と手押し除雪機の両面で迅速な除雪を行い、歩行者の安全を確保します。                                                                   |
|              | ④雪捨て場の環境整備<br>【建設G】                      | 状況に応じた雪捨て場の確保と効率的な搬送経路確保の検討を行います。また、利用方法、受入時間など住民が利用しやすい管理方法を模索します。                                                  |
|              | ⑤間口置き雪対策<br>【建設G】                        | 除雪困難な独居高齢者などの世帯を対象とした「間口除雪」を引き続き行い、除雪の負担軽減を図ります。                                                                     |
|              | <del>—(間口置き雪対策、農村部委託の拡大)—</del><br>【建設G】 | <del>住民参加や自治会・たすけあいチームと連携し、間口置き雪対策を推進します。また、除雪体制の構築については、農村地区除雪組合と連携を図り、民間事業者の協力体制の検討を図り早期通行確保するための体制の強化を図ります。</del> |
|              | ⑥除雪作業従事者の確保<br>【建設G】                     | 直営、委託共に近年、作業員が不足しています。作業内容の見直し、及び改善を検討し、担い手の確保に努めます。                                                                 |
| (2)降雪による事故防止 | ①除雪の支障となる路上駐車・放置車両の住民啓発<br>【建設G】         | 除雪の障害となる路上駐車への注意喚起と放置車両の移動など、関係機関や住民との協働により実施します。                                                                    |
|              | ②道路、歩道への雪出し対策<br>【建設G】                   | 車や人の安全な通行の確保のため、道路、歩道等への雪出しについて、パトロール等を継続して、注意喚起を行います。                                                               |

|               |                                    |                                                                   |
|---------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
|               |                                    | す。                                                                |
| (3)雪による交通安全対策 | ①除雪情報の提供と協力<br>【建設G】               | 国道・道道通行止めにおける町道の通行止め情報の発信で運転者の安全の確保に努めます。通行止め標識や道路状況標示板などを充実させます。 |
|               | ②ロードヒーティングに代わる低コスト融雪施設の検討<br>【建設G】 | 滑り止めビリ砂利※の使用と今後開発が期待される低コストの融雪施設の検討を進めます。                         |
| (4)除雪活動       | ①たすけあいチームによる除雪活動の継続支援<br>【保健福祉G】   | 住民が主体となる「たすけあいチーム」との連携を進めていきます。                                   |
|               | —(高齢化社会に対応した除排雪の強化)—<br>【建設G】      | 高齢化社会のニーズにあう、除排雪の検討を行うとともに、除排雪体制の強化を目指します。                        |
|               | ②農村地区における住民参加による除雪体制の確立<br>【建設G】   | 通学バス路線や集乳路線※、吹きだまり路線などを対象とした農村除雪部会の取組を支援します。                      |
|               | ③緊急対応による除雪体制の確立と連携<br>【建設G】        | 緊急搬送時の除雪体制及び国、道、自衛隊との連携を密にして安心な住民生活の確保を図ります。                      |
|               | ④除雪の協力と啓蒙活動<br>【建設G】               | 住民の理解と協力を頂くため、町ホームページや広報誌により、情報を随時提供していきます。                       |
| (5)排雪活動       | ①交差点の排雪の強化の検討<br>【建設G】             | 交差点等危険箇所部分の排雪を適時行う検討を行い、見通し等交通の安全の確保に努めて参ります。                     |

※除雪計画：除雪路線、出動基準、除雪体制、連絡体制、除雪安全作業のための実施要領などを定めた除雪作業に関する実施計画

※ビリ砂利：焼き砂。路面の滑り止め用の粒径のあらい砂

※集乳路線：乳業メーカーのミルクローリーが酪農家から集乳するための町道の路線

## 関連する計画

| 計画の名称                    | 計画期間          |
|--------------------------|---------------|
| 第2期美幌町地域福祉計画             | 平成27年度～平成31年度 |
| 美幌町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 | 平成30年度～平成32年度 |

## 4－3 治山・治水対策の推進

### 現状と課題

#### [治水]

1級河川である網走川・美幌川、普通河川について河川整備や地域住民との協同による浚渫※、床ざらい、草刈り等により継続した治水対策を進めています。

河川の氾濫については、各樋門※のポンプ設置等により冠水の危険性が少なくなっていますが、浚渫※や草刈り等の維持管理などメンテナンス部分での課題がでており、堤防の嵩上げや拡幅・樋門の改築など冠水対策箇所の整備やさらなる浚渫・維持管理を国・道に要望していくことが必要です。また近年のゲリラ豪雨などの被害を未然に防ぐために、雨水管と樋門連携箇所などの冠水対策箇所についての改善や各樋門の維持管理体制の強化が必要です。

#### [治山]

地滑りや土砂流出等自然災害を未然に防ぐため、治山施設※や砂防ダム※などの施設整備が必要です。今後も、危険箇所を事前に把握し、対応することが求められます。

民有地については、林地及び農地が大雨時に崩落することが多いため、土地所有者に対する啓蒙が必要です。

※浚渫：河川などの水深を確保するため、水底をさらって堆積した土砂などを取り除くこと。

※樋門：堤防を横切ってつくられた水を導く水路で、通常は住宅地側の排水や洪水の時には河川から水路への逆流を防ぐためのゲートが設置された施設

※治山施設：山地の荒廃を復旧や、山地の荒廃を未然に防ぐために設置される人工的な施設や構造物

※砂防ダム：土砂災害を防止するため溪流に設置され、土砂を貯めることを目的とする施設

### 基本的な考え方と指標

○治水対策のための河川環境整備と洪水時の早期情報提供を国・道に要望します。河川の親水機能※を考慮した良好な河川環境の保全や自然生態系に配慮し、国・道と連携しながら河川整備・改修を進めて自然災害を未然に防ぐ強い河川づくりに努めます。また、住民、地域、行政が連携して、魚道設置による生態系の保全及び河川の一斉清掃などの啓蒙・各種ワークショップを通じた総合学習など治水・環境に対する住民意識の向上を図ります。

○自然生態系に配慮した治山対策を進め、自然災害を未然に防ぐため、危険箇所の把握・大雨時の巡回を行っています。

| 指標名    | 計画策定時 |        | 前期実績(H30) | 中期(H34)   | 後期(H38)   |
|--------|-------|--------|-----------|-----------|-----------|
| 河川改修延長 | H26   | 129 km | 130129 km | 131130 km | 132131 km |

※親水機能：水や川に触れることで水や川に対する親しみを深める機能

## 施策

| 施策の区分      |                                         | 施策の内容                                                                                                                                                   |
|------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)治水対策の推進 | ①国・道と連携した治水対策の推進<br>【建設G】               | 河川管理者である国・道との連携を強化して、速やかな初動体制の確立を図ります。内水被害※の実態を踏まえて排水路・作業ヤード※→釜場※などの河川整備を国・道に要望します。                                                                     |
|            | ②内水排除用排水ポンプ※の維持管理<br>【建設G】              | 町が管理する各樋門等の常時電源の増設と排水ポンプの適切な点検・補修を実施します。排水ポンプ等の老朽化対策による計画的な更新も随時行います。                                                                                   |
|            | ③河川情報施設整備の拡充<br>【建設G】                   | 河川監視用カメラの設置及び冠水地区の水位観測所の設置要望を国・道に行い、早期情報による迅速な体制確保に努めます。                                                                                                |
| (2)河川整備    | ①親水性※豊かな網走川河川整備の推進<br>【建設G】             | 親水性※豊かで安全な河川緑地の活用を推進するとともに、住民のニーズにあう利活用方法について検討します。                                                                                                     |
|            | ②駒生川河川改修事業の推進<br>【建設G】                  | 安全な流下の確保のため、改修事業の促進と生態系保全に配慮した整備要望を道に行います。                                                                                                              |
|            | ③河川の浚渫等<br>【建設G】                        | 安全に流下させることができる河道掘削及び阻害となる樹木伐採を国・道に要望して、連携しながら河川管理を進めます。また、浚渫土の利用を図り、処分費の軽減を図ります。                                                                        |
|            | ④国・道と連携した河川環境の保全の推進<br>【建設G】            | <p>国・道とともに河畔林の維持や河川緑地の増進を図る緑化等、良好な河川環境の整備に努めます。</p> <p>また、地域・住民の参加協力により、魚道の設置、河川の一斉清掃、各種ワークショップなどを行い、河川美化やゴミ投棄防止などへの意識の啓蒙を図り、地域と一体となった河川環境保全を推進します。</p> |
|            | ⑤国・道管理区間における河川整備計画と連携した河川整備の推進<br>【建設G】 | 地域住民、関係機関と連携・協働し、洪水等による災害の発生の防止、機能の維持、河川環境の整備と保全などに対して、効果的な要望を行います。                                                                                     |

|            |                                    |                                                        |
|------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| (3)治山対策の推進 | ①自然災害等による山腹の復旧・砂防ダム等の設置<br>【耕地林務G】 | 災害発生時には山腹の復旧及び砂防ダムを設置し、対応していきます。                       |
|            | ②災害未然防止のための状況調査等の継続<br>【耕地林務G】     | 危険箇所及び砂防ダムの定期点検・維持管理を行います。                             |
|            | ③危険箇所等への指導・対応方法の検討<br>【耕地林務G】      | 町内の危険箇所や林地開発による崩落危険箇所等の調査を行い、診断結果に基づき、土地所有者に対し指導を行います。 |

※内水被害：豪雨時に堤防より住宅地側に雨水がたまって氾濫することを内水氾濫といい、これにより家屋や耕地が浸水する被害を内水被害という。

※作業ヤード：作業場、施工場所

※釜場：内水排除用に樋門付近に設置された水中ポンプの設置箇所

※内水排除用排水ポンプ：商業用電源及び非常用発電機を電源とする排水のための水中ポンプ

※親水性：水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることができる度合い。

## 4-4 住みやすく美しい市街地機能の向上

### 現状と課題

#### [土地利用]

昭和40年度から実施している地籍調査※の精度を高めるため、平成23年度から取り組んできた地籍の数値情報化事業が進み信頼性が確保されてきましたが、辺長・地籍更正※などが随時生じており、その対応が求められています。

限られた土地を守り、有効活用を図るため、適正かつ合理的な土地利用の確保に努めています。快適な生活環境や暮らしやすい地域づくりを進めるには、引き続き計画的な土地利用を進めることが必要となります。

#### [市街地整備]

町の都市計画では、都市計画区域※2,500haのうち、用途地域※が756,747haあります。商業地域・住居地域・工業地域等区分区域により、良好な住環境やまちづくりの基盤を設定していますが、社会情勢や住民のニーズなどから、宅地造成などの市街地整備については、都市計画区域内の用途地域以外の用途の色塗りをしていない、土地の資産価値が用途地域より低い白地地域※に進められており用途地域区域外へ、にじみ出し※がみられます。現在まで現状追認型の用途指定でしたが、集約的都市機能向上のため、更にコンパクトシティ※の推進が図られるよう白地地域の開発行為を見直しすることで都市計画用途地域の見直しを予定していますが、人口減少などの問題から実施しましたが、都市計画法上での規制がかかりにより、大幅な変更が困難な状況です。また、用途地域の縮小・変更は土地の流動を阻害し、経済活動・資産価値にも影響を及ぼす側面もあり、慎重に検討していくことが必要です。準防火地域については、延焼の危険性等を評価した上で指定区域の適正化を図り、市街地の防災性能を維持することが必要です。

市街地再整備は、単なるハード整備（公共施設整備）だけではなく、ソフト施策※と併せて町・商工会議所・住民等で合意のうえ進めることが必要です。

#### [都市景観]

現在、都市計画区域内は建築基準法による規制と商業地域、工業地域、住居地域等の区域設定をすることで景観の形成と保全に努めています。今後は、地域の特色を生かした美観ならでの景観と調和したまちなみの形成に向けて住民と協働で景観行政団体※移行を視野に入れた取り組みを進めることが必要です。

#### [ユニバーサルデザイン※]

町が管理している公営住宅のうち、町営団地で148戸(旭102戸・美富46戸)、道営住宅で30戸(新町)、借上59戸の計237戸が能力や障がいのレベルにかかわらず、すべての人々が利用しやすいユニバーサルデザインとなっています。また、旭団地・新町道営団地は、高齢者・障がい者への生活支援等を目的として生活援助員を配置しています。

公共施設の建設時には、玄関スロープ・手すりなどユニバーサルデザインとして進めています。町の道路形態などから、公共施設等への道順がわかりにくい部分があります。案内誘導看板など誰にでもわかりやすいデザインを取り入れるなど表示方法にもユニバーサルデザインを積極的に導入していくことが必要です。

※地籍調査：市町村が主体となり、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し境界の位置と面積を測量する調査

※辺長・地籍更正：辺長は、土地の境界の辺の長さ。地籍更正は、土地登記面積の変更及び修正のこと。

※都市計画区域：都市計画法により都市施設計画や土地利用の規制の対象とされる区域

※用途地域：住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、一般的には12種類あるが、本町は10種類で指定。用途地域が指定されると、それぞれの用途に応じて、建てられる建物の種類が決められる。

※白地地域：土地利用規制や行為規制などの規制の全くない地域のこと。都市計画区域内においては、用途地域指定のない土地をさす。

※にじみ出し：都市計画的土地利用において、市街地外の規制の無い地域に住宅等が拡散すること。

※コンパクトシティ：町の中心部に住宅や公共施設、商業施設などさまざまな機能を集約し、コンパクトな規模に市街地を収める都市形態。

※ソフト施策：市街地再生における各種調査や社会実験、民間協働事業等のソフト事業の活用

※景観行政団体：景観法により定義される景観行政を司る行政機構。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることが出来る。景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じる。

※ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

## 基本的な考え方と指標

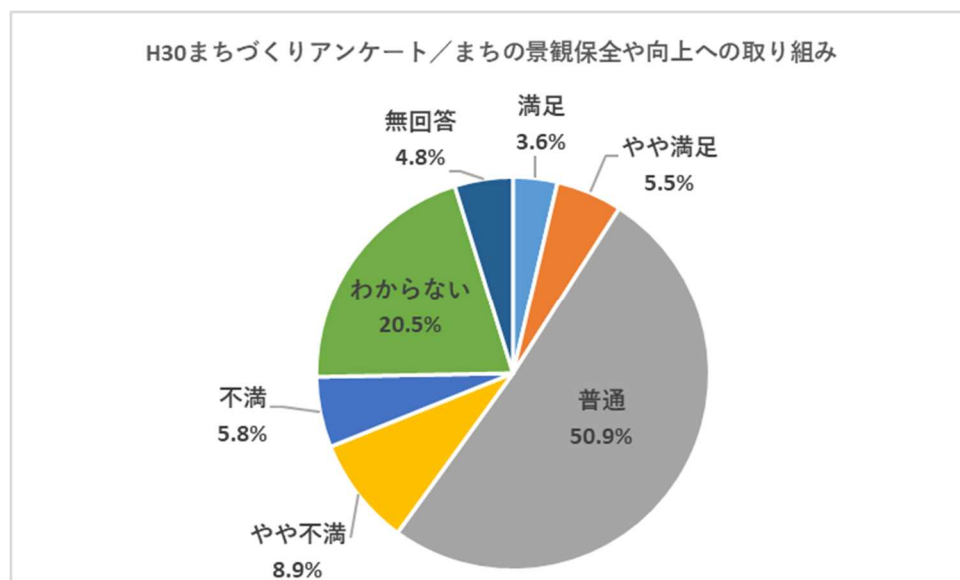
○これまでに実施した地籍事業の実施結果により、地籍・地番図などの成果の信頼性の確保・適正化に努め、計画的な土地利用の促進を図ります。

○国土法※に基づき、適正かつ合理的な土地利用の確保を図り、限りある土地を次代へと引き継ぎます。

○人口減少や少子高齢化が進む中で、快適で安心・安全な都市機能を高めるため、にぎわいを創出する都市施設の配置や集約的都市機能の向上に向けて、適時に用途地域の見直しを図りながら、計画的な土地利用の促進を図ります。

○地域や各団体の理解と協力を頂きながら、景観形成と保全を図るため、環境美化の向上に取り組み、景観に対する意識を高めることで、郷土愛のある美幌ならではのグランドデザイン※の形成を目指します。

○すべての人が安全に安心して、簡単かつ快適に利用できるように考え方に基づいて、公共施設等が誰にでもわかりやすい道路・公園などに案内誘導看板等の表示の検討を行い、地域に暮らす人及び町外の方にもわかりやすいユニバーサルデザインの導入を推進します。



| 指標名                     | 計画策定時 |     | 前期実績(H30) | 中期(H34) | 後期(H38) |
|-------------------------|-------|-----|-----------|---------|---------|
| ユニバーサルデザインによる案内誘導看板設置件数 | H26   | 0 件 | 30 件      | 69 件    | 9 件     |

※国土法：国土利用計画法。重要な資源である国土を、総合的かつ計画的に利用するために必要とされる規定をおく法律

※ランドデザイン：長期にわたって遂行される市街地や農村の景観の形成

## 施策

| 施策の区分             |                                  | 施策の内容                                                                                                                                              |
|-------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)計画的な土地利用の推進    | ①地籍の信頼性の確保<br>【建設G】              | 地籍数値情報化事業※等により土地台帳や地籍・地番図などの地籍管理や適正化を行い、信頼性の確保に努めます。                                                                                               |
| (2)適正な土地利用の確保     | ①利用区分に応じた計画的な土地利用の推進<br>【財務G】    | 都市区域、農業区域、森林区域、自然保全区域の利用区分に応じた土地利用を推進します。<br><br>国土法に基づき、適正かつ合理的な土地利用の確保を図ります。                                                                     |
| (3)市街地における土地利用の推進 | ①都市計画区域における土地利用の見直し策定<br>【建設G】   | 健康で文化的な都市生活を確保するため、都市計画マスタープラン※を見直しして、都市基盤を活用した土地利用、交通体系、公園緑地等の基本的な方針を示し推進して行きます。市街地の土地利用動向等を踏まえて適宜用途地域の見直しを行い、コンパクトシティの推進が図られるよう無秩序な開発行為の防止に努めます。 |
|                   | ②市街地における緑化及びバリアフリー※化の推進<br>【建設G】 | 都市における緑地の保全、緑化を推進しつつ、緑化推進計画と公園及び緑地等の整備計画（緑の基本計画）との整合を図りながら公園及び緑地等の整備計画（緑の基本計画※）を策定し、バリアフリー※化（ユニバーサルデザイン）の推進や地域拠点となる緑地の整備を行います。                     |
| (4)市街地の再整備        | ①市街地再開発可能性の調査検討<br>【建設G】         | 人口減少や市街地の空洞化等における都市計画マスタープランなどの関連計画を勘案し、地域の特色を生かしたにぎわいの創出や市街地の整備検討を行います。                                                                           |
|                   | ②景観に調和したまちなみの整備<br>【建設G】         | 市街地整備と併せた検討を進め、景観行政団体も視野に入れた取組を進めます。                                                                                                               |

|                      |                                            |                                                          |
|----------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
|                      |                                            | す。                                                       |
| (5)市街地の保全            | ①環境保全のためのまちなみの維持<br>【建設G】                  | 街路樹の落ち葉やビリ砂利の清掃、街路樹の剪定等、地域のマンパワーを生かしながら取組を推進します。         |
| (6)誰もが利用しやすい施設・設備づくり | ①ユニバーサルデザインによる環境整備の普及・促進<br>【建設G】<br>【建築G】 | 施設の更新・新設時にユニバーサルデザインの導入を行います。                            |
|                      | ②わかりやすい案内誘導看板等の設置<br>【建設G】                 | 公共施設を連絡する路線などに、誰にでもわかりやすい案内誘導等の設置などを行い、ユニバーサルデザインを推進します。 |

※地籍数値情報化事業：市町村が実施した地籍調査終了後の土地の所有者等の情報や境界点等の情報を電磁化（コンピュータ化）する事業

※都市計画マスタープラン：長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を明らかにする基本計画

※バリアフリー：障がい者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物および状態

※緑の基本計画：都市公園の整備方針、そして特別緑地保全地区の緑地の保全や、緑化地域における緑化の推進に関する事項など、都市計画制度に基づく施策と、公共公益施設の緑化、緑地協定、住民参加による緑化活動等都市計画制度によらない施策や取り組みを体系的に位置付けた緑のオープンスペースに関する総合的な計画

## 関連する計画

| 計画の名称        | 計画期間          |
|--------------|---------------|
| 都市計画マスタープラン  | 平成２２年度～平成４０年度 |
| 第２期美幌町地域福祉計画 | 平成２７年度～平成３１年度 |
| 美幌町緑の基本計画    | 平成２９年度～平成３８年度 |

## 4-5 公園、緑地の整備

### 現状と課題

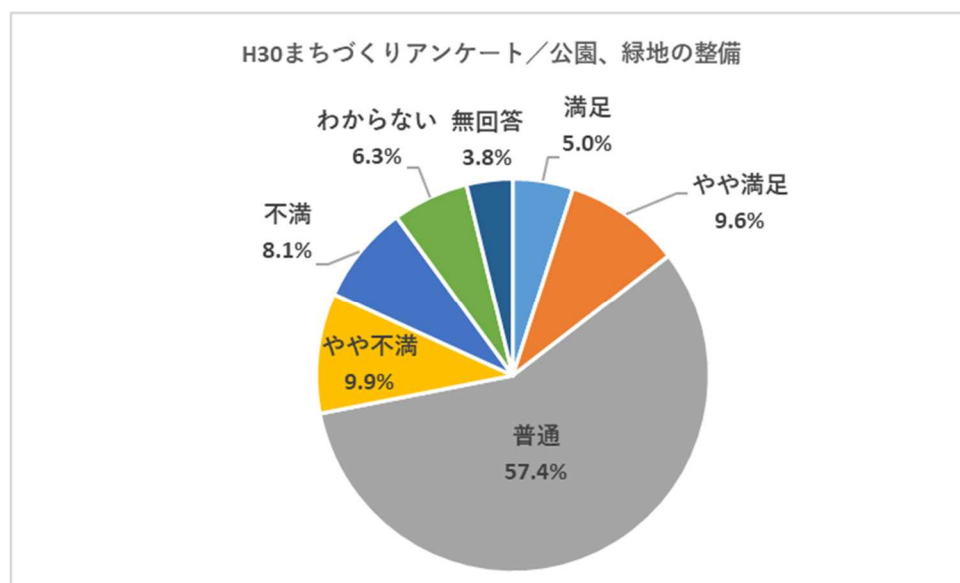
〔公園、緑地〕

町内の都市計画決定公園※は、全部で23箇所あり、「街区公園」（小規模で身近に設置）、「近隣公園」（大きな面積で数自治会に一つ程度）、「運動公園」（柏が丘公園）「緑地」（網走川河畔公園など）が設置されており、本町の一人当たりの公園面積は、全道平均をはるかに上回っております。供用開始から年数が経過し、施設・遊具の老朽化に対する方策や安全対策された遊具の更新及び近年の住民ニーズにあう公園の再整備が課題となっています。

※都市計画決定公園：都市計画法では、国、都道府県及び市町村が都市計画の内容や影響の範囲に応じて適切な役割分担のもとに都市計画を決定した公園で、23ヶ所が都市計画決定公園

### 基本的な考え方と指標

○住民ニーズにあう公園・緑地等の再配置整備の検討や老朽化した公園施設等の更新・修繕など適切な維持管理に努め、住民憩いの場として、多くの人々が集い楽しめる空間づくりを進めます。



| 指標名    | 計画策定時 |         | 前期実績 (H30) | 中期 (H34) | 後期 (H38) |
|--------|-------|---------|------------|----------|----------|
| 都市公園面積 | H26   | 93.45ha | 94ha       | 94ha     | 94ha     |

### 施策

| 施策の区分            |                           | 施策の内容                     |
|------------------|---------------------------|---------------------------|
| (1)公園や緑地の整備、維持管理 | ①網走川河川緑地整備計画の見直し<br>【建設G】 | 国の河川整備計画※と整合を図り、見直しを進めます。 |
|                  | ②①公園施設の計画的な更新             | 公園長寿命化計画※を策定しに基づ          |

|  |                                |                                                          |
|--|--------------------------------|----------------------------------------------------------|
|  | 【建設G】                          | き、老朽化施設の更新を行い、安全基準に沿った整備を行うとともに住民ニーズにあった再整備→再配置の検討を進めます。 |
|  | ④②地域の声を取り入れた公園引当地※の活用<br>【建設G】 | 公園引当地※について、地域の声を取り入れて、多目的な有効利用法の検討を行います。                 |
|  | ④③公園の美化活動の推進<br>【建設G】          | 自治会・ボランティアによる住民参加型の活動を推進します。                             |

※国の河川整備計画：国の河川整備基本方針に基づき、地方公共団体や地域住民の意見を反映し、概ね20～30年の間に実施する河川工事と河川の維持の両面にわたる河川の整備計画

※公園長寿命化計画：公園施設を長期的かつ継続的に使用するため、遊具などの更新や、安全性や機能性を確保するための維持管理を計画的に実施するための計画

※公園引当地：「北海道の開発行為指定基準」により、民間事業者が市街地で3,000㎡以上の宅地造成等を行なう際、面積の3%を公園用地として地方自治体に寄附しなければならないことと規定されている。

## 関連する計画

| 計画の名称      | 計画期間          |
|------------|---------------|
| 公園施設長寿命化計画 | 平成27年度～平成37年度 |

## 4－6 住宅環境の整備

### 現状と課題

町内には、町営住宅で8団地・69棟・736戸、借上公住で8団地・8棟・59戸の計16団地・77棟・795戸があり、その他に2団地・5棟・84戸の道営住宅の管理委託を受けております。町営住宅の建築年別では、昭和50年度～昭和59年度で44棟/272戸(美英・美園・仲町・三橋)、昭和60年度～昭和62年度で9棟/168戸(三橋・南)、平成元年度～平成8年度で10棟/194戸(南・美富)、平成16年度～平成21年度で6棟102戸(旭)となっており、特に昭和に建設された住棟につきましては、屋根・給排水衛生設備等の経年劣化により修繕が必要となっており、住棟毎あるいは戸別毎に対応しているのが現状であります。

また公営住宅については、入居者の世帯構成の変化に応じた適正な間取りの住宅への転居は難しく、調整が図られていない状況にあります。

平成24年度～平成26年度には4団地・21棟・420戸を対象に、灯油集中供給設備<sup>\*</sup>設置工事を実施し、あわせて平成26年度からは、既存団地の駐車スペースの不陸<sup>\*</sup>・排水・駐車区画の拡張整備等を実施し、入居者の利便性の向上を目的として実施しております。

今後も、安全で良好な住環境の維持、向上を図るためには、長寿命化計画において維持保全とした団地では、計画修繕を予定していないものの、必要に応じ適宜、補修、保全を行いながら、民間住宅の耐震化の促進、増加が懸念される空家の適正管理を進める必要があります。

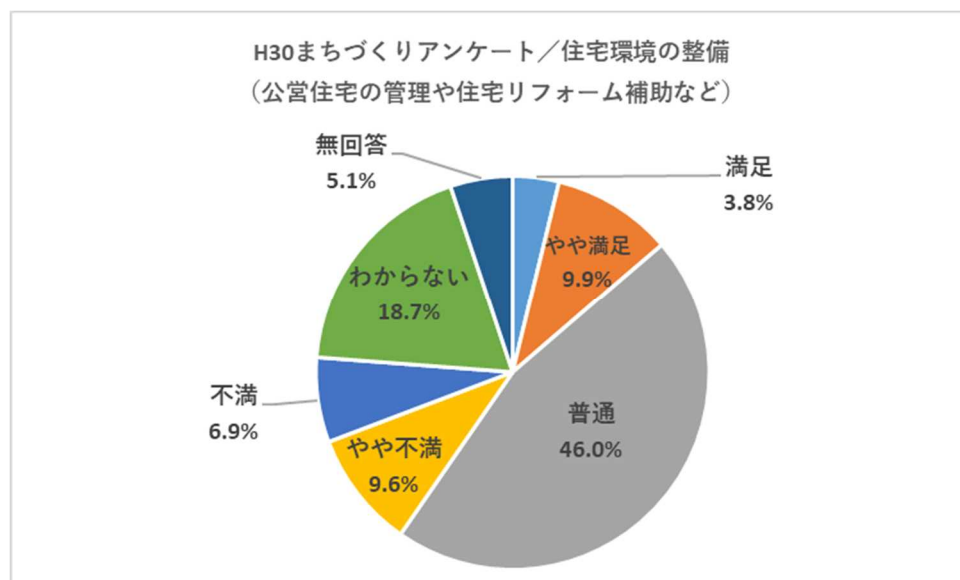
※灯油集中供給設備：灯油を各住戸に自動供給する設備

※不陸：水たまりになるへこみや盛り上がりなど

### 基本的な考え方と指標

○公営住宅は、住宅セーフティネットとして重要な役割を担っていることから、良好な住宅ストック<sup>\*</sup>の確保と有効活用を図ることとし、あわせて長寿命化<sup>\*</sup>を図りライフサイクルコスト<sup>\*</sup>の縮減に努めます。とともに、民間住宅の耐震化を推進します。

○全国的にも空家は、今後も増加傾向にある空き家の所有者に対するため、発生抑制や有効活用を推進させ、危険な空家の所有者には助言や指導をの実施し、生活環境の保全に努めます。



| 指標名                      | 計画策定時 |                     | 前期実績(H30)             | 中期(H34)   | 後期(H38)   |
|--------------------------|-------|---------------------|-----------------------|-----------|-----------|
| 公営住宅の長寿命化率               | H27   | 18.8%<br>420戸(480戸) | <del>23.6</del> 20.0% | 32.220.0% | 38.427.6% |
| 北海道空き家情報バンクへの登録件数(累計)※新規 | H30   | 1件                  | —                     | 5件        | 9件        |
| 管理不全な空家等の解消実績数(累計)※新規    | H30   | —                   | —                     | 8件        | 8件        |

※住宅ストック：現在も存在している既存の住宅

※長寿命化：適切に維持管理を行い、建物を長持ちさせること。

※ライフサイクルコスト：製品や構造物を製造して廃棄するまでにかかるすべての費用

## 施策

| 施策の区分           |                                 | 施策の内容                                                                                       |
|-----------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)公営住宅の整備      | ①良質な住宅ストックの形成<br>【建築G】<br>※新規   | 住生活基本計画・公営住宅長寿命化計画に沿って、住宅需要を反映した良質な住宅ストック確保と調和を図ります。                                        |
|                 | ②長寿命化とライフサイクルコストの縮減<br>【建築G】    | 良好な住宅ストックの確保と有効活用、適切な維持管理と耐久性の向上を図ります。住宅セーフティネットとしての良好な公共賃貸住宅ストックの有効活用、適切な維持管理と耐久性の向上を図ります。 |
| (2)民間住宅・宅地整備の推進 | ④住宅の将来需要の予測<br>【建築G】            | 平成28年度の住生活基本計画※策定に際し、アンケート調査等を実施し、将来の住宅需要を見込みます。                                            |
|                 | ①住宅リフォーム制度の充実支援と耐震改修促進<br>【建築G】 | 住宅リフォーム促進事業は、利用者、事業者などからも継続要望が寄せられていることから、今後の需要予測も含めてアンケート調査等を実施し、あわせて                      |

|          |                                                                          |                                                                                                                                                |
|----------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |                                                                          | <p>制度内容の充実を図ります。</p> <p>また、あわせて耐震診断改修促進を図るための情報提供と補助支援を行います。</p>                                                                               |
| (3)空き家対策 | <p>①空き家の実態把握空家等に関する施策の総合的かつ計画的な実施</p> <p>【建築G】【まちづくりG】</p> <p>①～③を統合</p> | <p>関係団体及び関係部局と連携を図り、適切に管理されていない老朽家屋等の把握を行います。所有者に対し周知、啓発及び空家の管理に対する意識醸成に努め、老朽空家等の把握を行いながら、北海道空き家情報バンクの活用や、利活用又は危険空家等の取り壊しに対する助成制度の検討を行います。</p> |
|          | <p>②空き家所有者への指導・助言</p> <p>【建築G】</p>                                       | <p>国が示すガイドライン(指針)を基に、保安上、衛生上、生活環境上など適切な管理がなされていない空き家所有者への指導・助言を実施します。</p>                                                                      |
|          | <p>③空き家及び廃屋解消に向けた対応</p> <p>【まちづくりG】</p>                                  | <p>放置された危険な家屋等の取り壊しや、空き家の利活用に対する助成制度導入の検討を行います。</p>                                                                                            |

※住生活基本計画：美幌町の地域特性に配慮した住宅施策の展開を示す計画

## 関連する計画

| 計画の名称          | 計画期間          |
|----------------|---------------|
| 美幌町住生活基本計画     | 2017年度～2027年度 |
| 美幌町公営住宅長寿命化計画  | 2017年度～2027年度 |
| 美幌町耐震改修促進計画    | 平成29年度～平成33年度 |
| 美幌町空家等対策計画（予定） | 平成31年度～平成39年度 |

## 4－7 上下水道の整備

### 現状と課題

#### [上水道]

美幌町の水源は藻琴山の麓に位置し、日並牧場内を經由して水源の管理をしているところですが、無人であることから危機管理対策として部外者の侵入を監視するシステムが必要です。

水道事業は水道料金による独立採算方式で運営されており、給水人口の減少に伴い給水収益が少なくなる中、水道施設の老朽化に伴う更新事業需要が増大しております。また、重要なライフライン※として地震等災害時において必要最低限の水の供給が可能となるよう施設の耐震化や重要給水施設※への給水を確保する必要があります。

#### [下水道]

下水道事業は、町の発展に伴う生活水準の向上等による公共用水域※の汚濁の解決策として、昭和 48 年 6 月に事業に着手し、昭和 56 年 10 月には下水終末処理場の一部が運転を開始しました。平成 26~~29~~年度末には、予定処理区域 827.1~~820.4~~ha に対し、整備区域は 689.5~~689.3~~ha、人口普及率で 91.0~~91.1~~%となり、事業は順調に進捗しています。このため、下水道ストック※も増大しており、全国的な傾向と同様に、維持管理・改築への投資の増大、人口減少による使用料収入の減少も相まって、下水道経営に大きな影響を与えることが懸念されます。

個別排水処理事業※は、平成 9 年度より下水道計画区域外を対象として、水洗化のため計画的に導入が進められています。

※ライフライン：日常生活を送る上で必須の諸設備を指す。電気・ガス・水道・通信・交通など。

※重要給水施設：災害時に優先して給水が必要となる、災害拠点病院、病床を持つ医療機関、規模の大きな避難所

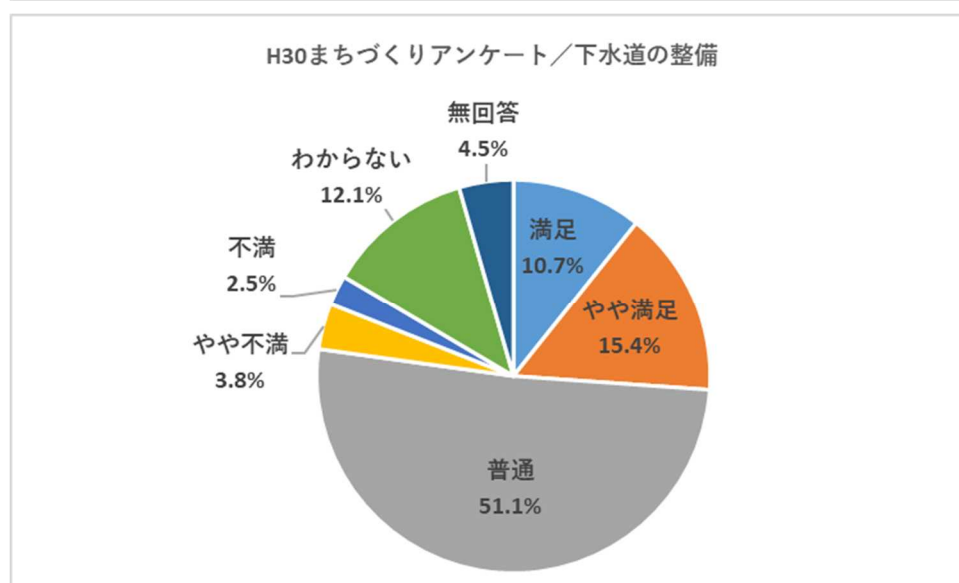
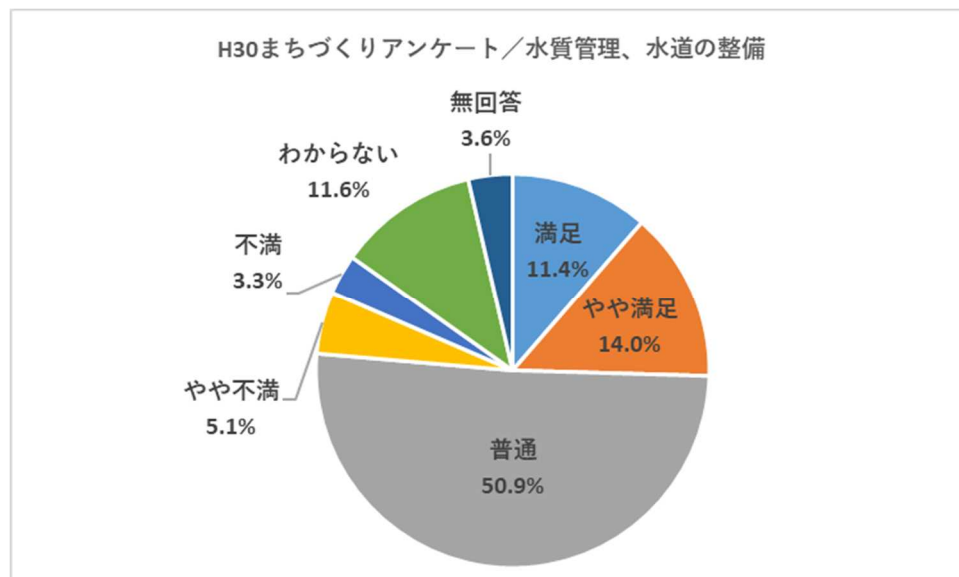
※公共用水域：水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のことをいう。下水を処理する終末処理場を有する下水道は、公共用水域に含まれない。

※下水道ストック：下水道の終末処理場施設及び下水道管路

※個別排水処理事業：農村地域等の公共下水道区域外において、水洗化を実施するため合併浄化槽を設置する事業

### 基本的な考え方と指標

- 水質検査計画に基づく定期検査で合格した安全な水を供給するとともに、事務・事業の効率化により経費縮減に努め、給水収益の安定確保により経営基盤強化を図っていきます。
- 将来的に安定給水を確保するため老朽施設の耐震化や水道管路の更新を、財政状況を考慮しながら計画的に進めていきます。
- 家庭や事業所の汚水を適切に排除して快適な生活環境を確保するとともに、河川等の水質保全に努めていきます。下水道整備区域外においては、合併処理浄化槽※の設置促進により生活環境の改善と公衆衛生の向上を図り、生活排水による水質汚濁を防止します。さらに水洗化の促進や施設管理・運営の効率化を図り、健全な下水道経営を進め安定した処理体制の充実と生活排水やし尿の適切な処理に努め、効率的な維持管理を進めていきます。また、浸水被害※を防止し、快適で安全な環境づくりを図るため、雨水排水施設の整備を進めていきます。
- 下水道経営は、下水道の管理に要する費用を下水道使用料と一般会計からの繰入金で賄うこととされており、持続的に安定した下水道サービスを提供していくために、経営の現状把握を行うとともに、将来の見通しを明らかにし、経営基盤の強化へ取り組んでいきます。



| 指標名                          | 計画策定時 |       | 前期実績 (H30) | 中期 (H34)  | 後期 (H38)  |
|------------------------------|-------|-------|------------|-----------|-----------|
| 水道有収率※                       | H26 末 | 92.2% | 93.85.3%   | 93%       | 93%       |
| 生活排水施設の普及率<br>(下水道、個別排水処理施設) | H26   | 97.2% | 97.496.9%  | 97.598.2% | 97.699.5% |

※合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽

※浸水被害：大雨により、住宅等の建物が水につかったり、水が入り込むこと。

※水道有収率：配水量に占める料金徴収の対象となった水量の割合

## 施策

| 施策の区分     |                     | 施策の内容                               |
|-----------|---------------------|-------------------------------------|
| (1)水資源の確保 | ①安定的な水道の供給<br>【水道G】 | 安定した取水※を確保できるよう週 1 回の流量測定を行います。     |
|           | ②水源の管理対策<br>【水道G】   | 水源池の危機管理対策として部外者の侵入を監視するシステムの導入を検討し |

|                 |                                       |                                                                                                              |
|-----------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 |                                       | ます。                                                                                                          |
|                 | ③水源涵養林※の維持管理<br>【水道G】                 | 水源涵養林※の機能確保のため、の適正な維持管理関係機関との情報共有及び協議を行います。                                                                  |
| (2)水道の整備        | ①水道施設の計画的な更新<br>【水道G】                 | 耐震化計画に基づいた施設耐震化と老朽施設の計画的更新を進めます。                                                                             |
|                 | ②水道管路の計画的な整備<br>【水道G】                 | 導水管、送水管、配水管※など基幹管路の耐震化と老朽配水管の計画的更新を進めます。                                                                     |
|                 | ③水道利用の普及啓蒙<br>【水道G】                   | 町民に対して水道週間やイベント、広報、HPを利用して安全安心を訴え水道利用の促進を図ります。                                                               |
|                 | ④水道未普及地域対策<br>【水道G】                   | 地域からの相談・要望や実情及び公営企業としての経営状況など総合的な判断に基づき水道未普及地域対策を進めます。                                                       |
| (3)水道事業の推進      | ①効率化等による経営改善<br>【水道G】                 | 料金収納、開閉栓など業務委託の検討と、量水器収納筐設置※の推進による事務事業の効率化とコスト縮減を図ります。                                                       |
| (4)下水道事業の継続性の確保 | ①全体計画、事業計画の変更<br>【建設G】                | 地域の実績値を用いた推計など、地域特性を踏まえた評価を実施し、長期的な視点に立った計画的な更新計画の構築が必要であり、施設の長寿命化や雨水処理対策の推進のため、計画の見直しと事業期間の延伸を行い事業の継続を図ります。 |
|                 | ②下水終末処理場の運転管理<br>道施設の適切な維持管理<br>【建設G】 | 管きよの適正な管理により、道路陥没事故を未然に防止します。また、下水道の機能を適正に維持するために、持続的で安定した水質処理を継続した運転管理を推進し、適正な処理による公共水域の水質保全を図ります。          |
|                 | ③下水道施設の老朽化等に伴う改築・更新事業<br>【建設G】        | 長寿命化計画に沿って更新を行い処理施設及び管路の更新を進め下水処理の質的向上と維持管理コストの軽減を図ります。                                                      |
|                 | ④異常気象に対応する処理の推進<br>【建設G】              | 排水処理能力の検証を行い、雨水排水処理対策の推進を図ります。                                                                               |
| (5)下水道事業の推進     | ①下水道経営の健全化<br>【建設G】                   | 維持管理を適正に行い、安心して利用するため、長期的な収支バランスを見通                                                                          |

|                      |                                              |                                                                                                                                                    |
|----------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      |                                              | した下水道経営計画の検討、中期経営計画の策定、人口減少等による地域の実情を踏まえた事業計画の立案、使用料金の適正化、維持管理費の効率化と質的向上、公営企業、経営基盤強化へ取り組み、限られた財源をより有効に活用する仕組みの中で、長期的・効率的に安定した事業経営を努めます。            |
| (6)合併処理浄化槽の設置促進と維持管理 | ①個別排水処理施設整備計画に基づく計画的な整備<br>【建設G】             | 未整備状況、要望等を踏まえて整備計画を随時見直し、下水道区域外居住者に対する水洗化を促進します。                                                                                                   |
|                      | ②個別排水処理施設の適切な維持管理と経営健全化<br>【建設G】             | 普及戸数の増加により維持管理費が増加していることから負担の適正化を検討して行きます。また、人口減少による空き屋や離農での使用停止に係る取扱いに関する基準を策定します。                                                                |
| (7)汚泥処理の推進           | ①下水汚泥の資源有効利用の研究の継続<br>【建設G】                  | 下水終末処理場から発生する汚泥の減量化に努めるとともに、有効利用の研究を継続します。 <del>及びし尿・浄化槽汚泥と混合し、汚泥消化の際に発生する消化ガスをボイラー用燃料として有効利用し、電力利用の効率化を図り、CO<sub>2</sub>等の温室効果ガス排出の抑制に努めます。</del> |
|                      | ②し尿・合併浄化槽汚泥の受入の継続<br>【建設G】<br>4-7-(7)-①に統合する | <del>し尿・浄化槽汚泥*</del> の受入を継続し、下水汚泥と混合し、汚泥消化の際に発生する消化ガスをボイラー用燃料として有効利用し、電力利用の効率化を図り、CO <sub>2</sub> 等の温室効果ガス排出の抑制に努めます。                              |

※取水：河川などから水を取り入れること。

※水源涵養林：雨水を吸収して水源を保ち、河川の流量を調節するための森林

※導水管、送水管、配水管：導水管とは、水源から浄水場まで水を送る管。送水管とは、浄水場から配水池まで水を送る管。配水管とは配水池から市街地まで水を送る管

※量水器収納筐設置：水道使用量を測定するメーター器を収める円形の筒で、土を掘り返すこと無くメーター器の交換が可能となる。

※し尿・浄化槽汚泥：し尿は、便所から汲み取った大小便。浄化槽汚泥は、浄化槽の沈殿分離槽や微生物で分解する槽のゴミや堆積汚泥や合併浄化槽の余剰汚泥をさす。

## 関連する計画

| 計画の名称          | 計画期間          |
|----------------|---------------|
| 美幌町水道事業基本計画    | 平成30年度～平成39年度 |
| 個別排水処理施設整備事業3期 | 平成29年度～平成31年度 |

|                |                     |
|----------------|---------------------|
| 美幌町下水道施設長寿命化計画 | 平成 2 5 年度～平成 3 2 年度 |
| 美幌町下水道基本計画     | 昭和 4 8 年度～平成 3 2 年度 |

※~~美幌町水道ビジョン~~：美幌町水道事業の 10 年後の将来像を目標設定とし、平成 2 1 年 2 月に策定した水道事業基本計画

## 5 夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり

### 5-1 幼稚園、学校教育の充実

#### 現状と課題

##### [幼稚園]

町内の幼稚園教育は、私立幼稚園2園※が担っており、日々の園での生活や集団の一遊びを通して、社会性や自立性を育てるための幼児教育が展開されています。平成30年度に全て「子ども・子育て支援新制度」に移行しましたが、引き続き幼稚園における教育内容の充実を図り、児童支援グループと連携しながら、小学校との連携のための取り組みを促進することが必要です。幼児期と小学校の円滑な接続については、より一層重要となることから、要保護児童対策地域協議会や、支援が必要となる児童情報の共有が図られるよう、発達支援センター・幼稚園・保育園との連携が必要です。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしていますが、新制度に移行されない場合でも、引き続き幼稚園における教育内容の充実を図り、就園の機会を確保するため、私立幼稚園に対する支援や保護者負担の軽減にも配慮していくことが必要です。

##### [小中学校]

学校教育の充実のために、学習指導要領※の「生きる力」を育むという理念のもと、各学校においては、児童生徒に「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」のバランスの取れた「知育・徳育・体育」を身に付けさせるため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するとともに、「学校・家庭・地域」の三者が、それぞれの役割を認識し、連携・協力を果たすことが求められています。

また、小中学校の教育環境の充実については、平成24年度に美幌中学校が旧美幌高等学校に移転し、平成25年度には福豊小学校が旭小学校へ統合により閉校しました。今後も人口減少、少子化による児童・生徒数の減少が予想されることから、一定の学校規模を確保しながら適正配置を進める必要があります。

学校施設や設備、備品等については、老朽化や教育環境の変化に応じた対応が重要であることから、引き続き、緊急性や必要性を勘案した計画的な修繕、更新を図る必要があります。

また、学習指導要領※の改訂やICT教育※に対応した教育環境の整備・充実に努めています。

教育内容の充実としては、地域資源を活用した授業の実施や地域住民の参画による「ひらかれた学校」の実現に努めています。今後も基礎・基本を大切にした「確かな学力」を身に付けさせること、総合的な学習の時間※や体験的な活動により「豊かな心」を育成すること、食育や運動を通じて「健やかな体」を養うことが必要です。また、特別支援教育※の推進にあっては障がいのある児童・生徒の状況を的確に把握し、そのニーズに応じた適切な教育の推進に努める必要があります。

学校給食センターについては、経年劣化している調理器具やボイラー、洗浄機等の機械設備を年次的に更新し、安心・安全かつ安定的な給食の提供に努め、充実に図られており、今後は、建物本体（屋根、壁）の改修を行う必要があり、行っていく必要があります。

##### [高等学校]

平成23年度に普通科と農業科が併設された新たな美幌高校が開校し、学校の特色を生かした

教育活動が実施され、毎年、国公立大学をはじめ道内外私立大学への進学や高い就職率を誇るなど優秀な生徒を輩出しています。

また、日本農業クラブ全国大会等において輝かしい成績を収める一方で、「美幌豚醤油まるまんま」の開発など、町の活性化にも大きく貢献しています。

道内では、少子化に伴い生徒数が減少しており、公立高等学校の規模や配置の適正化の取り組みが進められています。町内においても同様に児童・生徒数の増加が見込まれないことから、多様な教育機会の充実と今後も生徒が安心して地元の高等学校に進学できるよう、高校と一緒にあった生徒確保の取り組みを進める必要があります。

※私立幼稚園 2 園：美幌町内の私立幼稚園である美幌大谷幼稚園、美幌藤幼稚園の 2 園

※学習指導要領：それぞれの学校で行われる教科の指導内容について、文部科学省が詳細に定めている基準

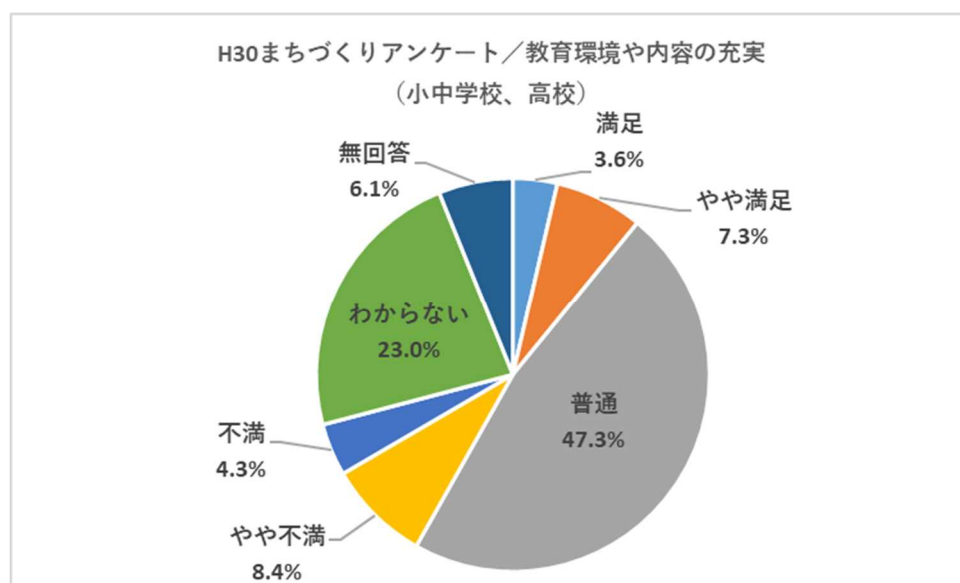
※ICT教育：ITとはInformation Technologyの略。パソコン等のIT(情報技術)の利用・活用方法を教育の一環として取り入れた教育、または、ITを駆使した教育コンピューターやインターネットなどの情報通信技術 (Information and Communication Technology) を活用した学校教育のこと

※総合的な学習の時間：教科の枠を超えた学習の時間。単に知識を覚えるのではなく、自ら学び、考え、問題解決能力を身につけることを目的としている。

※特別支援教育：障がいのある児童生徒に対して、その 1 人 1 人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服できるよう、必要な支援を行う教育

## 基本的な考え方と指標

- 学校、家庭、地域が連携して子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成するなど、調和のとれた教育環境づくりを推進します。
- 学校施設や設備の適切な管理や更新を図り、子どもたちの学習環境を整備します。
- 学校生活や学習のために特別な支援を必要とする子どもたちに対し、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の推進を図ります。
- 高等学校への進学を希望する生徒が地元の学校で学ぶことができるよう、間口確保のための取り組みを進めます。



| 指標名                             | 計画策定時 |       | 前期実績 (H30)           | 中期 (H34) | 後期 (H38) |
|---------------------------------|-------|-------|----------------------|----------|----------|
| 町内中学校卒業者の<br>美幌高等学校への入学割合       | H27   | 47.8% | 50 <del>40.8</del> % | 55%      | 60%      |
| 小学校における町独自の<br>少人数学級の編制・教員配置充足率 | H27   | 100%  | 100%                 | 100%     | 100%     |

## 施策

| 施策の区分           |                                            | 施策の内容                                                                                                                                                                   |
|-----------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)幼稚園の充実       | ①就園に対する支援<br>【学校教育G】                       | <p>就園の機会を確保するため、私立幼稚園就園奨励費補助事業*の充実により、家庭の所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減を図り、幼児教育の推進に努めます。</p> <p>私立幼稚園就園奨励費補助制度を継続し、新たに該当となる幼稚園がある場合は、家庭の所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減を図り、幼児教育の推進に努めます。</p> |
|                 | ②教材、研修に対する支援<br>【学校教育G】                    | <p>私立幼稚園振興補助事業*の充実を図り、教職員の研修費及び園児の教材費の一部を補助することにより、幼児教育の振興に努めます。</p> <p>私立幼稚園振興補助制度を継続し、新たに該当となる幼稚園がある場合は、教職員の研修費及び園児の教材費の一部を補助することにより、幼児教育の振興に努めます。</p>                |
|                 | ③小学校教育との連携・接続の強化<br>【学校教育G】【児童支援 G】<br>※新規 | <p>幼児期から小学校への円滑な接続ができるよう幼稚園との連携を強化します。</p>                                                                                                                              |
| (2)小中学校の教育環境の充実 | ①学校施設や備品、教材等の整備充実<br>【学校教育G】               | <p>教育環境の充実を図るため、学校施設、設備及び備品等について、計画的な更新を図ります。</p>                                                                                                                       |
|                 | ②教育用コンピュータなど I C T 教育環境*の整備充実<br>【学校教育G】   | <p>年次的な更新計画に基づき教育用コンピュータ等の整備を図るとともに、学校のニーズを取り入れた新たな I C T 教育環境*（タブレット、電子黒板等）の整備、充実に努めます。</p>                                                                            |
|                 | ③就学に対する支援<br>【学校教育G】                       | <p>経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な援助を行います。</p>                                                                                                                    |
| (3)小中学校の教育内     | ①地域資源（自然、環境、                               | 水泳、スキー、スケートの体育科にお                                                                                                                                                       |

|      |                                         |                                                                                                                           |
|------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 容の充実 | 人)を活用した学校教育の充実<br>【学校教育G】               | いて、各競技団体からの外部講師によるグループでの個別指導を行い、効果的な授業内容の充実を図ります。<br><br>また、博物館学芸員との連携による体験授業や「総合的な学習の時間」における児童生徒の興味関心に基づいた課題解決型の授業を進めます。 |
|      | ②体験型の学習によるふるさと教育※やキャリア教育※の充実<br>【学校教育G】 | 自然体験や産業体験、インターンシップ※によるふるさと教育※やキャリア教育※の促進を図ります。<br><br>外部講師※を活用した土曜授業（土曜日の開催）の検討をします。                                      |
|      | ③国際理解教育※の充実<br>【学校教育G】                  | 小学校の外国語活動や中学校の英語の授業に英語指導助手（ALT）※を派遣し、国際理解教育※の充実とコミュニケーション能力の育成を図ります。                                                      |
|      | ④地域と一体となった学校づくりの推進<br>【学校教育G】           | P T Aや学校評議員※などからの幅広い意見や評価を活用しながら学校運営に取り組むとともに、「おもしろ科学の祭典※」など地域住民の協力を得た事業の展開を通して開かれた学校づくりに努めます。                            |
|      | ⑤学校給食センターの充実<br>【学校給食G】                 | 平成25年度より、機械・器具の年次的更新を行っておりが終了し、今後ともは、建物本体（厨房内床・壁等）及び冷却塔の改修を行い、給食センターの維持・充実に努めます。                                          |
|      | ⑥教育相談や生徒指導の充実<br>【学校教育G】                | いじめや不登校、生徒指導上の課題を抱えている児童生徒に対応するため、教育相談室に2名の相談員を配置し、学校・家庭・地域や関係機関と連携し、悩みや課題を解決できるよう教育相談体制の充実を図ります。                         |
|      | ⑦教職員の資質・指導力の向上<br>【学校教育G】               | 教職員の資質と指導力向上のため、授業公開実践交流を通じた授業改善と教材研究を推進するとともに、網走地方教育研修センター※や道立教育研究所※などの各種研修会への参加体制の充実を                                   |

|                  |                                      |                                                                                                                                                                 |
|------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  |                                      | 図ります。                                                                                                                                                           |
|                  | ⑧特別支援教育の充実<br>【学校教育G】                | 障がいに応じた指導が図られるよう、的確な対象児童生徒の把握に努めるとともに、特別支援学級や通常学級に在籍し特別な支援が必要な児童生徒の学校生活を支援するため、介助員を配置し教育環境の充実を図ります。                                                             |
|                  | ⑨少人数学級の推進<br>【学校教育G】                 | よりきめ細かな学習指導の環境を整えることを目的に全ての小学校の全学年で35人学級を推進します。<br><br>また、教育支援員の配置により習熟度別学習※を実施することで、学力の向上を図ります。                                                                |
| (4)小中学校における食育の推進 | ①小中学校における食育の推進<br>【学校教育G】<br>【学校給食G】 | 日頃の給食指導や栄養教諭を活用した正しい食に関する知識と望ましい食習慣を身に付けさせる取り組みや関係機関との連携による地産地消などの取り組みを進めます。                                                                                    |
| (5)高等学校教育の充実     | ①間口確保や教育施設・設備の充実<br>【学校教育G】          | 多様な教育機会の充実を図るため、継続して道教委に対する間口確保や教育施設・設備の充実を要請する取り組みを進めます。<br><br>また、中学校教諭へ美幌高校の特色や魅力を理解してもらう取り組みや卒業後の就職まで、町ぐるみで美幌高校を育てる環境づくりのため、ソフト・ハード両面に対する町としての支援の在り方を検討します。 |

※私立幼稚園就園奨励費補助事業：私立幼稚園に就園する園児の保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の一層の振興を図るため、私立幼稚園の入園料・保育料の一部を助成する事業

※私立幼稚園振興補助事業：私立幼稚園の教職員研修費や園児の教材費の一部を助成する事業

※ICT教育環境：ICTとは Information and Communications Technology の略で IT とほぼ同義の意味を持つ。小・中学校等における教育用及び校務用のパソコン、電子黒板等の設備

※ふるさと教育：児童生徒が郷土の自然や人間、社会、文化、産業等と触れ合う機会を充実させ、ふるさとのよさの発見、ふるさとへの愛着心の醸成、ふるさとに生きる意欲の喚起を目指すもの。

※キャリア教育：社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度、意欲を形成・向上させるための教育

※インターンシップ：学生が在学中に自らの学習内容や将来の進路などに関連した就業体験を行うこと。

※外部講師：ある分野の知識や経験、技術の豊富な人や、子どもたちとは違った文化背景を持つ人を指す。

※英語指導助手（ALT）：Assistant Language Teacher の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人を指す。

- ※国際理解教育：世界の諸国民が国を超えて理解し合い、互いに人間として尊敬と信頼をもって協力し、世界の平和を実現することを理念とした教育
- ※学校評議員：学校運営に関して、学外の保護者や地域住民などの多様な意見を幅広く校長が聞くことで、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進する制度
- ※おもしろ科学の祭典：町民約 60 名による実行委員会が主催する科学実験の大会。「科学」を通して子どもと大人がふれあい、自然科学の素晴らしさや不思議さ、楽しさを体験できる。
- ※網走地方教育研修センター：オホーツク総合振興局管内の市町村が共同して行なう教職員の研修並びに研修に関する調査研究を実施する機関
- ※道立教育研究所：北海道が設置する教職員の研修並びに教育に関する研究を実施する機関
- ※習熟度別学習：教科の習熟度に応じて児童・生徒をグループ分けし、それぞれに合わせて指導を行うこと。また、その形をとる授業。

## 5－2 生涯学習の充実

### 現状と課題

#### [生涯学習]

さまざまな機関、団体により講座や研修などの教育活動が行われているほか、町民が主体的に取り組む文化活動などが生涯学習活動として活発に行われています。

生涯学習の情報については、町広報やホームページ等を通じて広く提供するように努めていますが、各施設の利用実態に即した情報提供が行われていない状況にあります。

人材活用については、地域人材の情報収集を行い、リストを作成する中で、新たな人材を確保するとともに、より活用しやすいシステムの構築に取り組んでいます。また、町民が、学習活動等で得た知識や技術をまちづくりの中で活かし、「生きがい」と「やりがい」につながる活動となることを目指しています。

また、町民の意見を施策に反映させていくことも重要なことから、社会教育委員※の会議の充実を図っています。

町内には、生涯学習、社会教育の拠点としてのマナビティーセンターのほか、町民会館や図書館・博物館などが設置されています。マナビティーセンターの利用状況は高いですが、主に団体やサークル活動などの利用に限られるため、より多くの町民に向けた利用促進も必要です。

町民会館第1大ホール「びほーる」は文化芸術鑑賞や活動発表の場として多くの町民に利用されています。旧町民会館側の老朽化等に伴う改築計画も進められており、今後は、びほーる利用の利便性も含めてより利用しやすく親しまれる施設づくりを進めていくことが必要です。**老朽化した町民会館側の改築により、びほーるとの利便性の向上が図られたことから、管内大会や全道大会を誘致することにより様々な利用方法を町民に提供し、利用率の向上を図ります。**

町民の自主的、自発的な学習を支援するためには、現在、各事業を担当するグループごとに企画・実施されている事業を、それぞれの目的を尊重しながら、より多くの町民の学習活動推進のため連携、協力することが必要なことから、マナビティーセンターにおいては、子どもから高齢者までを対象に数多くの講座や教室を開催し、町民の学習活動のきっかけづくりを行っています。

また、団体・サークルの主体的な教育活動を支援することにより、活動の成果が地域に活かされるなどの広がりを見せています。地域の子ども会活動等が衰退している現状の中で、町民が主体的に地域の子どもたちの学習活動に関わる取り組みは重要であり、継続した支援が必要です。

#### [図書館]

公立図書館については、資料や情報の提供など住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、利用者の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営が求められています。

**また、平成30年度から町内小中学校5校に巡回司書を派遣し、学校図書館の管理をバーコードによる図書管理システムに移行するための支援を行っています。**

現在の図書館には14万冊を超える蔵書がありますが、現在の書架での対応では限界にきており、旧美幌中学校等などへ分散保管している状況です。また、昭和54年のオープン**開館**以来**36-39**年を経過する中**し**、全体的に老朽化が進んでおり、書架の照明についても照度不足の状況です。図書館利用者の駐輪場及び駐車場不足も大きな課題となっており、図書館全体の施設整備が課題**必要**となっています。

## [博物館]

郷土の自然や歴史、美術等の資料や情報等を有する博物館を、学校授業の中で活用したいという依頼を受け対応しています。一番専門的に精通した学芸員が主に対応するものの、人員が限られているため、授業における先生と学芸員の役割分担のあり方など整理していく必要があります。

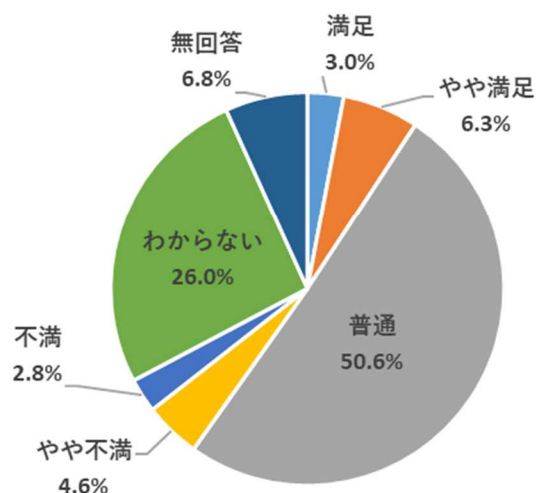
平成19年度から旧農業館の展示改修を継続的に実施するとともに、第1展示室の部分展示改修を進めています。平成21年度に美術展示室が、平成22年度には「講座室」を持つ第2展示室がリニューアルオープンしました。今後も、時代に即した情報発信を進め、機能の充実を図ることが必要です。

※社会教育委員：社会教育法に基づき設置。委員は13名。教育委員会に対して社会教育に関する助言を行う役割のほか、社会教育に関する計画を立案するなどの役割を担う。

## 基本的な考え方と指標

- 子育て支援事業や保健事業との連携による子育て情報の提供や家庭教育への支援、家庭・学校・地域の連携を含めた事業の推進などを通して「生涯学習の基礎づくり」に努めます。
- 「いつでも、どこでも、だれでも」が学習できる場と機会の拡充に努め、参加しやすい環境の整備を図り、学習相談を継続するとともに、学習の成果を地域に活かす取り組みを進めます。さらに、広報活動や各種事業の情報提供を充実させ、町民の利便性の向上を図ります。
- 社会教育関係団体の代表者や学識経験者からなる社会教育委員との情報交換や意見交換を充実させるとともに、直接的に事業の企画・運営を行う社会教育活動奨励員<sup>※</sup>とも連携・協力して、生涯学習推進体制の充実を図ります。
- 町民会館既存施設の老朽化に伴い、耐震化を含めた改築を行い、町民にとって使いやすく施設機能を十分に発揮できる施設づくりに努め、町民の利便性の向上・耐震化等を目的として改築した町民会館は、その施設機能を最大限に生かすとともに、びほーると連動した施設利用を提供するなど、利用方法の啓発に努め、利用率の向上を図ります。
- 町民の利便性を考慮した新たなＩＣチップ等<sup>※</sup>を活用したの活用とともに町内学校図書館のデータ共有を含めた図書管理システム<sup>※</sup>の導入を図るとともに、ゆとりスペースのある図書館建設に向け、検討していきます。
- 博物館の活動は今後も調査研究・資料収集・教育普及を継続するとともに、その活動内容の紹介、周知を図るため館のＰＲを積極的に進めます。周辺整備については、今後年次計画を持ち改修工事や時代に即した改良の検討を図ります。

H30まちづくりアンケート／サークル活動の情報や参加機会の提供



| 指標名               | 計画策定時 |           | 前期実績 (H30)                     | 中期 (H34)                       | 後期 (H38)                       |
|-------------------|-------|-----------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| マナビティーセンター登録サークル数 | H26   | 49 サークル   | 50 サークル                        | 52 サークル                        | 55 サークル                        |
| 町民会館利用率           | H26   | 42%       | 60%                            | 65%                            | 70%                            |
| 図書の貸出冊数           | H26   | 155,034 冊 | 140,000<br><del>163,000冊</del> | 140,000<br><del>165,000冊</del> | 140,000<br><del>170,000冊</del> |
| 教室・講座開催数 (博物館)    | H26   | 108 回     | 100 回                          | 100 回                          | 100 回                          |

※社会教育活動奨励員：地域における学習活動の推進者として教育委員会が任命。委員は30名。3部会に分かれ、部会ごとの特色を生かした事業の企画・運営を担う。

※ICチップ等：図書館で本を管理する上で必要な情報（データ）をICチップ（タグ）に保存して本に貼附するもの。

※図書管理システム：本のデータや、貸出、返却、予約、保存等ICチップにより一元管理できる電算システム

## 施策

| 施策の区分           |                                          | 施策の内容                                                                                                          |
|-----------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)生涯学習の推進体制の確立 | ①生涯学習事業の連携、協力<br>【社会教育G】                 | 各事業を担当するグループごとに企画・実施されている生涯学習事業を、それぞれの目的を尊重しながら、町民の生涯学習推進と捉えて連携、協力を努めます。社会教育関連施設ごとに必要とする専門職を適正に配置し、事業の推進を図ります。 |
|                 | ②施設の空き情報及びイベント情報、団体・サークル情報の提供<br>【社会教育G】 | 町ホームページを活用し、イベント情報を含め、町民会館（びほーる）の空き情報を提供します。また、マナビティーセンター登録サークル等の活動状況等の情報提供を充実させ、文化活動実践者の増加に努めます。              |

|                |                                 |                                                                                                                                                                   |
|----------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | ③地域人材の発掘、登録と活用促進<br>【社会教育G】     | 高齢者を含め、知識や技能をもつ人材を発掘し「教育資源リスト※」を充実させるとともに、データ管理による整備を行い、小中学校においての活用促進に努めます。                                                                                       |
|                | ④サークル活動への参加奨励及び機会の充実<br>【社会教育G】 | マナビティーセンター登録サークルの協力により、知識、技術の町民還元の一環として初心者教室や活動成果の発表等を開催し、サークル情報の提供とともに参加奨励と機会の充実を図ります。<br><br>社会教育各施設において絵画、陶芸や手工芸等の活動の成果を発表する場を提供し、サークル・団体の活動の活発化と交流機会の充実を図ります。 |
| (2)生涯学習関連施設の整備 | ①マナビティーセンター設備の整備<br>【社会教育G】     | オープン時に設置した陶芸窯や木工工作機械などの適切な利用と管理を継続するとともに、他の施設整備を含め、機能維持と安全確保のため、整備・修繕を計画的に行います。                                                                                   |
|                | ②町民会館のホール機能整備<br>【社会教育G】        | 文化ホール機能の維持及び多様化・高度化する利用者の要望に対応するため、年次的な舞台備品の整備・更新を行います。利用者の安全確保及び円滑な施設利用のため、舞台吊り物、音響・照明設備の年次的更新・修繕を行います。                                                          |
|                | ③町民会館改修の推進<br>【社会教育G】           | 多くの人が交流し使い勝手がよく、「びほーる」との連動性を図った機能的な施設として整備します。                                                                                                                    |
| (3)生涯学習活動の促進   | ①住民参画による生涯学習活動の充実<br>【社会教育G】    | 社会教育関係団体の代表者や学識経験者からなる社会教育委員の会議において、情報交換や意見交換を充実させるとともに、直接的に事業の企画・運営を行う社会教育活動奨励員とも連携・協力して、生涯学習活動の充実を図ります。                                                         |
|                | ②住民主体による生涯学習活動の奨励<br>【社会教育G】    | 自治会連合会青少年部会、女性部会及び青年活動を行う団体は、それぞれ関係機関と連携を図り、主体的な活動を行っています。各団体の実情に応じ、学習活                                                                                           |

|                    |                                             |                                                                                                                                                                               |
|--------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    |                                             | <p>動の指導、助言を行うとともに、適切な支援を継続します。</p>                                                                                                                                            |
|                    | <p>③学習情報提供の充実<br/>【社会教育G】</p>               | <p>生涯学習関連の団体やサークルの紹介、各種事業や教室・講座やイベントを広報に掲載し、さらに町ホームページにも公開していますが、これらをより一層充実させるとともに、ホームページからの申込書等の印刷やメールによる申込受付など利便性向上を図ります。</p>                                               |
|                    | <p>④学習相談の継続、整備<br/>【社会教育G】</p>              | <p>団体・サークルの結成や、学習施設、講座、講師、指導者等の学習に関する相談については、継続して、窓口や電話等による相談を受け付け、学習相談機能の充実を図ります。</p>                                                                                        |
|                    | <p>⑤情報化に対応した学習<br/>機会の充実<br/>【社会教育G】</p>    | <p>初心者向けパソコン講座を、引き続き美幌高等学校の協力を得て、連携して実施するとともに、毎年開催の可能性について検討するほか、講座終了者やパソコン愛好者などを中心としたサークル設立の働きかけを行います。</p>                                                                   |
| (4)図書館、読書活動の<br>充実 | <p>①図書館の増改築の検討<br/>【図書館G】</p>               | <p>現図書館は、築後36・39年を経過し、経年劣化が著しく見られ、また、5万冊の収蔵施設として整備されましたが、現在、14万冊を超え、狭隘化が進んでいることから、公共施設等総合管理計画により、優先順位を勘案し検討を行います。</p>                                                         |
|                    | <p>②図書館における郷土図<br/>書資料の充実<br/>【図書館G】</p>    | <p>町広報や図書館だよりにより資料等の提供を呼びかけ収集し、新たな図書館建設に併せ、郷土資料室のスペースを確保しながら郷土資料の充実を図ります。</p>                                                                                                 |
|                    | <p>③図書館ボランティア※の<br/>育成及び活動支援<br/>【図書館G】</p> | <p>保育園や小学校での読み聞かせのほか、町の行事での読み聞かせの実施などに対する支援強化を図ります。</p> <p>図書館ボランティア※の活動及び、ボランティア会員の拡大に向けた支援体制の強化を図ります。</p> <p>図書館体験の日の実施により、小中高生の参加を呼びかけ、児童生徒が図書館に親しみ、社会参加する機会づくりを継続します。</p> |

|           |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | ④子どもの読書活動の推進、読書習慣の形成<br>【図書館G】 | <p>平成28年度から5ヶ年の第3次子どもの読書活動推進計画※を策定し、子ども達があらゆる機会とあらゆる場所に於いて、自主的に読書活動を行うことができるよう、学校や関係機関と連携し、発達段階に応じた読書活動を、家庭、学校、地域で積極的に推進します。</p> <p>また、平成16年度から取り組んでおります、「子ども未来絵本036事業※」としてブックスタート事業※をはじめ、平成24年度より実施のブックセカンド事業※について、子どもの成長過程に併せた読書習慣の形成に向け、ブックスタート・ブックセカンド・ブックサード事業を引き続き継続します。</p> |
| (5)博物館の充実 | ①学校教育との連携の充実<br>【博物館G】         | <p>小中学校の教諭と連携を図り体験授業の充実を図ります。</p> <p>教師向けの博物館の授業利用ガイドの充実を図ります。</p>                                                                                                                                                                                                                 |
|           | ②職員研修調査研究活動の充実<br>【博物館G】       | <p>学芸員の研修の充実を図ります。</p> <p>また、プチ工房※など、常時館内での工作体験等に対応できるよう研修等の充実を図ります。</p> <p>学会などの専門研修により、学芸員の専門性（自然、歴史、美術等）を高め、調査研究活動の充実を目指すとともに、その成果を体験活動や、展示活動などに活かします。</p>                                                                                                                      |
|           | ③博物館情報提供の充実<br>【博物館G】          | <p>町広報紙、博物館情報紙、博物館ホームページにおいて、博物館情報を提供します。また、一般観光雑誌等への情報提供を積極的に行っていきます。</p>                                                                                                                                                                                                         |
|           | ④博物館施設周辺の整備<br>【博物館G】          | <p>老朽化による施設及び設備等を年次的に改修・更新し、来館者の利便性を高めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                      |

※教育資源リスト：町内の文化・芸術、スポーツのほか、さまざまな分野におけるボランティア活動に協力可能な方々の人材リスト

※図書館ボランティア：町民に開かれた図書館を進めるため、図書館運営に関わる事業支援の他、廃本のシール貼り、絵本の清拭、図書館フェスティバルなどの事業支援を行う方。

※第3次子どもの読書活動推進計画：子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、読書に親しみ、読書習慣を身に付けるための計画

※子ども未来絵本036事業：ブックスタート事業（10ヶ月健診時・平成16年度から実施）、ブックセカンド事業（3歳児健診時・平成28年度から実施）、ブックサード事業（小学1年生・平成24年度から実施）として、読書習慣の形成と豊かな情操を育てるとともに、国語力の向上を図るため、保護者

に対し読書の重要性や必要性を伝え、0歳・3歳・6歳の子供たちに絵本をプレゼントしている事業

※ブックスタート事業：10ヶ月の乳幼児検診時に、保護者へ絵本を手渡し、乳幼児期からの読み聞かせの大切さや方法を伝える事業として、平成16年度から実施している事業

※ブックセカンド事業：小学校入学時に、絵本をプレゼントすることにより、子どもの読書活動推進を図るため、平成24年度から実施している事業

※プチ工房：毎月第2・3本曜日に毎回テーマを設け、指定の時間内で来館者が自分の都合に合わせ、自由に工作を行う事業

## 関連する計画

| 計画の名称              | 計画期間          |
|--------------------|---------------|
| 第7次美幌町社会教育中期計画     | 平成28年度～平成33年度 |
| 第3次美幌町子どもの読書活動推進計画 | 平成28年度～平成33年度 |

## 5－3 青少年の健全育成

### 現状と課題

行政が設置する美幌町青少年育成センター※と、青少年に関係する約50の機関・団体で構成されている美幌町青少年育成協議会※との連携・協力により、巡視活動をはじめ青少年の健全育成のためのさまざまな活動が円滑に行われており、中学校とも、合同で各種取組を行っています。

地域の大人たちが「青少年は地域から育む」、「大人が変われば子どもも変わる」の意識を持って活動に参加していますが、各種委員の高齢化、他団体役員との重複、後継者不足等により実働人員が制限されており、参加者の固定化（主に平日）による活動の停滞も懸念されています。また、青少年育成協議会の取り組みとして2,700人以上の登録者を擁する「子どもみまもり隊※」の活動のフォロー体制を整備し、さらに実効性のある取り組みとする必要があります。

青少年の健全育成と命を守る安全な環境づくりのため、家庭や学校、地域社会が一体となって取り組むことが今後も重要となります。

青少年を取り巻く社会の変革は大きく、少子高齢化に伴う地域とのつながりの希薄化や、それに伴う家庭内での孤立、大人の価値観の多様化、インターネット環境など著しい社会変化の中で、規範意識の低下やネット依存など、非社会的問題行動※も見受けられる状況にあります。「生きる力」を子どもたちに獲得させ、健全な成長を促すためには、時代に沿った取り組みを継続し、子どもの生活習慣、学習習慣の定着を含めた子どもの体験学習機会の充実を図ることが重要となっています。

また、家庭の孤立化が進んでいることから、家庭における教育を支援する取り組みも必要とされており、保護者の主体的な学習活動を支援していくために託児等を充実させ、安心して活動ができる環境づくりと、要求に沿った学習の提供が求められています。これらは、家庭・学校・地域が一体となって取り組むことが重要ですので、地域人材の把握と支援体制の整備が必要となっています。

※美幌町青少年育成センター：教育委員会が設置し、青少年育成指導員を中心に学校・家庭・地域と連携して、巡視活動や啓発活動を実施する青少年健全育成の中心施設

※美幌町青少年育成協議会：町内の約50の団体で組織。青少年のたくましい健やかな成長を願い、青少年の健全育成・非行防止と、町民総ぐるみ運動を推進

※子どもみまもり隊：美幌町青少年育成協議会が作成し、希望者に配布した缶バッジを着用して子どもたちに声かけを行う青少年健全育成のための啓発活動の取組

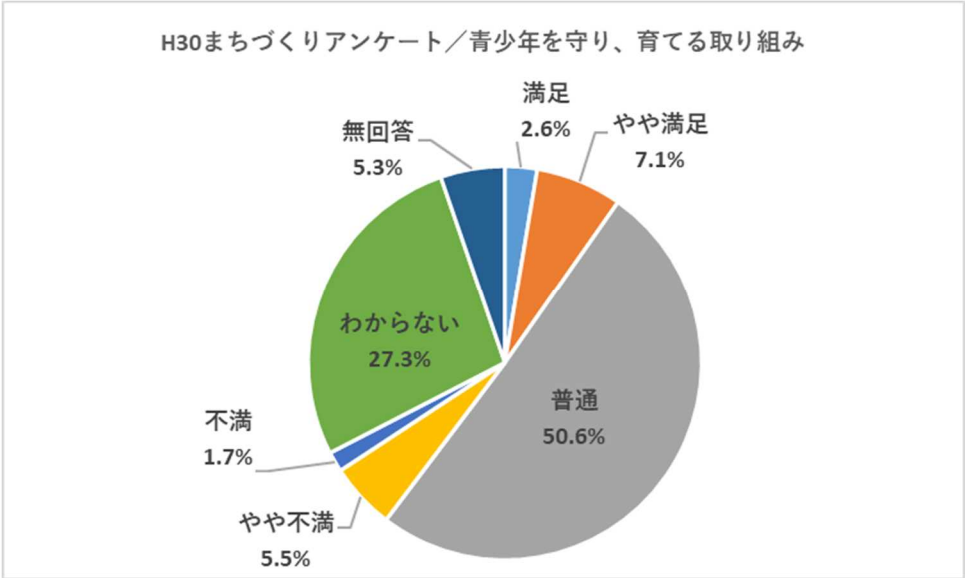
※非社会的問題行動：他人に迷惑を及ぼすことはないが、健全な成長からみて、その正常な発達を妨げる、極度の引きこもり、集団からの孤立、怠学や家出などの行為。

### 基本的な考え方と指標

○青少年問題協議会※の総合的な施策の審議を踏まえ、青少年対策の2本柱である、行政設置の美幌町青少年育成センターと青少年に関係する約50の機関・団体で構成されている美幌町青少年育成協議会の活動を支援するとともに連携・協力して、見守りや巡視活動をはじめ、各種啓発活動を実施し、青少年の健全育成の推進と非行化防止に取り組めます。

○青少年の健やかな成長のためには、家庭や地域社会の支えが必要となることから、家庭・学校・地域の連携をより深め、青少年の安全の確保と健全育成のための環境づくりを促進します。

- 「スマホ・ケータイ安全教室」等を開催するなど、必要な情報の提供や見守り活動協力者の掘り起こしのほか、教育相談室や青少年育成専門推進員の活用、自治会連合会青少年部など青少年育成団体の活動の支援を行い、「地域の子どもは地域で育てる」という視点で、青少年健全育成を町全体で進めます。



| 指標名           | 計画策定時 |       | 前期実績 (H30) | 中期 (H34) | 後期 (H38) |
|---------------|-------|-------|------------|----------|----------|
| 巡視活動参加者数      | H26   | 782 名 | 800750 名   | 820800 名 | 840800 名 |
| 家庭教育学級の保護者参加率 | H26   | 18%   | 20%        | 22%      | 24%      |

※青少年問題協議会：法に基づき、条例により設置。委員は町長含め12名。青少年健全育成の上位機関として総合的施策の審議や必要な関係機関との連絡調整、情報交換を行う。

施策

| 施策の区分                   |                                  | 施策の内容                                                                                                                                        |
|-------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 青少年の健全育成<br>推進体制の充実 | ① 青少年健全育成団体等との連携<br>【社会教育G】      | 青少年問題協議会をトップとし、青少年育成センターと青少年育成協議会が連携、協力して見守りや巡視活動のほか、啓発活動等を推進します。<br><br>関係部署との情報交換を密にし、青少年の健全育成に努め、連携を強化します。                                |
|                         | ② 子どもを守る安心安全な環境づくりの推進<br>【社会教育G】 | 見守り体制整備のため、子どもみまもり隊登録者への情報提供や協力依頼を推進するとともに、普段の生活の中での子どもを見守る目を増やすため新規登録を継続して呼びかけます。<br><br>地域安全パトロール隊リトルウィング※による巡視活動を継続し、各種祭事や登下校時の安心安全に努めます。 |

|               |                                   |                                                                                                            |
|---------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (2)青少年育成活動の充実 | ①生きる力を育む体験活動の充実<br>【社会教育G】        | 部局ごとに実施されている青少年対象の体験事業を、それぞれの目的を尊重しながら連携、協力を努めるとともに、あらゆる分野の協力と参画を得て、子どもたちの多様な体験機会を創出します。                   |
|               | ②コミュニティスクールの活動促進<br>【社会教育G】       | 町内3小学校を中心に形成された地域コミュニティにより、自主的に運営されているコミュニティスクール※事業を活用し、地域の子どもの地域で育む取り組み、青少年健全育成の取り組みを継続するとともに、人材の確保に努めます。 |
|               | ③ライフステージに対応した家庭教育学級の充実<br>【社会教育G】 | 家庭教育力の向上のため、子どもを持つ親の学習機会を提供し、心身ともに健やかな青少年の育成を図るための事業を推進し、乳幼児期からの望ましい生活習慣や家庭での学習の定着に関する啓蒙啓発を行います。           |

※地域安全パトロール隊リトルウイング：青少年育成協議会、民生児童委員協議会、警察署少年補導員、護老子及び青少年育成センターで組織し、連携して主に声かけ運動や巡視活動を行う。

※コミュニティスクール：「地域で学び、地域で育つ子どもの育成」を目的に各小学校に設置。地域の人たちの協力、支援により小学校区ごとに特色ある活動を実施

## 関連する計画

| 計画の名称          | 計画期間          |
|----------------|---------------|
| 第7次美幌町社会教育中期計画 | 平成28年度～平成33年度 |

## 5－4 芸術、文化の振興

### 現状と課題

#### [文化芸術活動]

本町には、文化・芸術活動を行っている団体・サークルが数多くありますが、活動が継続されているものの会員の高齢化や固定化が見られます。

町民会館「びほーる」が完成し、美幌町文化連盟加盟団体を中心に多くの団体・サークルの発表機会が増え、文化活動の幅が広がっています。さらに環境を整備し、幅広い年代が親しむことのできる活動を奨励していくことが必要です。

また、本町では、町内で活動する団体・個人による発表が、町内の各施設において活発に行われているほか、一流の出演者等を招へいしての演劇や音楽などの公演や演奏会などを開催し、芸術鑑賞機会の提供に努めています。

町民会館「びほーる」を核に、「中ホール」「小ホール」の持つ機能を生かしながら今後も、さらに文化芸術鑑賞の内容を充実させ、幅広い文化芸術に接する機会をより多く設けていくことが必要です。

#### [文化財]

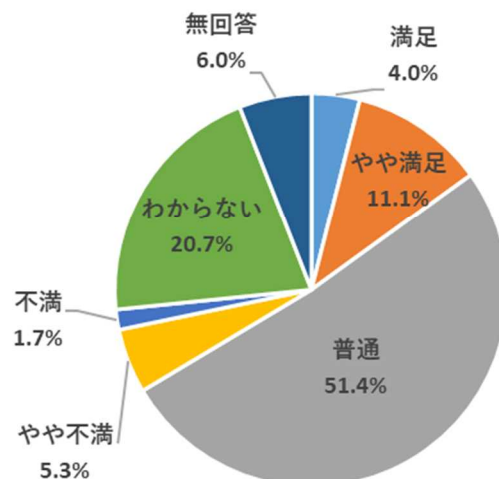
私たちは、過去の先人たちが残してくれたすぐれた文化を、しっかり受け継ぎ、後世につたえていく義務があります。美幌町では平成 11 年、美幌町指定文化財※として 4 件を指定し、その保護・啓蒙に努めています。また、埋蔵文化財発掘調査・遺物資料の整理、継続的な郷土資料の収集・保管等を通じ、先人たちの暮らしの足跡を記録していくとともに、その啓蒙普及活動を進めています。

※美幌町指定文化財：美幌町文化財保護条例に基づき、平成 11 年に指定を受けた 4 件の文化財（美幌小学校かしわの木、ベニバナヤマシャクヤク自生地、絵巻模様付礫、瑞治足柄奴）

### 基本的な考え方と指標

- 芸術や文化活動への意識を高めることは、心の豊かさと潤いをもたらし、活力あふれる地域づくりの基礎となるものです。
- 「びほーる」を文化活動の拠点として、幅広く多様な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、発表の場の充実を図り、町民の生活の質の向上や文化活動の充実・発展を目指します。また、芸術や文化活動団体への支援を継続します。さらには児童・生徒への芸術鑑賞や発表機会の提供も積極的に推進し、児童・生徒の豊かな感性を育むとともに、芸術文化に対する意識の向上を図ります。
- 博物館は、地域文化の情報や資料を保管して、次世代に伝えるための「地域文化の収蔵庫」です。このため多くの資料を記録して管理・保存していくことが求められていますが、旧美幌中学校への収蔵資料の一部移転に伴い、再度資料の整理を行い、ふるさとの生活用具・生業資料など、地域文化を伝える資料の収集・保管を今後も継続して実施します。
- 町指定文化財の保護・保全を図るため、関係機関、団体等との連絡を密にします。

H30まちづくりアンケート／文化活動や芸術鑑賞の取り組み



| 指標名        | 計画策定時 |      | 前期実績(H30) | 中期(H34) | 後期(H38) |
|------------|-------|------|-----------|---------|---------|
| びほーる開催の催事数 | H26   | 62 件 | 5058 件    | 70 件    | 75 件    |
| 保全対象文化財数   | H26   | 4 件  | 4 件       | 4 件     | 4 件     |

## 施策

| 施策の区分        |                                  | 施策の内容                                                                                                                                                |
|--------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)芸術文化活動の促進 | ①芸術や文化活動団体の育成、援助<br>【社会教育G】      | <p>町民会館の使用料を軽減することや発表会等での舞台運営等を通して、文化連盟及び単位団体の活動が充実し、活発化するよう支援を継続します。</p> <p>文化連盟との連携を強化し、芸術文化の発信に努め、単位団体数の拡大や一層の文化振興を図ります。</p>                      |
|              | ②サークル・団体の活動成果の発表と交流促進<br>【社会教育G】 | <p>びほーるの機能を十分に発揮させ、出演者等の要望に応えられるよう、主催者との連携を深め舞台運営を行います。</p> <p>芸術作品を創作する団体の発表機会としてギャラリー展示を充実させます。</p> <p>美幌町文化連盟との連携により文化祭を充実させ、文化団体の交流機会を拡充します。</p> |
|              | ③芸術鑑賞事業の内容充実<br>【社会教育G】          | <p>びほーるの機能を効果的に活用し、芸術文化鑑賞事業を充実させ、年間安定した回数一流の出演者等による鑑賞機会をつくれます。</p> <p>文化連盟主管事業※のほか、施設独自</p>                                                          |

|                    |                              |                                                                                                                                                               |
|--------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    |                              | の鑑賞事業の実施を目指し、柔軟な条件づくりを図ります。                                                                                                                                   |
|                    | ④町民主体による芸術鑑賞事業の奨励<br>【社会教育G】 | <p>美幌町芸術文化振興事業補助金※や町民会館の使用料を軽減することにより、町民主体の実行委員会等が実施する鑑賞事業を引き続き支援します。</p> <p>町内で活動している若い音楽関係者やアーティストが集う機会をつくり、若年層の主体的活動を支援するとともに、若者による若者向けの鑑賞事業の実施を促進します。</p> |
| (2)文化財や郷土資料等の保全、継承 | ①文化財の保全保護及び啓蒙活動<br>【博物館G】    | 町指定文化財のパトロールや新たな情報収集に努めます。また、併せて教育活動などを通じて啓蒙周知を図ります。                                                                                                          |
|                    | ②郷土資料の収集<br>【博物館G】           | <p>旧美幌中学校空き教室に移動した資料の整理保管を図ります。</p> <p>収蔵資料の保管状況や活用のあり方について検討し、後世に伝える作業を行うとともに、教育活動の場で有効に利用できるようにします。</p>                                                     |
|                    | ③地域文化伝承者※の発掘、調査<br>【博物館G】    | 様々な機会をとらえ、地域にいる先輩たちから地域文化の聞き取りを実施します。                                                                                                                         |

※文化連盟主管事業：芸術文化鑑賞事業等で、文化連盟が中心となって実行委員会を組織し、企画、運営を行う事業

※美幌町芸術文化振興事業補助金：芸術鑑賞あるいは指導者招聘による直接指導など、芸術文化の振興を目的とする公演等に対し、申請により町内の団体や実行委員会に交付する補助金

※地域文化伝承者：地域に伝わる文化・歴史・伝統等を記憶し伝えることのできる個人やグループ

## 関連する計画

| 計画の名称          | 計画期間          |
|----------------|---------------|
| 第7次美幌町社会教育中期計画 | 平成28年度～平成33年度 |

## 5-5 スポーツの振興

### 現状と課題

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた地域社会の形成や人々の心身の健全な発達に必要不可欠です。しかしながら、近年、運動する機会の減少により、子ども達の体力低下や運動不足による疾病等が懸念されています。

スポーツの普及振興には関係団体等との連携を図り、スポーツに親しむ環境づくりが必要です。

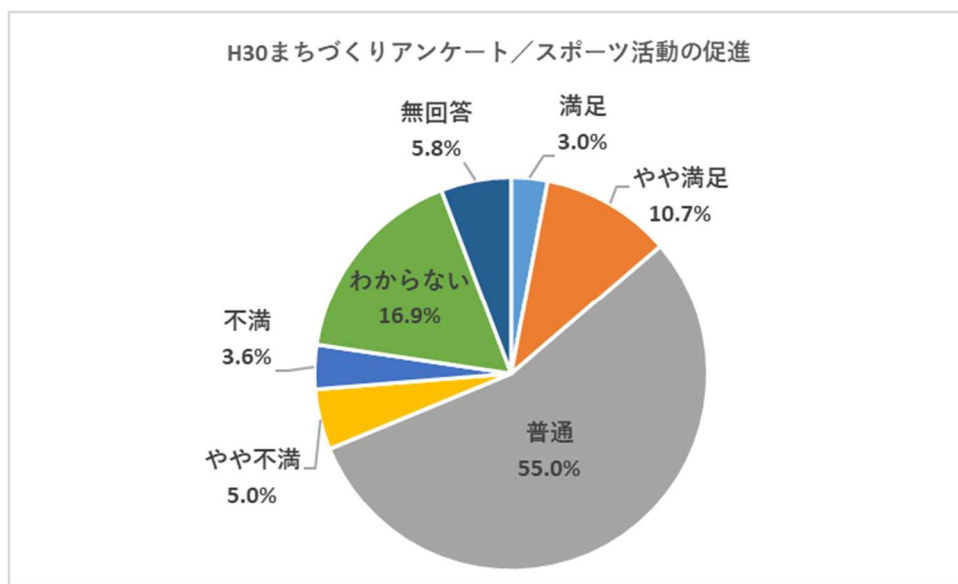
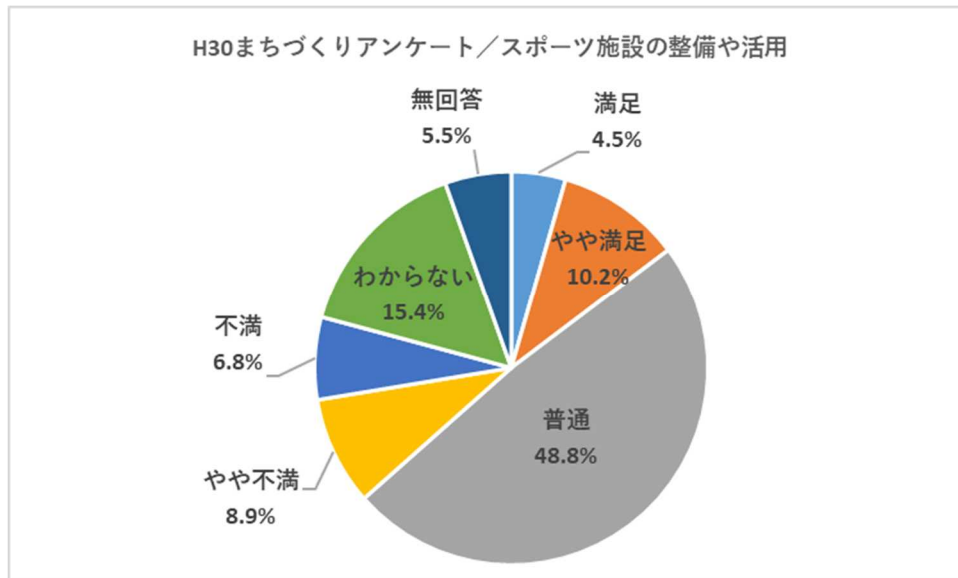
既存スポーツ施設の多くは老朽化が進み、利便性や安全性から改修や更新が必要であります。また、施設が限られていることから団体の利用調整等を行っており、新たな施設が求められています。既存スポーツ施設は老朽化や耐震補強が必要なことからスポーツセンターの耐震改修を行うとともに、新たに屋内多目的運動場の整備をすすめていきますが、今後もトレーニングセンターの耐震化なども重要な課題です。

各種教室や大会等、スポーツ団体の活動が活発に行われていますが、優秀な成績を収めています。一方で、団体によっては、活動を支える方の高齢化・会員減少等が指導者不足が課題であることから、今後も団体との連携を密に活動の奨励・促進指導者の育成と活動支援を推進していくことが必要であります。

国内トップアスリートチームのスポーツ合宿時において、少年団等へ交流を通じた指導によって技術力の向上が図られていますが、合宿可能な競技施設や宿泊施設が限られていることから、受入の増加に繋がらない受入の体制や宿泊・練習会場の調整などが課題となっています。

### 基本的な考え方と指標

- スポーツは、年齢に関わらず誰もが共に交流し合うことにより、地域コミュニティの活性化が図られます。そうした活動を継続するためには、体育関係団体と学校及び地域が連携・協力しながら、地域全体でリーダーや指導者等の人材育成に努めます。
- スポーツを通じ、心身の成長を促し活力を与え、健康保持や子ども達の体力向上と個性を伸ばし、トップレベルとして活躍できる人材を育成できるよう、地域特性に合わせた環境を整備します。
- スポーツ合宿等によるトップアスリートとの交流を通じ、夢と希望を持てる環境を築くと共に、誰もが、いきいきと安全に活動できるよう、老朽化した施設の更新整備等を計画的に進めます。



| 指標名         | 計画策定時 |          | 前期実績 (H30)                    | 中期 (H34) | 後期 (H38) |
|-------------|-------|----------|-------------------------------|----------|----------|
| スポーツ施設の利用者数 | H26   | 71,987 人 | 50,000<br><del>70,000 人</del> | 70,000 人 | 70,000 人 |

## 施策

| 施策の区分        |                        | 施策の内容                                                                        |
|--------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| (1)生涯スポーツの振興 | ①スポーツ振興の充実<br>【スポ振G】   | 町主催の各種教室のほか、体育協会、総合型地域スポーツクラブ※の支援によるスポーツ活動や教室の開催などにより、誰もがスポーツを楽しめる環境を充実させます。 |
|              | ②スポーツ推進計画の策定<br>【スポ振G】 | 本町が目指すべきスポーツ振興の方向性を明確にすべく、地域住民の参画による計画を策定します。                                |

|                 |                                       |                                                                                                                                     |
|-----------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | ③体力向上の取り組み<br>【スポ振G】                  | 町民アンケート調査では運動する町民の割合は少なく、また、子どもの体力低下も懸念されていることから、 <b>成人の運動実施率や子どもの体力向上のため、スポーツ団体等とのネットワーク連携協力</b> を図り、運動の <b>機会の提供</b> 及び指導を充実させます。 |
| (2)スポーツ施設の整備、活用 | ①既存施設の耐震化<br>【スポ振G】                   | 耐震化及び老朽化に伴う改修について、公共施設等総合管理計画により優先順位を勘案し検討を行います。<br><b>既存施設の耐震化を早期にすすめ施設の長寿命化に努めます。</b>                                             |
|                 | ②多目的ドーム <b>屋内多目的運動場</b> の整備<br>【スポ振G】 | 冬期間でも運動が出来る室内多目的施設※の <b>屋外競技の活動が可能な屋内多目的運動場※</b> の整備について、複合利用も含め検討します。 <b>充実を図ります。</b>                                              |
|                 | ③パークゴルフ場整備の推進<br>【スポ振G】               | 健康保持と体力増進を推進し、世代間交流等レクリエーション的な目的や競技性を満たすため、既存の網走川河畔公園パークゴルフ場を充実整備します。                                                               |
|                 | ④③クロスカントリーコース整備<br>【スポ振G】             | クロスカントリーコース整備のための圧雪車導入及び夜間照明の拡充を行い、 <b>により、クロスカントリーコースの整備充実を図り</b> 選手の育成及び町民の健康保持と体力増進を図ります。                                        |
|                 | ⑤④既存施設の維持及び更新<br>【スポ振G】               | 施設の改修等については、要望、陳情等を踏まえ、施設の充実を図ります。                                                                                                  |
| (3)スポーツ活動の促進    | ①指導者の確保、育成、研修機会の充実<br>【スポ振G】          | 講習会や研修を通じて指導者間の連携を密にし、次世代の指導者の育成を図ります。                                                                                              |
|                 | ②競技スポーツの技術力向上<br>【スポ振G】               | 地元出身者などのアスリートによる指導を通じ、スポーツに対する意欲を高め、技術力の向上に繋がります。                                                                                   |
|                 | ③スポーツ合宿の誘致促進<br>【スポ振G】                | 体育関係団体、また、オホーツク管内の市町村で構成する「オホーツク・スポーツ合宿誘致に係る地域連絡協議会※」との連携により、誘致活動の促進を図ります。                                                          |

※総合型地域スポーツクラブ：びほろスポーツクラブ Beet（ビート）のこと。誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツ活動に参加できる環境活動を目指し、H22年3月に設立

※室内屋内多目的施設：全天候型のスポーツ施設。床面が主に土や人工芝等になっているのが特徴

※オホーツク・スポーツ合宿誘致に係る地域連絡協議会：オホーツク地域が、スポーツ合宿の先進地域として、連携してスポーツ合宿誘致を促進し、スポーツを通じて地域の活性化を図ることを目的に設立された地域協議会。事務局はオホーツク総合振興局。

## 関連する計画

| 計画の名称          | 計画期間          |
|----------------|---------------|
| 第7次美幌町社会教育中期計画 | 平成28年度～平成33年度 |